

生駒市

市民が創る めくもりと活力あふれるまち・生駒

生駒市総合計画





私たちのまち生駒市は、緑豊かな自然環境に恵まれるとともに、大都市へのアクセスにも優れた、関西を代表する良好な住宅都市として発展してまいりました。近年では、近鉄けいはんな線の開業や阪神なんば線の開通により、交通利便性は一層増しており、住宅都市としての魅力はさらに高まっています。

一方、本市を取り巻く社会経済状況は、急速な少子高齢社会の進行による税収の伸び悩みや地方分権の進展など急激に変化し、また同時に、個人の価値観は年々多様化し、環境や景観、安全・安心といった分野への関心も高まるなど、市民ニーズも高度化・複雑化している状況にあります。こうしたことから、行政だけが都市経営を担うという従来のまちづくりから、市民・事業者・行政がそれぞれ活動主体となって協働で達成すべき目標を設定し、それぞれがまちづくりを行う時代へとシフトしています。そこで、市民、事業者の参画を得ながら、「関西一魅力的な住宅都市」を目指して、未来に向けた積極的な投資を行い、中長期的なビジョンを持って計画的にまちづくりを進めるため、「第5次生駒市総合計画」を策定しました。

第5次総合計画は、平成30年度（2018年度）までのまちづくりの基本指針となるものであり、目指すべき生駒市の将来都市像を「市民が創る めくもりと活力あふれるまち・生駒」としています。また、(1)市民との協働、(2)わかりやすい計画、(3)実現性の高い計画、(4)進行管理を適切に実行できる計画、を特長としています。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりまして、ご審議いただきました総合計画審議会並びに市議会の皆様をはじめ、新たな取り組みとして計画策定の初期段階から計画づくりにご参画いただきました「生駒市の新しい総合計画を考える市民会議」の皆様から感謝申し上げますとともに、「市民が創る めくもりと活力あふれるまち・生駒」の実現に向けて、皆様の一層のご支援、ご協力をお願いします。

生駒市長 山下 真

目次



基本構想

はじめに（策定の趣旨）	3
第1章 基本理念	4
第2章 第5次生駒市総合計画の構成と期間	5
第3章 第5次生駒市総合計画策定の背景	6
1 社会環境の変化	6
2 生駒市の沿革と特性	8
3 生駒市にとっての主要課題	10
第4章 生駒市の将来都市像	12
1 将来都市像とまちづくりの目標	12
2 人口フレーム	13
3 都市整備の方針	14
第5章 施策の大綱	16
1 市民が主役となってつくる、参画と協働のまち	16
2 子育てしやすく、だれもが成長できるまち	17
3 環境にやさしく、自然と都市機能が調和した、住みやすいまち	18
4 いつでも安全、いつまでも安心して暮らせるまち	19
5 地域の資源と知恵を活かし、にぎわいと活力のあるまち	21



基本計画

第5次生駒市総合計画の体系	24
基本計画の構成	26
1 市民が主役となってつくる、参画と協働のまち	29
(1) まちづくりにおける市民の参画と協働	30
①市民協働	30
②情報提供・情報公開	32
(2) 地域活動・市民活動の活性化	34
①地域活動・市民活動	34

(3) 人権の尊重	36
①人権	36
②男女共同参画	38
③多文化共生	40
(4) 健全で効率的な行財政運営の推進	42
①行政経営	42
②行政サービス	44
③財政	46
④職員・行政組織	48

2 子育てしやすく、だれもが成長できるまち 51

(1) 子育て支援の充実	52
①母子保健	52
②保育サービス	54
③子育て支援	56
(2) 学校教育の充実	58
①幼稚園教育	58
②学校教育	60
③特別支援教育	62
(3) 生涯学習の推進	64
①生涯学習	64
②青少年	66
(4) 文化・スポーツ活動の推進	68
①文化活動	68
②歴史・伝統文化	70
③スポーツ・レクリエーション	72

3 環境にやさしく、自然と都市機能が調和した、住みやすいまち 75

(1) 適切な土地利用の推進	76
①土地利用	76
②住宅環境	78
③拠点整備	80
(2) 交通ネットワークの整備	82
①道路	82
②公共交通	84
(3) 環境配慮社会の構築	86
①3R (リデュース・リユース・リサイクル)	86
②環境保全活動	88
(4) 生活環境の整備	90
①生活排水対策	90
②公害対策	92
③地域美化・環境衛生	94
④上水道	96
(5) 緑・水環境の保全と創出	98
①自然的資源	98
②公園・緑化	100

4	いつでも安全、いつまでも安心して暮らせるまち	103
(1)	地域で助け合い、支え合う仕組みの整備	104
	①地域福祉活動	104
(2)	健康づくりの推進	106
	①健康づくり	106
(3)	医療サービスの充実	108
	①医療	108
(4)	高齢者の生活を支えるサービスの実施	110
	①高齢者保健福祉	110
	②社会保障	112
(5)	障がい者の生活を支えるサービスの実施	114
	①障がい者保健福祉	114
(6)	人にやさしい都市環境の整備	116
	①バリアフリー	116
(7)	地域防災体制の充実	118
	①災害対策	118
	②自主防災	120
	③消防	122
(8)	生活の安全の確保	124
	①交通安全	124
	②防犯・消費者保護	126

5	地域の資源と知恵を活かし、にぎわいと活力のあるまち	129
(1)	学研都市との連携	130
	①学研都市	130
(2)	農業の振興	132
	①農業	132
(3)	商業・工業の振興	134
	①企業立地	134
	②商工業	136
(4)	観光と多様な交流の促進	138
	①観光・交流	138



資料編

1.	総合計画策定体制図	142
2.	総合計画策定経緯	143
3.	生駒市総合計画審議会条例	147
4.	生駒市総合計画審議会委員名簿	148
5.	生駒市総合計画の策定についての諮問	149
6.	生駒市総合計画の策定についての答申	150
7.	生駒市の新しい総合計画を考える市民会議設置要綱	151
8.	生駒市の新しい総合計画を考える市民会議市民委員名簿	152
9.	生駒市の新しい総合計画を考える市民会議提案書	153
10.	市民会議各部会からのメッセージ	154

基本構想

はじめに（策定の趣旨）

近年、少子・高齢化の進行、地球環境問題の深刻化、情報化や国際化の進展など、社会経済環境の構造的な変化が進んでいます。また、「経済的な豊かさ」から、ゆとり・うるおいなどの「心の豊かさ」志向へと社会が変化してきた中で、市民が行政に求めるニーズは増大するとともに、高度化・複雑多様化しています。

地方分権の進展により政策の自己決定・自己責任が基本となる中、高齢化等に伴う税収の伸び悩みや社会保障経費の増大、三位一体の改革による依存財源の減少などにより、地方自治体の財政運営は厳しさを増しています。本市においても、都市の発展を支えてきた住宅地において高齢化が急速に進展し、税収が伸び悩む状況にあります。

さらに、行政だけが都市経営を担うという従来型の進め方を継続することは困難となっており、真の地方分権を実現するためには、市民が主体的にまちづくり^{（注）}に参画するための明確なルールを市民合意の下で確立し、そのルールに基づき、市民や行政などがそれぞれの役割を担いながら、協働して進めていくことが求められています。

本市においては、平成22年度を目標年次として第4次生駒市総合計画に基づくまちづくりを進めてきましたが、予測を上回る急速な社会経済環境の構造的な変化への対応とともに、学研高山地区第2工区の計画見直しをはじめとする市が有する地域課題への対応や市民の意向を踏まえた計画的な取組が急務であることから、第5次生駒市総合計画を前倒しし、市民・事業者・行政が協働してまちづくりを進めていくための基本指針として策定することとします。

（注）「まちづくり」とは

生駒市をよりよいまちにするため、市民・事業者・行政が取り組む様々な活動の総称として用います。

本計画に基づくまちづくりを実現する上で、あらゆる分野において常に踏まえるべき共通の考え方を、次のとおり定めます。

(1) 市民主体のまちづくり

まちづくりの主体は市民です。市民主体のまちづくりの基本ルールを定めた生駒市自治基本条例等に基づき、あらゆる分野における、市民の参画、市民・事業者・行政の協働を推進します。

(2) 自助・共助・公助

身近な暮らしに関わるまちづくりにおいては、まず「自助」（自分自身が行う）、次に「共助」（周囲や地域が協力する）、そして「公助」（行政が支援し、補完する）という考え方を基本とします。

(3) 持続可能な都市経営

少子・高齢化の進行、増え続ける社会保障経費、厳しい財政状況、地球環境問題の深刻化など、これまでの様々なシステムの持続可能性を大きく揺るがす変化が本市を取り巻いています。こうした変化に対応するため、既存の方法を不断に見直し、次世代へ引き継ぐための持続可能な都市経営を行います。

第5次生駒市総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3つから構成するものとし、その内容と計画期間は次のとおりとします。

なお、本計画書は「基本構想」と「基本計画（前期）」で構成し、「基本計画（後期）」と「実施計画」は別途定めることとします。



1 基本構想

基本構想は、長期的な展望にたって、総合的かつ計画的にまちづくりを行う指針となるもので、まちづくりの基本理念や将来都市像を定め、その実現に向けた施策の大綱を示します。

【計画期間】 平成21～30年度（2009～2018年度）

2 基本計画

基本計画は、基本構想で定めたまちづくりの理念と将来都市像を実現するため、市民・事業者・行政の役割分担や各分野で取り組むべき施策を体系的かつ具体的に示すものです。

なお、今後の社会環境の変化に対応していくため、計画期間は5年間とし、中間見直しを行った上で後期計画を策定することとします。

【計画期間】 前期：平成21～25年度（2009～2013年度）

後期：平成26～30年度（2014～2018年度）

3 実施計画

実施計画は、基本計画に定めた施策に従って、具体的な事業内容を明らかにし、毎年度の予算編成の指針となるものです。

計画期間は3年とし、毎年度見直しを行うこととします。

1 社会環境の変化

第5次生駒市総合計画策定の背景となる主な社会環境の変化としては、次のようなことがあげられます。

(1) 少子・高齢化の進行

わが国は平成17年に人口減少局面に入ったとされます。合計特殊出生率^{*1}は、晩婚化と未婚化、最近では夫婦出生児数の減少も加わって、ほぼ一貫して減少を続けており、奈良県では平成19年には1.22となっています。これは、全国47都道府県の中でも4番目に低い水準にあります。

また、わが国の高齢化率は平成19年には21.5%ですが、平成32年(2020年)には29.2%に達すると推計されており、奈良県においては全国より早いスピードで高齢化が進むものと見込まれています。

(2) 社会保障制度の改革

少子・高齢化が進む中、社会保障制度の維持・充実が重要となっています。

平成12年に介護保険制度がスタートしましたが、今後も介護ニーズや利用者の増大が見込まれ、自治体財政への影響が懸念されます。障がい者福祉については、平成18年から障害者自立支援法が施行されていますが、利用者負担の増大などが課題となっており、制度の見直しが行われる可能性があります。

医療保険については、高齢化に伴う医療需要の増大などに対応するため、75歳以上の高齢者が加入する後期高齢者医療制度の創設など、医療制度の見直しが進められています。

(3) 地球環境問題の深刻化

世界では、ほとんどの地域が地球温暖化の影響を受けており、異常気象の頻発、気候システムの急変、地球規模での水不足の深刻化、農業への打撃、感染症の増加など、地球の平和と安全にとって大きな脅威となりつつあります。

平成9年の気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3 温暖化防止京都会議)において京都議定書が合意されてから10年がたち、平成20年から第1約束期間が始まり、様々な主体が取組を始めています。

わが国の二酸化炭素の排出状況を見ると、民生部門(業務その他、家庭)、運輸部門は大幅に増加しており、これらの部門における取組の推進が必要とされています。

(4) 教育の方向性を見直し

わが国の教育制度は、子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、学力低下、学校におけるいじめ、不登校、教育への信頼の低下、家庭教育のあり方など、様々な課題を抱えています。これらの状況を踏まえ、平成18年に約60年ぶりに教育基本法が改正されました。

また、地方分権改革の中、市町村教育委員会の裁量が拡大し、地域の状況を踏まえた独自の学校教育への取組が求められています。

^{*1} 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に子どもを生むと仮定したときの子ども数に相当する。

■ (5) 安全・安心への不安の高まり

阪神・淡路大震災の発生は大きな犠牲と教訓をもたらしましたが、21世紀前半には紀伊半島に大きな被害をもたらす東南海・南海地震が発生する可能性が高いとされており、大規模災害発生への不安は高まっています。

また、わが国の刑法犯の認知件数は、昭和40年代の約2倍近くの水準にあり、厳しい状況にあります。特に、情報通信ネットワークの発展に伴い、サイバー犯罪^{*2}やインターネット上でのトラブル等は増加傾向にあり、犯罪の手口についても高度化・多様化している状況にあります。

さらに、食の安全・安心をおびやかす様々な問題が発生し、国民の不安が高まっています。

■ (6) 若年層や子育て世代における雇用問題

企業等の多様な雇用形態や労働者の就業形態への意識の変化など、わが国の労働環境は時代とともに変化してきました。こうした状況の中、特に若年層におけるパート・アルバイトや派遣などの非正規雇用は引き続き増加し、所得格差の拡大化など社会問題となっています。また、年齢階級別の週労働時間が60時間以上の者の割合は、子育て世代(25～34歳、35～44歳層)において、他の年齢を上回っています。

これら若年層の厳しい雇用情勢、子育て世代の長時間労働は少子化の傾向にも影響を及ぼしていると考えられています。また、共働き世帯の増加は、保育などの行政サービスへのニーズを高める要因にもなっています。

■ (7) 地域コミュニティの変化

都市化の進展、ライフスタイルの変化、共働き世帯・単身世帯の増加などにより、地域コミュニティへの帰属意識の希薄化、地域コミュニティ活動の活力低下などの状況が見られるようになってきました。

一方、阪神・淡路大震災を契機として市民によるボランティア活動が活発化するとともに、子どもたちを守る活動など地域住民が力をあわせた取組も各地で見られるようになってきました。

■ (8) 地方自治制度の改革

地方分権改革をより一層推進していくため、平成18年に地方分権改革推進法が成立し、国と地方との役割分担の見直しを進めるとともに、国の関与や国庫補助負担金の廃止・縮小等に向けた検討が進められています。また、道州制や大都市制度の見直しなど、地方自治のあり方について様々な面から検討が進められています。

国・地方とも危機的な財政状況にあり、地方財政の借入金残高は、平成20年度末で197兆円と見込まれています。地方分権改革の一環として平成15年から「三位一体の改革」が進められてきましたが、その結果、大部分の自治体においては財源が減少し、自治体間の財政力格差が拡大するなどの影響があらわれています。

*2 サイバー犯罪：インターネットなどのコンピュータ技術を利用した詐欺や悪質商法、不正アクセスなどの犯罪のこと。

第3章

2 生駒市の沿革と特性

生駒の沿革（歴史）を踏まえつつ、本市の特性となる事項をまとめました。

（1）恵まれた自然と歴史文化

本市は、東西約7.8km、南北約14.9kmと南北に細長い形をしています。西に生駒山地、東に矢田丘陵と西の京丘陵が位置し、公園等の緑地や農地も多く、緑に包まれた住宅都市としての特性をもっています。

また、大和川水系の富雄川・竜田川と淀川水系の山田川・天野川が流れており、これらの河川がうるおいのある水辺空間を形成するとともに、大阪平野を流れる二つの一級河川に共通の水源地となっています。

生駒の歴史は古く、約3000年前から人々の生活が営まれていたと思われます。弥生中期以降の遺跡が残っており、市内には、往馬大社、長弓寺、宝山寺、高山茶釜など、古くから伝わる多くの歴史文化資源があります。

（2）大阪近郊の住宅都市としての発展

大正3年に生駒トンネルが貫通し、大阪～奈良間に鉄道が開通したことは、本市の発展の大きな契機となりました。その後、昭和2年には生駒から王寺までの鉄道（現在の近鉄生駒線）も開通しました。

昭和30年代から高度成長に伴って、大阪近郊の住宅都市として、丘陵地等における新たな住宅地開発が進むようになりました。昭和39年には新生駒トンネルが貫通し、昭和43年に東生駒駅が新設されるなど、大阪への所要時間は一層短縮され、住宅都市として本市の人口は増加を続けました。

昭和51年には人口5万人を超え、平成2年には人口10万人を超えて、県下第3の都市に成長しています。

近年においては、少子・高齢化等の影響により、人口規模は横ばいで、団塊の世代が多く入居している住宅地における高齢化の進展などが課題となっています。

（3）利便性の高い交通網

鉄道交通については、近鉄生駒駅を中心に、近鉄奈良線・生駒線・東大阪線（現在は「けいはんな線」の生駒駅～長田駅区間）、生駒鋼索線（生駒ケーブル）が整備されており、加えて平成18年3月には市北部地域及び学研都市へのアクセスとして生駒駅と学研奈良登美ヶ丘駅間に「けいはんな線」が開業、さらに平成21年3月には「阪神なんば線」が開通し、近鉄奈良線を利用して阪神三宮駅まで乗り換えなしで行けるなど、鉄道交通の利便性はさらに高くなりました。近鉄生駒駅から大阪市中心部の近鉄大阪難波駅までは20分、地下鉄本町駅までは26分、阪神三宮駅までは1時間強、奈良市中心部の近鉄奈良駅までは14分で到達することができます。

また、東西方向の3本の広域幹線道路（国道163号、阪奈道路、第二阪奈有料道路）を中心に道路網が整備されており、高速道路網を活用することによって、生駒市内から大阪中心部まで約20分、関西国際空港まで約1時間で行くことができます。

■ (4) 伸び悩む経済活動

本市は、低層住宅を中心とした質の高い住宅都市として発展してきたため、他市に比べて住民の所得は高い水準にありますが、今後は住民の高齢化等に伴い、これまでのような住民税を中心とする税収の伸びが期待できない状況となっています。

一方、交通利便性が高いこと等を背景として、市民の購買力が大阪市等の市外へ流出しているため、商業販売額は低い水準にあります。また、広域道路交通網の利便性の高さや、関西文化学術研究都市に位置づけられているにもかかわらず、域内道路等のインフラ^{*1}整備が十分ではないこともあり、工業や業務機能の集積はきわめて乏しいという状況にあります。

■ (5) 新たな街づくりへの取組

本市においては、昭和53年に世界に先駆け、完全双方向映像情報システム(Hi-Ovis)の実験放送が開始され、これを受けて、昭和63年に全国で2番目となる都市型CATV(KCN)^{*2}が放送を開始し、先進的な地域情報化基盤を活用した街づくりが進められてきました。

また、北部の高山地区においては、国家的なプロジェクトである関西文化学術研究都市の建設が進められており、平成3年に奈良先端科学技術大学院大学が設置され、平成6年には学研都市全体のまちびらきが行われましたが、その後景気の低迷等に伴い、学研都市の建設がスローダウンしています。

そのような状況の中、学研高山地区第2工区については、住宅中心の開発計画を見直す方向での検討が進められています。

※1 インフラ：インフラストラクチャーの略語で、道路や上下水道、公園など生活や産業などに必要な基盤として整備される施設のこと。

※2 CATV(KCN)：ケーブルテレビのこと。KCN＝近鉄ケーブルネットワーク株式会社

3 生駒市にとっての主要課題

これからの本市のまちづくりにおいて主要な課題となっている事項は次のとおりです。

(1) 安心できる暮らし・子育て環境の確保

○ いつまでも安心できる暮らし

高齢者・障がい者福祉の充実、医療サービスの充実、市民の健康づくり・生活習慣病^{*1}対策などによって、誰もがいつまでも安心して暮らせること。

○ 子育てしやすい環境

家庭における子育てへの支援、多様な保育ニーズへの対応、特色ある学校教育の充実などによって、子育てしやすい環境を整備し、子育て世代の定住を促すこと。

○ 人権の尊重

人権意識の一層の高揚、固定的な性別役割分担意識^{*2}の払拭、多文化を認め合う社会の構築などによって、すべての人の基本的人権が尊重されること。

○ 安全・安心の確保

震災等の大規模災害対策の充実、消防・救急体制の強化などによって、危機管理能力を高め、安全・安心を確保していくこと。また、地域での防犯に対する取組の強化や消費者保護対策などにより、子ども、高齢者、障がい者などの社会的弱者が犯罪に巻き込まれにくくするための環境を整備すること。

(2) 環境との共生

○ 自然環境の保全

土地利用の基本方針として、本市の魅力である緑や水の自然環境を保全・再生し、人と自然が共生できること。

○ 循環型社会の構築

環境負荷を軽減した資源循環型社会の構築に向け、省資源・省エネルギーの観点から市民のライフスタイルや事業者・行政の活動の見直しを促進するとともに、廃棄物の減量化・再資源化を進めていくこと。

(3) 都市基盤の整備

○ 計画的な土地利用に向けての取組

都市活力の基盤となる土地利用に向け、学研北生駒駅周辺地区、北田原工業地区、学研高山地区第2工区等における計画的な土地利用を促進すること。また、魅力的な住宅都市を実現するために開発行為に対する適切な指導を行うこと。

※1 生活習慣病：食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症、進行に關する疾患群で、がん、脳血管障害、心臓疾患、高血圧症、慢性気管支炎、肺炎腫、脂肪肝、肝硬変、糖尿病も含まれる。

※2 性別役割分担意識：男である、女であるという性別観により、「男は仕事、女は家庭」、「男は主、女は従」という、性別によって役割を固定する考え方や意識のこと。

※3 合併処理浄化槽：台所やお風呂、洗濯などの生活雑排水を、し尿と合わせて処理できる浄化槽。

○ 交通ネットワークの整備

公共交通拠点へのアクセス道路の整備、南北方向の交通網の強化、市街地の生活道路の整備などによって、総合的な交通ネットワークを整備すること。

○ 汚水処理のための基盤整備

公共下水道の整備を進めるとともに、公共下水道計画処理区域外の地域等においては合併処理浄化槽^{※3}の設置を促進すること。

■ (4) 産業活動の活性化

○ 経済循環構造の構築

魅力ある商業の集積により市外に流出している購買力を市内に吸引すること、農産物における「地産地消^{※4}」の推進、「市内で働く場所」の創出などにより、経済活動における循環構造を構築すること。

○ 企業や研究所の立地促進

学研都市に位置づけられているという立地を活用し、学研高山地区や北田原工業地区等への企業・研究所の立地を促進し、学術研究機能と連携した産業振興を推進すること。

■ (5) 地方分権時代に対応した行財政運営体制の構築

○ 行政運営の透明性の向上

市民に対する積極的な情報提供により、市民の行政への信頼や関心を高めるとともに、市民のまちづくりへの参加を促進していくこと。

○ 協働の推進

自治会をはじめとした地域コミュニティ活動や、ボランティア、NPO^{※5}等の市民活動の活性化を支援するとともに、行政によるまちづくりのコーディネート機能を強化し、市民と行政のパートナーシップ^{※6}に基づく協働のまちづくりを推進すること。また、まちづくりの担い手となる市民の生涯学習環境を整備すること。

○ 効率的・効果的な行財政運営

行政コストの削減、税収の確保等による健全な財政運営を実現するとともに、限りある行政資源・財源の配分を考慮した行政運営を行うこと。

※4 地産地消:「地元生産-地元消費」を略した言葉で、地元で生産されたものを、地元で消費するという意味で使われる。

※5 NPO:Non Profit Organization(ノン・プロフィット・オーガニゼーション)の略。営利を目的とせず、社会的使命の実現を目的とする民間組織のことで、「民間非営利組織」と呼ばれている。「特定非営利活動促進法(NPO法)」に基づいて認証を受け、設立登記をした団体が「NPO法人」。

※6 パートナーシップ:違った立場の組織や人が、それぞれの役割を自覚しつつ、互いの立場を尊重しながら、課題の解決に向けて協力関係にある状態を指す。

1 将来都市像とまちづくりの目標

生駒市は緑豊かな自然環境に恵まれながら、大都市へのアクセスが優れた交通利便性の高い、関西を代表する良好な住宅都市として発展してきました。

今後は、この住宅都市という基本的な方向性をしっかりと受け継ぎながら、少子・高齢化、さらには人口減少社会の到来や、地球環境問題の深刻化、安全・安心への不安の高まりという厳しい社会環境においても、いつまでも住み続けたいと思えるまちを築いていきたいと考えています。

まちづくりの主役は市民です。本市には様々な能力や経験をもった市民がたくさんおられます。市民自治の原点に立ち返って、市民の力や地域の活動をまちづくりの推進力とし、人と人がつながることによって、安全・安心、教育や環境など様々な場面で「ぬくもりあふれるまち」を築いていくことを目指します。また同時に、大都市近郊にあり、学研都市に位置づけられているという本市の立地を活かしながら、市内の経済活動の活性化を図り、さらにワークライフバランス^{*1}の観点にも配慮しつつ、若者や子育て・勤労世代にとって魅力のある「活力あふれるまち」を築いていくことを目指します。そして、可能な限り将来世代に負担を積み残さず、無駄を省き、資源を大切に持続可能なまちづくりを進めていきます。

このような考え方から、本市の将来都市像を次のように掲げます。

【将来都市像】

市民が創る めくもりと活力あふれるまち・生駒

さらに、この将来都市像を実現するために、まちづくりの目標を次のように定めます。

【まちづくりの目標】

- I 市民が主役となってつくる、参画と協働のまち
- II 子育てしやすく、だれもが成長できるまち
- III 環境にやさしく、自然と都市機能が調和した、住みやすいまち
- IV いつでも安全、いつまでも安心して暮らせるまち
- V 地域の資源と知恵を活かし、にぎわいと活力のあるまち

^{*1} ワークライフバランス:「仕事と生活の調和」と訳され、人生の各段階において、「仕事」と「仕事以外の生活」(子育てや親の介護、自己啓発、地域活動など)との調和がとれている状態を指す。

2 人口フレーム

(1) 人口フレーム設定の基本方針

本市における過去の人口動態を踏まえつつ、今後の少子・高齢化の進展を想定し、さらに、本市における住宅開発計画や子育て・勤労世代の定住を促すための政策的な取組を総合的に考慮して、人口フレームを設定します。

(2) 総人口と世帯数の推移

総合計画（基本構想）の目標年次である平成30年（2018年）における総人口については、計画期間中の新たな住宅開発や政策的な取組によって社会動態（転入・転出の差）がプラスで推移することを想定し、現状の人口規模から微増した水準のおおむね121,000人（注）とします。

なお、今後社会動態がゼロ（転入と転出が均衡）で推移すると、少子化の影響で計画期間の当初から自然動態（出生・死亡の差）がマイナスに転じるため、本市の総人口は次第に減少していくことが見込まれます。

世帯数については、核家族化や世帯分離、高齢化等の影響により今後増加が見込まれるため、おおむね46,000世帯（注）とします。

(3) 年齢別人口構成の推移

本市においては今後急速に高齢化が進展する状況にあり、平成20年（2008年）において19.0%の老年人口比率（65歳以上）は、平成30年（2018年）において26.1%となる見込みです。

また、年少人口比率（14歳以下）は、上記の期間において、14.5%から12.2%へ減少、生産年齢人口比率（15～64歳）は、66.6%から61.8%へ減少する見込みです。

（注）本計画で想定する総人口及び世帯数の中に、学研高山地区第2工区への転入等は含まれません。

3 都市整備の方針

(1) 都市構造の基本的な考え方

①都市拠点・地域拠点^{※1}

本市の玄関口である近鉄生駒駅周辺地域を中心としつつ、隣接する東生駒駅周辺地域と連携した都市拠点を形成し、生駒駅前北口再開発事業等によって様々な都市機能の集積を図ります。

また、生駒市は南北に長い都市であることを考慮し、住民の利便性を高めるため、北地区の地域拠点を近鉄けいはんな線各駅周辺地域に、南地区の地域拠点を近鉄南生駒駅周辺地域にそれぞれ位置づけます。

②ネットワークの形成

道路整備等により南北方向のネットワークの強化を図り、都市拠点を中心とする市内の総合的な交通ネットワークによる都市軸^{※2}を形成します。

また、地形的には、周囲を緑豊かな山地・丘陵に囲まれ、その間を流れる富雄川と竜田川の二つの水系が南北方向の軸となる都市構造になっているため、自然環境を活用した、うるおいのある緑水軸を形成します。

(2) 土地利用の方針

「自然と都市機能が調和した、住みやすいまち」をつくるため、緑地等の自然環境・景観の保全と活用を推進し、新たな住宅地等の開発については、高層・高密度の開発を抑制し、自然環境との調和や良好な景観の創出を図ることを土地利用の基本方針とします。

既存の市街地においては、生駒山などの自然環境や景観との調和を図りつつ、低層住宅を主体としたゆとりある居住環境の維持・向上を目指します。

商業・業務地や駅周辺等の高度利用を図るべき区域については、都市の活性化という観点から適切な土地利用の配置・誘導を図ります。また、学研高山地区第2工区については、地域の状況や社会経済環境、関係者の意向等を踏まえて、「自然環境との共生」を軸とした適切な土地利用の配置・誘導に努めます。

農地や既存集落などの田園地帯については、人の食を支える場所として、都市近郊型農業の振興を図るとともに、ゆとりとうるおいを醸し出す貴重な緑地空間として保全・創出を図ります。

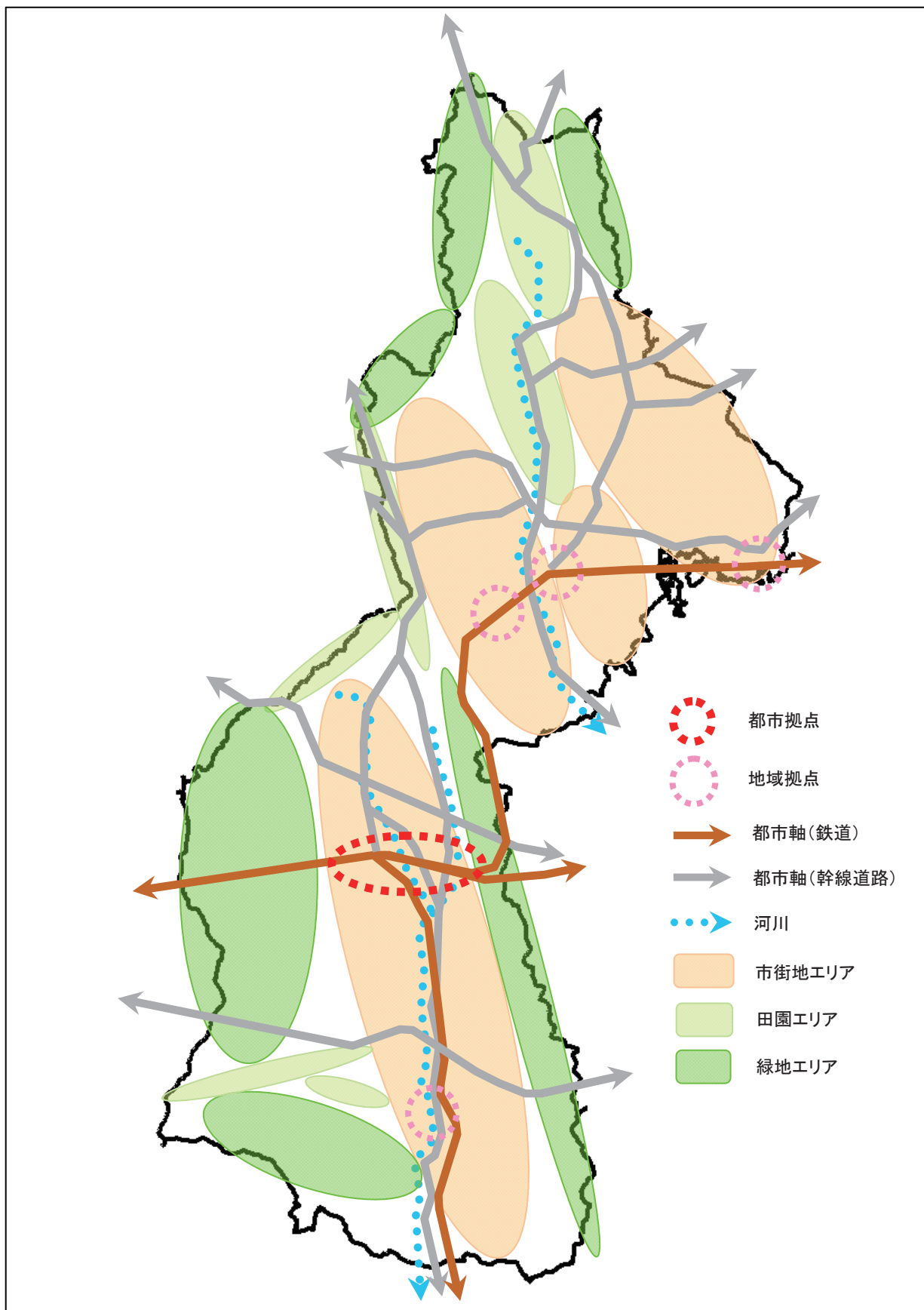
生駒市のシンボルである生駒山地や矢田丘陵・西の京丘陵などの緑地については、自然環境の保全を基本としつつ、市民のやすらぎ・うるおいの空間としての活用を図ります。

※1 都市拠点：交通や行政をはじめ、市民の日常生活に重要な機能を提供する、本市の中心となる拠点

地域拠点：南北に長い都市構造を考慮し、都市拠点に準ずる機能を備えた拠点

※2 都市軸：鉄道や幹線道路など、市内外の交通を支える都市機能の根幹をなす軸

都市構造・土地利用イメージ図



 1 市民が主役となってつくる、参画と協働のまち (1) まちづくりにおける市民の参画と協働

まちづくりのすべての分野において、施策・事業の計画段階から実施段階に至るまで、様々な市民参画の機会を確保するとともに、市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、積極的に関わることで、協働によるまちづくりを推進します。また、情報公開の推進により、市民との情報共有を図りながら、透明性の高い行政運営を行います。

 (2) 地域活動・市民活動の活性化

誰もが身近に感じられ、気軽に、楽しく参加できる自治会をはじめとした地域コミュニティ活動を促進し、ずっと住み続けたいと思う地域社会をつくります。また、まちづくりの担い手として期待されるボランティア、NPO^{※1} 団体などの多様な市民活動を支援します。

 (3) 人権の尊重

すべての市民の人権を保障するため、人権教育・人権啓発、人権相談などの充実により、人権尊重のまちづくりを推進します。また、男女共同参画社会を実現するため、家庭や地域、職場等のあらゆる分野において男女の共同参画を推進するとともに、多文化が共生し、外国人も安心して暮らせる環境を整備します。

 (4) 健全で効率的な行財政運営の推進

市民の参画と協働による行財政改革を進め、各種財政指標の維持・改善を図りながら、健全で計画的・効率的な行財政運営を行うとともに、効果的な投資の見極めを行い、施策の成果を意識した行政サービスを提供します。また、職員の意識改革や能力向上を推進します。

※1 NPO:11 ページ参照

2 子育てしやすく、だれもが成長できるまち

(1) 子育て支援の充実

生駒の地域社会を担う子どもたちの健やかな成長と子育てを支援するため、母子保健医療サービス、保育サービス等の充実とともに、家庭の子育て力を高めるため、啓発、情報提供、相談事業等を実施します。また、地域全体で子育てをしていく体制づくりを促進します。

(2) 学校教育の充実

情報化、国際化などの社会経済環境の変化に対応し、子どもたち一人ひとりの個性と能力が発揮されるよう、よりきめ細かい学校教育を実現するため、家庭や地域の住民・団体との連携を図りつつ、幼稚園・小学校・中学校における学校教育の充実を図ります。

(3) 生涯学習の推進

市民が生涯を通じて学び、成長することができるまちを目指して、活動の基盤となる公共施設の利便性を高めるとともに、社会経済環境の変化に対応した学習事業の充実、市民の自発的な学習活動を支援します。

(4) 文化・スポーツ活動の推進

市民力を活かした個性豊かな文化の創出と「ふるさと生駒づくり」に向け、市民のニーズに応じた多様な文化活動の支援、文化財などの伝統文化の継承を図るとともに、市民が生涯健康で活力ある生活が送れるよう、スポーツ・レクリエーション活動を振興します。

3 環境にやさしく、自然と都市機能が調和した、住みやすいまち

(1) 適切な土地利用の推進

地域の状況に応じた適切な土地利用を進め、自然とバランスよく調和した良好な住環境の維持・形成を図っていきます。また、生駒駅前北口再開発地区をはじめとした利便性の高い地区については、土地の高度利用を図ります。

なお、学研高山地区第2工区については、「自然環境との共生」を軸とした適切な土地利用の配置・誘導に努めます。

(2) 交通ネットワークの整備

本市の地理的条件や交通基盤の整備状況を勘案し、総合的な観点から市内交通網の整備、幹線交通網とのネットワーク化やバス等の公共交通機関の充実を進めるとともに、身近な生活道路の整備を進め、市民の利便性の向上を図ります。

(3) 環境配慮社会の構築

地球温暖化をもたらすエネルギーの削減や新たなエネルギーの利活用など、環境への影響を配慮した資源循環型社会の構築を目指し、市民・事業者・行政が、自ら学び、責任を自覚し、行動を変えていきます。また、廃棄物の減量化・再使用・再資源化を進めるとともに、廃棄物の適切な処理を行います。

(4) 生活環境の整備

快適な生活環境を支える污水处理施設（公共下水道、合併処理浄化槽^{※1}）の計画的な整備、生活排水対策による河川の水質改善を図るとともに、生活環境保全のため、地域の状況に応じた公害対策や美化の推進を図ります。また、水道事業の健全かつ効率的な経営を行います。

(5) 緑・水環境の保全と創出

本市が緑豊かな住宅都市であり続けるために、山地や樹林、河川などの自然的資源を保全・活用し、次世代に引き継ぐとともに、新たな緑化により緑を創出し、市民と行政の協働により花と緑と自然のまちづくりを進めます。

※1 合併処理浄化槽:10 ページ参照

※2 地域完結型の医療体制:地域の診療所や病院などの各医療機関が役割を分担し、互いに連携しながら、その地域内の医療ニーズにすべて対応していくこと。

※3 ノーマライゼーション:障がい者や高齢者などが一般社会の中で、障がいのない人と同じように普通に生活することができる社会をつくるという考え方。

4 いつでも安全、いつまでも安心して暮らせるまち

(1) 地域で助け合い、支え合う仕組みの整備

市民の様々な福祉的なニーズに対応していくため、地域内のコミュニケーションを活発化し、ボランティアや地域コミュニティや市民団体が連携することにより、相互扶助の精神を基本とする地域福祉基盤を強化します。

(2) 健康づくりの推進

すべての人が健康的な生活習慣を確立し、いつまでも健康で暮らせるよう、学校との連携、地域における自主的な活動の促進によって、各年齢層に応じた健康づくり活動や健康教育の充実を図るとともに、健康診査など疾病予防対策の充実を図ります。

(3) 医療サービスの充実

少子化や高齢化等を背景として求められる医療ニーズに対応するため、政策医療を担う地域の中核的な病院の設置、地域の医療機関等の連携体制の強化により、地域完結型の医療体制^{*2}を構築するとともに、24時間体制の救急医療の充実を図り、誰もが安心して受けられる医療サービスを提供します。

(4) 高齢者の生活を支えるサービスの実施

高齢者がいつまでも生き生きと暮らしていくことができるよう、介護保険などの社会保障制度に基づく様々なサービスを実施します。また、高齢者の生活を支える持続可能な保健福祉サービスの運用を行います。

(5) 障がい者の生活を支えるサービスの実施

ノーマライゼーション^{*3}を基本理念とし、障がい者が地域社会で暮らしていくことができるよう、障がい者（児）保健福祉サービスを実施するとともに、様々な社会活動への参画機会の充実を図ります。

(6) 人にやさしい都市環境の整備

高齢者や障がい者をはじめ、すべての人にやさしいまちをつくるため、公共施設、道路、公共交通機関などにおけるバリアフリー^{*4}化を推進します。また、できるだけ多くの人が利用可能であるようなデザイン（ユニバーサルデザイン^{*5}）に配慮したまちづくりを推進します。

※4 バリアフリー（化）：高齢者や障がい者などが社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを取り除くこと。元々は建物内の段差の解消など、物理的障壁の除去という意味合いで用いられていたが、高齢者や障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的などすべての障壁を取り除くという広い意味でも用いられる。

※5 ユニバーサルデザイン：障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、できるだけすべての人が利用しやすいように配慮された環境や建物、製品などのデザイン（設計）を指す。

■ (7) 地域防災体制の充実

道路・河川の整備、ライフラインの強化、公共施設などの耐震化等により災害に強いまちづくりを推進し、広域的な連携により効率的・効果的な消防体制の確保を図るとともに、「自分たちの地域は自分たちで守る」という考えに基づき、自主防災会などの地域住民と防災関係機関の連携による地域防災体制を構築します。

■ (8) 生活の安全の確保

市民の安全な生活を確保するため、地域住民と関係機関の連携によって、交通安全対策、地域防犯対策、通学安全対策の充実を図るとともに、消費者の暮らしを守るための施策等の推進を図ります。

5 地域の資源と知恵を活かし、にぎわいと活力のあるまち

(1) 学研都市との連携

学研都市の地区があるという本市の特性を活かし、奈良先端科学技術大学院大学や研究機関と連携しつつ、学術研究機能の集積を進め、知的資源を活かした特色あるまちづくりを推進します。

(2) 農業の振興

大都市近郊農業としての生産機能と農地の保水・緑地機能としての役割を考慮しながら、「地産地消^{*1}」の推進などによって特色ある農業の振興を進めます。また、市民農園の運営などにより、地域住民との連携を図ります。

(3) 商業・工業の振興

地域経済の活性化や市内の就業機会の増加を図るため、大都市圏へのアクセス性や学術研究機関等が集積する学研都市の優位性を活かしながら、企業の積極的な誘致を推進するとともに、既存工業の活性化、商業の振興に取り組みます。

(4) 観光と多様な交流の促進

様々な歴史文化資源や大都市近郊で自然に恵まれた環境を活用し、これら資源のネットワーク化やPR活動の強化により、市の内外に広く情報発信を行い、観光の振興と市民レベルの多様な交流を促進します。

※1 地産地消：11 ページ参照

基本計画

第5次生駒市総合計画の体系

基本理念

市民主体のまちづくり

自助・共助・公助

持続可能な都市経営

将来都市像

市民が創る
ぬくもりと活力あふれるまち・生駒

施策の体系

1 市民が主役となってつくる、参画と協働のまち

(1) まちづくりにおける市民の参画と協働

- ①市民協働
- ②情報提供・情報公開

(2) 地域活動・市民活動の活性化

- ①地域活動・市民活動

(3) 人権の尊重

- ①人権
- ②男女共同参画
- ③多文化共生

(4) 健全で効率的な行財政運営の推進

- ①行政経営
- ②行政サービス
- ③財政
- ④職員・行政組織

2 子育てしやすく、だれもが成長できるまち

(1) 子育て支援の充実

- ①母子保健
- ②保育サービス
- ③子育て支援

(2) 学校教育の充実

- ①幼稚園教育
- ②学校教育
- ③特別支援教育

(3) 生涯学習の推進

- ①生涯学習
- ②青少年

(4) 文化・スポーツ活動の推進

- ①文化活動
- ②歴史・伝統文化
- ③スポーツ・レクリエーション

3 環境にやさしく、自然と都市機能が調和した、住みやすいまち

(1) 適切な土地利用の推進

- ①土地利用
- ②住宅環境
- ③拠点整備

(2) 交通ネットワークの整備

- ①道路
- ②公共交通

(3) 環境配慮社会の構築

- ①3R (リデュース・リユース・リサイクル)
- ②環境保全活動

(4) 生活環境の整備

- ①生活排水対策
- ②公害対策
- ③地域美化・環境衛生
- ④上水道

(5) 緑・水環境の保全と創出

- ①自然的資源
- ②公園・緑化

施策の体系

4 いつでも安全、いつまでも安心して暮らせるまち

- (1) 地域で助け合い、支え合う仕組みの整備
 - ①地域福祉活動
- (2) 健康づくりの推進
 - ①健康づくり
- (3) 医療サービスの充実
 - ①医療
- (4) 高齢者の生活を支えるサービスの実施
 - ①高齢者保健福祉
 - ②社会保障
- (5) 障がい者の生活を支えるサービスの実施
 - ①障がい者保健福祉
- (6) 人にやさしい都市環境の整備
 - ①バリアフリー
- (7) 地域防災体制の充実
 - ①災害対策
 - ②自主防災
 - ③消防
- (8) 生活の安全の確保
 - ①交通安全
 - ②防犯・消費者保護

5 地域の資源と知恵を活かし、にぎわいと活力のあるまち

- (1) 学研都市との連携
 - ①学研都市
- (2) 農業の振興
 - ①農業
- (3) 商業・工業の振興
 - ①企業立地
 - ②商工業
- (4) 観光と多様な交流の促進
 - ①観光・交流

基本計画の構成

基本計画では、可能な限り数値化・具体化した目標や指標を掲げ、かつ、目標に対する市民や事業者、行政などのそれぞれの役割を示し、どのような状態を目指しているのかが誰にとっても分かりやすいよう、以下の構成としています。

目指す姿

市民や事業者、行政が共に目指す将来の暮らしや、まちの姿、行動などを示しています。

役割分担

「目指す姿」の実現に向けて、市民・地域活動等・事業者・行政がそれぞれ果たすべき役割を示しています。地域活動等とは、地域のコミュニティ活動（自治会活動等）や、ボランティア・NPO等による活動のことです。

小分野 1-(4)-① 行政経営

目指す姿

- 市民ニーズに基づく行政運営が行われ、市政に対する市民の満足度が高まっている。
- 各所属においてマネジメントサイクル（PDCA）^{*1}が定着し、総合計画や行政改革大綱アクションプランに掲げる目標が達成されている。

指標

総合的な住みやすさの満足度 (%)	目指す値		
	H18	H25	H30
	51.1	59	65

【この指標について】平成18年度に実施した「まちづくりに関するアンケート調査」における一般市民の総合的な住みやすさの満足度で、「非常に満足」「満足」「やや満足」と回答した人の割合。平成30年度には「普通29.5%」と回答した人の半数が満足に転じることを目指し、平成25年度にはその中間値を目指します。 →関連データ参照

本市の将来人口 [10月1日時点] (人)	目指す値		
	H21	H25	H30
	119,326	121,057	121,441

【この指標について】住民基本台帳人口+外国人登録人口の将来推計値。総合計画に基づくまちづくりを推進し、推計どおりの人口を目指します。

総合計画に掲げる「目指す値」の達成率 (%)	目指す値		
	H21	H25	H30
	-	100	100

【この指標について】目指す値を達成した指標数/全ての指標数。総合計画の進行管理を適切に実施し、平成25年度、平成30年度とも100%の達成率を目指します。

役割分担

市民

- 市政に関心を持つ。
- アンケートやパブリックコメント^{*2}で意見・要望を述べる。
- 総合計画の内容を理解し、総合計画の目指す姿が実現できるよう市民の役割を実践する。

地域活動等

- 関係する行政の担当部署とコミュニケーションをとる。
- アンケートやパブリックコメントで意見・要望を述べる。
- 活動の経験を活かして施策の提案を行う。

事業者

- 市政に関心を持つ。
- アンケートやパブリックコメントで意見・要望を述べる。
- 民間事業者の視点から効率的で効果的な施策を提案する。

行政

- 市政運営に市民が参画できる機会を設ける。
- 市民ニーズに基づき、効率的な行政運営を行う。
- 政策形成にあたって、市民等の意見を把握し、反映させるシステムの検討・構築を図る。
- 総合計画における行政の役割を実践する。
- 総合計画の適切な進行管理を図る。
- 行政サービスの範囲を明確にするとともに、受益者負担の適正化を図る。

指標

「目指す姿」の実現に向けて、その達成度合いを測る「ものさし」で、数値化が可能な指標として、その分野で代表的なものを設定しています。目指す値は市民、事業者、行政等が共に取り組むことで達成する値で、現状値に対して、前期基本計画の目標年次である平成25年度の目指す値と、基本構想の目標年次である平成30年度の目指す値を示しています。（「増加」「減少」「H25の数値以下」など、言葉で示している指標も一部あります。）

用語説明

分かりにくい用語について説明しています。

^{*1} マネジメントサイクル（PDCA）：「計画（Plan）-実施（Do）-評価（Check）-改善（Action）」という工程を継続的に繰り返すことにより、計画、実施後の結果を十分に検証し、改善策やさらなる次の施策の展開につなげる仕組みのこと。

^{*2} パブリックコメント：31ページ参照

行政の今後 5 年間の主な取組

前期基本計画の 5 年間で行政の主な取組を示しています。

- ◆市民・地域活動等・事業者が役割を果たせるよう支援する取組
市民や地域活動等、事業者が、左のページに掲げる役割を果たせるように支援する行政の取組を示しています。
- ◆行政が主体的に実施する取組
行政が自らの役割として主体的に実施する取組を示しています。

現状と課題

生駒市における現状と問題点、今後取組んでいかなければならない課題を示しています。

1 市民が主役となつてつくる、参画と協働のまち (4) 健全で効率的な行政運営の推進

行政の今後 5 年間の主な取組

市民・地域活動等・事業者が役割を果たせるよう支援する取組

- アンケート調査など、市民、地域活動等、事業者が意見を述べられる恒常的な制度の整備と機会の増加、周知を図ります。
- 総合計画の進捗状況についての情報提供を行います。
- 総合計画の進行管理について市民が参加できる仕組みを構築します。

行政が主体的に実施する取組

- 事務事業の事後評価や施策レベルの評価制度を構築し、実施計画や予算制度と連動させながら総合計画の進行管理を適切に実施します。
- 事務事業の必要性や成果などを明確にし、恒常的に事務事業の整理・合理化を図るとともに、行政内部の管理業務の効率化と民間委託を推進するなど、行政改革を推進します。
- 市民や利用者のニーズに即した行政サービスを提供するため、定期的に満足度調査を実施します。
- 公共施設の利用状況を把握し、他の施設との統合、共用の可能性、施設の存続の適否等について、総合的、横断的な観点からの検討を行い、効率的な公共施設の運営に努めます。
- 市民の意見・提案を市政に反映させるシステムの調査・研究を行います。

現状と課題

市民ニーズが多様化・複雑化する一方で、地方分権の進展に伴い、自己責任・自己決定のもと、自主性と自立性をより高めた行政運営を行うことが求められています。また、厳しい財政状況のもと、限りある行政資源を有効かつ効率的に活用しなければなりません。まちづくりに関するアンケート調査でも、行政サービスの見直しに関する考え方について、必要性が低下した事務・事業の見直しや廃止の意見が半数を超えていることから、市民も効率的かつ効果的な行政経営を求めています。

本市では、タウンミーティングやききみみポスト^{※3}の設置などにより、市民の意見・要望を把握し、反映させる仕組みの確立を図っています。

今後もあらゆる部署において、まちづくりの主体である市民の意見を反映させ、これまで以上に計画や事業の進行管理を適切・明確に行う必要があります。

また、全ての公共施設を維持・更新していくことは財政的に厳しくなることが予想されるため、既存施設を有効に活用する方法を検討する必要があります。

小分野

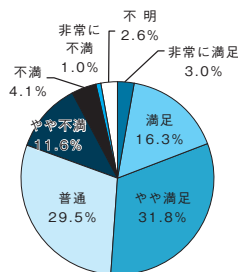
1・(4)・①



行政経営

関連データ

総合的な住みやすさの満足度



(資料)まちづくりに関するアンケート調査結果報告書
(平成 19 年 2 月)

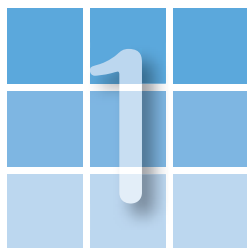
関連データ

指標に掲げる項目のデータなど、その分野に関連する代表的なデータを示しています。

関連する主な分野別計画

その分野に関連して策定・推進している個別の分野別計画を示しています。

※3 ききみみポスト：市政に対する意見や提案などを寄せていただく市民意見箱のことで、身近に利用される本市の全ての公共施設に設置している。



市民が主役となつてつくる、参画と協働のまち

(1) まちづくりにおける市民の参画と協働

- ①市民協働
- ②情報提供・情報公開

(2) 地域活動・市民活動の活性化

- ①地域活動・市民活動

(3) 人権の尊重

- ①人権
- ②男女共同参画
- ③多文化共生

(4) 健全で効率的な行財政運営の推進

- ①行政経営
- ②行政サービス
- ③財政
- ④職員・行政組織



目指す姿

◎市民と行政が、それぞれの役割分担と責任に基づいて、お互いの立場や特性を尊重しながら、協働によるまちづくりが行われている。

指標

協働・参画型事業数 [5年間の累計] (件)	現状値	目指す値	
	H20	H25	H30
	133	170	180

【この指標について】 市民と市又は市民同士がそれぞれの役割と責任を担いながら対等の立場で相互に補完し協力する事業（協働型事業）と市の施策、事業等の計画・実施・評価やまちづくりの過程に市民が主体的に関わる事業（参画型事業）の5年間の累計で、参画・協働によるまちづくりの度合いを示します。

市政に関心をもつ市民の割合 (%)	現状値	目指す値	
	H18	H25	H30
	67	72	76

【この指標について】 平成18年度に実施した「まちづくりに関するアンケート調査」における一般市民の市政への関心度の割合。平成30年度には「あまり関心がない17.9%」と「全く関心がない0.7%」を合わせた数値の半減を、平成25年度にはその中間値を目指します。 →関連データ参照

役割分担

市民

- 市政・まちづくりに関心を持つ。
- 主体性をもって積極的に市政に参画する。

地域活動等

- 市政・まちづくりに関心を持つ。
- 主体性をもって積極的に市政に参画する。

事業者

- 市政・まちづくりに関心を持つ。
- 主体性をもって積極的に市政に参画する。

行政

- 協働のまちづくりの基本的なルールを定めるなど、市民が市政に参画しやすいシステムを整える。
- 市民との協働の機会を増やす。
- まちづくりに関する様々な講座を開催する。
- 各団体の活動のネットワーク化を支援する。



市民との協働により作成した防災・安全・生活マップ(多言語版)

Home City 生駒市

1 市民が主役となってつくる、参画と協働のまち (1) まちづくりにおける市民の参画と協働

行政の今後5年間の主な取組

市民・地域活動等・事業者が役割を果たせるよう支援する取組

- 市民参画と協働によるまちづくりを推進するため、市民への啓発に努めます。
- 市民が意見を述べやすい環境づくりに努めます。
- ニーズに応じてまちづくりに関する講座を実施します。
- 環境や福祉、教育、緑化など様々な分野において市民参画・協働の機会の充実に努めます。

行政が主体的に実施する取組

- 市民参画や協働に基づき、本市のまちづくりを進めていくための基本的なルールを定めた生駒市自治基本条例の適正な運用に努めます。
- 市政にかかわる重要事項について、直接市民の意思を確認し、参画を促進するための市民投票の制度を整えます。
- 市政への市民の理解と関心を高めるとともに、市政に市民の意見を反映させるため、タウンミーティングなど市民と行政が直接対話できる機会づくりに努めます。
- 条例や指針等に基づき、審議会委員の公募や会議の公開、パブリックコメント^{※1}などを実施し、政策形成過程における市民参画の充実や透明性の確保を図ります。
- 市民参画と協働によるまちづくりを推進するため、庁内における職員の意識の高揚を図ります。

現状と課題

地域の課題を解決し、住み続けたいまちとするためには、市民や事業者、行政が互いの立場を認識し合い、自覚と責任を持ってそれぞれが役割を担いながら協働していくことが必要です。

本市では、計画や条例の策定過程において、委員会等への市民委員の登用、素案に対する意見公募の実施など、市民参画の手法を拡大してきました。

また、市民と行政の協働による環境への取組や身近な公園の整備などを実施してきました。

まちづくりに関するアンケート調査の結果によると、市民の市政への関心は前回調査よりも向上していますが、積極的な情報提供に努めながら、さらなる市政への関心を高めていくことが必要です。

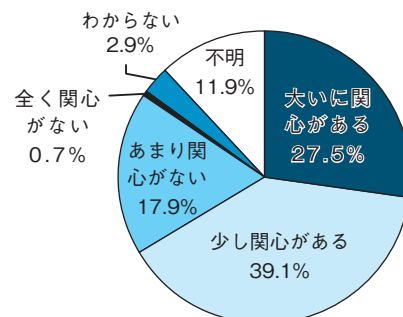
今後は、市民参画や市政運営の基本ルールを定めた生駒市自治基本条例に基づき、協働によるまちづくりを一層推進していく必要があります。

小分野
1-(1)-①

市民協働

関連データ

市政に関心を持つ市民の割合



(資料)まちづくりに関するアンケート調査結果報告書
(平成19年2月)

※1 パブリックコメント：市の基本的な計画や条例等の策定にあたり、その趣旨・目的・内容を公表し、それに対する市民からの意見・情報を受け、出された意見の概要と市の考え方を公表する制度。市の基本的な計画や条例等の策定過程において市民が意見を保障するだけでなく、反映すべき意見については市の基本的な計画や条例等へ反映することで、その内容をよりよいものとするを目的とする。本市では生駒市パブリックコメント手続条例を平成20年4月から施行。

目指す姿

- 市民が知りたい地域や市の情報を早く・簡単・正確に入手している。
- 市が発信している情報を市民が有効に活用している。

指標

ホームページへのアクセス件数(件)	現状値	目指す値	
	H20	H25	H30
	964,003	1,157,000	1,388,000

【この指標について】 生駒市公式ホームページのトップページへの年間アクセス件数。
より多く、分かりやすい情報発信に努め、平成25年度で現状の2割程度の増加を目指します。 →関連データ参照

情報公開(地域情報提供)の満足度(点)	現状値	目指す値	
	H18	H25	H30
	41.37	45	50

【この指標について】 平成18年度に実施した「まちづくりに関するアンケート調査」における一般市民の情報公開(地域情報提供)の満足度で、満足=100点、やや満足=75点、普通=50点、やや不満=25点、不満=0点として点数化。
平成25年度には平成8年度に実施したアンケート調査時の水準を目指します。

役割分担

市民

- インターネットが利用できる環境を整備し、パソコン等の操作方法を習得する。
- インターネットなどを活用して積極的に情報を取得し、意見を述べる。
- 広報紙などを通じて市政に関心を持ち、積極的に行事や市政に参加する。
- 知りたい情報のニーズを行政に伝える。

地域活動等

- ボランティアによるパソコン講習や支援サービスを提供する。
- インターネットが利用できない人への支援として、回覧等による情報の周知・共有を図る。
- 市の広報活動に協力する。
- 知りたい情報のニーズを行政に伝える。

事業者

- 広報紙などを通じて市政に関心を持つ。
- 公共サービスと民間サービスとの連携や情報共有を図る。
- 市の広報活動に協力する。
- 事業者としての意見を行政に伝える。

〔通信事業者〕

- インターネットが利用できる環境を拡充する。
- 個人情報等の情報管理を徹底する。

行政

- 市民ニーズに合った分かりやすい形で積極的に情報を提供・公開し、市民との情報の共有化を図る。
- 個人情報保護と情報セキュリティを徹底する。
- 多様な媒体を活用して情報提供に努めるなど、インターネットが利用できない人に対して配慮する。

1 市民が主役となってつくる、参画と協働のまち (1) まちづくりにおける市民の参画と協働

行政の今後5年間の主な取組

市民・地域活動等・事業者が役割を果たせるよう支援する取組

- 市民が必要としている情報を的確に把握し、多様な媒体を活用しながら、積極的に地域や市政の情報を発信、提供します。
- 民間サービス提供者との連携、協力体制を確立します。
- 情報公開制度について分かりやすく啓発・PRを行います。

行政が主体的に実施する取組

- Web アクセシビリティ^{※1}、ユーザビリティ^{※2}に配慮しながら、使いやすく役立つ Web サービスの充実を図ります。
- 個人情報保護と情報セキュリティを徹底します。
- インターネットが利用できない人に配慮し、それ以外の多様な媒体による情報提供やサービス手法を並行的に運用します。
- 広報モニターの設置やアンケート調査を行いながら市民のニーズを把握し、広報機能の充実を図ります。
- 公正性・透明性の高い行政運営を確保するため、積極的な情報公開に努めます。
- 情報公開制度について、手続きの分かりやすさ、簡素化を進めます。

現状と課題

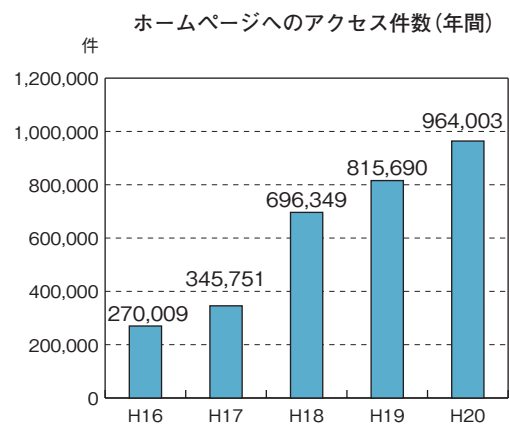
パソコンなどの情報通信機器やインターネットの普及により、誰でも必要な情報が簡単に入手できるようになりました。本市でも広報紙やホームページで地域・市政情報や暮らしの情報などを積極的に提供し、情報公開条例の改正を含め市民本位の積極的な情報公開を行っています。

今後は、提供している情報が市民ニーズを的確に把握しているものなのかを検討していくとともに、さらに情報を分かりやすくタイムリーに提供できる体制を強化する必要があります。また、高度情報化社会の発展の一方で、パソコンやインターネットを利用できる人とできない人との情報格差の広がりや、個人情報の保護も問題となってきています。そのため、インターネットと、それ以外の様々な手法を用いた情報・サービス提供の方法を検討・工夫するとともに、個人情報保護と情報セキュリティの徹底に関する取組が必要です。

小分野
1-(1)-②

情報提供・情報公開

関連データ



(資料)情報政策課

※1 Webアクセシビリティ：Web（インターネット上の情報検索・表示システム）を利用するすべての人が、年齢や身体的制約、利用環境等に関係なく、Webで提供されている情報に問題なくアクセスし、コンテンツや機能を利用できること。

※2 ユーザビリティ：Webサイトの使いやすさのこと。

目指す姿

◎地域の連帯感や助け合いの意識が高まるとともに、市民活動団体が様々な分野で活動を行なっている。

指標

自治会加入率 (%)	現状値		目指す値	
	H21	H25	H30	
	83.7	86	88	

【この指標について】自治会加入世帯数／総世帯数（住民基本台帳登録世帯数＋外国人登録世帯数）平成30年度には過去10年間で最も加入率の高かった時（平成15年度）の水準を、平成25年度はその中間値の水準を目指します。→関連データ参照

市民活動推進センターららポート登録団体数 (団体)	現状値		目指す値	
	H21	H25	H30	
	49	70	100	

【この指標について】市民活動推進センターららポートに登録している市民公益活動を行う団体数。同センターは市民公益活動の情報発信施設であり、同センターの運営や市民活動に対する啓発などの取組を通じて、公益活動を行う登録団体の増加を目指します。

市民活動推進センターららポートの登録者数 (人)	現状値		目指す値	
	H21	H25	H30	
	1,367	1,700	2,500	

【この指標について】市民活動推進センターららポートに登録している市民公益活動を行う団体の総登録者数。同センターは市民公益活動の情報発信施設であり、同センターの運営や市民活動に対する啓発などの取組を通じて、公益活動を行う登録者数の増加を目指します。

役割分担

市民

- 隣近所とのつながりを大切にし、地域活動にも積極的に参加する。
- 市民公益活動に積極的に参加する。

地域活動等

- 自治会等を中心に、地域での行事、催し物を開催するなど、地域での連帯感を高める。
- 自分達のまちのことは、自分達で決めて行動するために市民自治協議会^{※1}を設置し、安全、安心、防犯、防災などの地域の課題解決に取り組む。

【ボランティア・NPO^{※2}】

- まちづくり活動へ積極的に参加する。

事業者

- 地域の行事、協議会に参加し、住民と協力する。
- 地域活動や市民活動に企業が関心を持ち、理解を示す。

行政

- 市政の情報を積極的に市民に提供する。
- 自治会活動をはじめとした地域活動を促進、支援する。
- 市民の自発的な公益的活動を促進する。

※1 市民自治協議会：一定のまとまりのある地域（おおむね小学校校区程度以下の単位）において、自治会やNPOなどの多様な主体で構成される市民自治活動を行う組織のこと。

※2 NPO：基本構想 11 ページ参照



1 市民が主役となってつくる、参画と協働のまち (2) 地域活動・市民活動の活性化

行政の今後5年間の主な取組

市民・地域活動等・事業者が役割を果たせるよう支援する取組

- 地域コミュニティへの意識の向上や、市民の様々な活動への参加を促すきっかけづくりに努めます。
- 広報紙等による啓発を充実し、自治会未加入者への加入促進を図ります。
- 地域コミュニティ活動の基盤組織である自治会に対し、その活動に対する支援や、活動拠点である集会所の整備に対する支援を行います。
- 「市民活動推進センターららポート」を運営し、ボランティアやNPOなどの活動や情報発信を支援します。
- 各種の講座などを通じてボランティアやリーダーの育成を図ります。
- 市民が主体的に行う公益的なまちづくり活動の支援を充実します。
- 自治会やボランティア、NPOなど各主体の活動の発展と連携を推進するため、概ね小学校区単位のエリアを基本として、これらの多様な主体で構成される市民自治協議会の設置を促進するとともに、その活動を支援します。

行政が主体的に実施する取組

- 「市民活動推進センターららポート」によるコーディネート機能の強化を図ります。
- いこまどんどこまつりや生駒山スカイウォークなどのイベントを通じて、市民間の交流を促進します。
- ボランティアに関わる庁内体制の連携強化と情報共有を図ります。

現状と課題

社会環境が大きく変化する中、地域内での安全や福祉に関する様々な課題に対し、行政だけで対応できる時代でなくなっており、自治会などの地域コミュニティの役割はますます重要になっています。自治会加入率は、80%を超えていますが、近年は低下傾向にあり、ライフスタイルの変化や少子高齢化、核家族化の進行等により、地域コミュニティへの帰属意識の希薄化が見られます。

また、まちの活力を維持していくためには、ボランティアやNPOなどの活動が欠かせないものとなっています。

今後においては、市民や地域自らが地域の課題を解決していくことを基本に、自治会活動などの地域コミュニティ活動の促進や、ボランティア、NPOなどの市民の活動を支援していく必要があります。

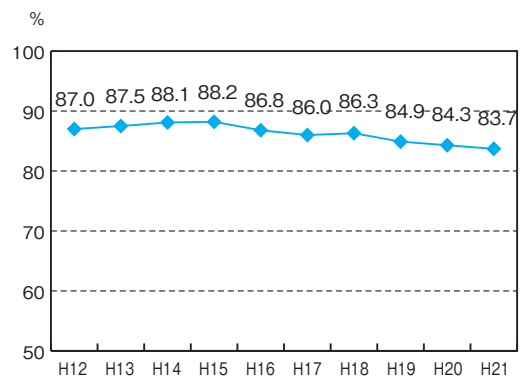
さらに、これら地域のことを最もよく知る多様な主体が互いに協議しながら、連携してまちづくりを進めていくことが必要となっています。

小分野
1-(2)-①

地域活動・市民活動

関連データ

自治会加入率(世帯)



(資料) 市民活動推進課

目指す姿

- ◎市民一人ひとりが人権と個性を尊重し、ともに認め合っている。
- ◎市民が人権尊重の社会の担い手として主体的に取り組んでいる。

指 標

人権教育地区別懇談会の開催数 〔累計〕(回)	現状値			目指す値		
	H20	H25	H30	H20	H25	H30
	100	184	272			

【この指標について】暮らしの中で人権が尊重できるまちづくりを目指して、平成14年度から始まった各自治会別に開催する人権教育地区別懇談会の累計回数。

地区別に実施していることから年度によって開催数が増減するため、現状を基準として開催を重ねていき、人権意識の高揚を図ります。→関連データ参照

人権に関心があると答えた市民の割合 (%)	現状値			目指す値		
	H21	H25	H30	H21	H25	H30
	今後調査により把握	調査を踏まえて設定	調査を踏まえて設定			

【この指標について】市民の人権意識の高まりを示す指標。

今後行う人権意識に関するアンケート調査で人権意識を把握し、調査結果を踏まえて、目指す値を設定します。

役割分担

市民

- 人権尊重の精神に対する理解を深める。
- 人権講演会や講座・研修等に積極的に参加する。
- 日常生活における人権に対する気づきの姿勢を持つ。
- 自主的に人権に関する活動に取り組む。

地域活動等

- 積極的にボランティア、NPO^{*1}等で人権に関して取組を行う。
- 多様な人権問題に対応できるよう、行政などと連携の取れた組織をつくる。
- 人権教育地区別懇談会を自治会や市民自治協議会^{*2}の行事の1つとして定着させる。

事業者

- 人権講演会や研修等に積極的に参加する。
- 人権を尊重した事業活動を実施する。
- 従業員に対する社内外での人権教育研修を推進する。
- 採用条件や雇用条件を適正に整備する。

行政

- 人権意識を高めるための研修会・講演会を実施する。
- 効果的な人権教育・啓発及び支援活動を実施する。
- 人権相談の組織の充実と相談員等の能力の向上を図る。

※1 NPO：基本構想11ページ参照

※2 市民自治協議会：34ページ参照

1 市民が主役となってつくる、参画と協働のまち (3) 人権の尊重

行政の今後5年間の主な取組

市民・地域活動等・事業者が役割を果たせるよう支援する取組

- 人権問題への取組の積極的な広報、周知活動を実施します。
- 市民が主体的に参加できる人権についての講座・研修会・催しの充実により、意識の高揚を図ります。
- 人権問題解決の機運を高めるため、人権に関わる研修会、交流会等に市民や事業者の積極的な参加を促すとともに、自主開催を支援します。
- 市民や地域向けの地区別懇談会や、事業者が実施する職場の人権研修会に講師を派遣し、人権についての教育・啓発を推進します。
- 多様な人権問題に対応するため、ボランティア、NPOとの連携を密にするとともに、活動に対する理解と支援を行います。

行政が主体的に実施する取組

- 人権相談に対する適切な対応や指導、支援を行います。
- 学校教育や社会教育などでの人権教育の推進を図ります。
- 同和問題や高齢者、障がい者などの人権に対する正しい理解と認識の徹底を図るため、これまで取り組んできた人権教育や人権問題にかかる啓発活動の成果と課題を踏まえ、多様な機会や媒体を通じて教育・啓発を進めます。
- 職員研修等により、職務執行における人権意識の高揚を図ります。

現状と課題

わが国の憲法で基本的人権は、「侵すことのできない永久の権利」として保障されており、21世紀は「人権の世紀」と言われています。本市では、平成17年に「生駒市人権施策に関する基本計画」を策定し、これに基づき、毎月11日の「人権を確かめあう日」の設定や、人権教育講座・研修会の実施等の人権教育・啓発の推進、人権相談の充実、ボランティア活動に対する支援を行っています。

しかし、現在でも同和問題や高齢者、障がい者などに関わる様々な人権問題が存在しています。さらに、インターネットを悪用した人権やプライバシーなどに関する新たな問題も起こってきています。

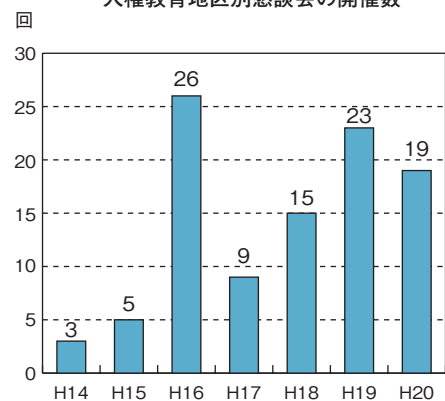
今後も市民一人ひとりが人権意識を高めるためには、効果的な人権教育・啓発を行っていくとともに、人権侵害の潜在化に対する状況把握と、迅速な対応ができる体制を整備していくことが必要となっています。

小分野
1-(3)-①

人権

関連データ

人権教育地区別懇談会の開催数



(資料)人権施策課

目指す姿

- ◎すべての人が性別に関わりなく、ひとりの人間として尊重され、その個性や能力を発揮し、自分らしい生き方をしている。
- ◎男女がともに、職場や地域などにおける社会活動と、育児や介護などの家庭生活を両立し、豊かに生き生きと暮らしている。

指標

男女共同参画プラザへの相談件数（件）	現状値	目指す値	
	H20	H25	H30
	577	675	742

【この指標について】 男女共同参画プラザで受ける女性の日常生活上の心配ごとや悩みごとに関する相談件数。
相談件数が増加傾向にある中、相談業務の周知や情報提供、啓発の充実を図り、女性の自立的活動を支援します。 →関連データ参照

審議会などの女性委員の割合（%）	現状値	目指す値	
	H20	H25	H30
	28.2	40.0	42.0

【この指標について】 市の附属機関等の委員総数に対する女性委員の割合。
生駒市男女共同参画行動計画に基づく目標値（平成26年度 40%）踏まえ、審議会等への女性委員の参加を促進します。

役割分担

市民

- 固定的な性別役割分担意識^{*1}に基づく慣習、慣行、社会制度にとらわれないようにする。
- 社会生活及び家庭生活において個人を尊重し、男女共同参画の意識を持つ。

地域活動等

- 固定的な性別役割分担意識に基づく慣習、慣行、社会制度にとらわれないようにする。
- 自治会等地域の活動において、男女共同参画を推進する。

事業者

- すべての従業員に対して職業生活と家庭生活が両立できるように配慮し、就労の機会や労働条件など職場における男女共同参画を推進する。
- 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力する。

行政

- 家庭、職場、学校、地域その他社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努める。
- 男女共同参画社会の実現に向けて、市民や事業所に対して意識の啓発を行う。

*1 性別役割分担意識：基本構想 10 ページ参照

1 市民が主役となってつくる、参画と協働のまち

(3) 人権の尊重

行政の今後5年間の主な取組

市民・地域活動等・事業者が役割を果たせるよう支援する取組

- 市民、事業所等対象者が参加しやすく、男女共同参画の意識の啓発につながるような、講演・講座を開催します。
- 広報紙や情報誌、ホームページ等、多様な媒体を通じて啓発活動を実施します。
- 男性を対象とした講座の開催、父親の子育てサークルの実施等、男性の家事や子育て、地域福祉活動への参加を支援します。
- 男女共同参画プラザを拠点とし、講座などの男女共同参画施策を充実します。

行政が主体的に実施する取組

- 男女共同参画プラザを拠点とし、相談業務等の男女共同参画施策を充実します。
- 審議会等における女性委員の割合を調査し、結果を公表することにより、女性委員の登用を促進します。
- 男女共同参画行動計画の進捗状況を定期的に公表し、計画の着実な推進を図ります。

現状と課題

男性も女性もすべての人がそれぞれの有する資質・能力を十分に開発・発揮し、個人の選択に応じて納得のいく生き方ができる男女共同参画社会を実現していくことは、大きな課題です。

本市では、奈良県内でも早い時期から男女共同参画への取組を実施し、平成20年2月10日に「男女共同参画都市宣言」を行うとともに、平成20年4月1日には「男女共同参画推進条例」が施行されました。条例の施行に伴い、平成20年4月に女性センターを男女共同参画プラザに改め、相談事業や各種講座の開催、啓発活動など、取組の充実を図っています。

男女共同参画に関する意識は徐々に変化しつつあるものの、セクシュアル・ハラスメントやDV^{*2}が起るなど、性差別や性別による固定的な役割分担意識が根深く存在しています。

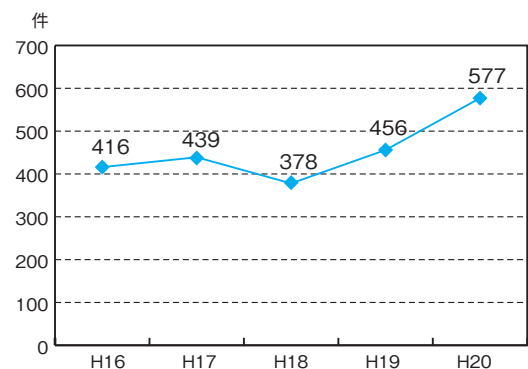
男女共同参画社会の実現のためには、今後、市民・事業者・行政が一体となった意識とシステムの改革が必要です。

小分野
1-(3)-②

男女共同参画

関連データ

男女共同参画プラザ(旧女性センター)への相談件数



(資料) 男女共同参画プラザ

※2 DV: Domestic Violence (ドメスティック・バイオレンス) の略。夫婦や恋人など、親密な関係にある人・配偶者などから受ける暴力のこと。単なる身体的な暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力なども含まれる。

目指す姿

- ◎市民一人ひとりが、異文化を理解・尊重し、外国人とふれあいが広がっている。
- ◎外国人住民※2との交流が活発で、「共生・共助」の考えのもと、外国人住民が安心して暮らしている。

指標

日本語教室の学習者の割合 (%)	現状値	目指す値	
	H21	H25	H30
	5.0	6.00	7.22

【この指標について】学習者数/外国人住民数。
外国人住民が日本で暮らしやすくなるための日本語学習の機会であり、日常生活で日本語に困っている外国人住民を支援します。

窓口サポート職員の登録人数 (人)	現状値	目指す値	
	H21	H25	H30
	18	22	27

【この指標について】日本語が不自由な方に窓口・電話での対応をサポートする市職員の登録者数。
窓口対応の充実を図るため、毎年1名の増加を目指します。



日本語教室

役割分担

市民

- 異文化に対する理解を深め、尊重する意識を高める。
- 国際交流イベントへ積極的に参加する。
- 外国人住民は、地域活動に積極的に参加する。

地域活動等

- 地域においてことばや文化の違いで日常生活に不便を感じている人達のサポートを行う。
- 外国人住民が地域活動へ参加しやすい環境をつくる。

事業者

- 多言語での案内表示を進める。
- 外国人住民の就労を支援する。
- 国際交流イベントに参加・協力する。
- 外国人住民にも対応したサービスの提供を行う。

行政

- 「異文化理解・多文化共生」に関する効果的な講座を開催する。
- 多文化共生に対する意識づくりを啓発する。
- 市民に異文化と日本文化への理解を啓発し、「共生・共助の社会の実現」に向けた施策を展開する。
- 青少年に国際交流の機会を提供し、国際性を育む環境を創出する。
- 多言語での案内表示を進めるなど、外国人住民への支援・環境の整備を行う。
- 多文化共生社会の構築に向けた日本語教室等の事業を実施する。

※1 多文化共生：国籍や民族等が異なる人々が、互いの文化的な背景等の違いを認め合いながら人権を尊重し、地域社会の中で共に生きていくこと。
※2 外国人住民：本計画書では外国籍市民と外国にルーツを持つ市民の総称を意味する。

行政の今後5年間の主な取組

市民・地域活動等・事業者が役割を果たせるよう支援する取組

- 外国人住民の出身国の文化の情報提供を行います。
- 青少年が多文化を理解できるようなセミナー等を開催します。
- 国際交流・多文化共生に関する事業を実施する市民・団体に対し支援を行い、連携の強化を図ります。
- 現存の国際交流イベントが、市民スタッフ中心で拡充できるよう支援します。

行政が主体的に実施する取組

- 外国人住民の生活支援や国際交流活動を担うための機関(多文化共生センター)の整備を検討します。
- 学校教育、社会教育における多文化共生教育を推進します。
- 外国人住民向けの日常生活における基礎的な制度や市政・地域情報の提供を充実します。
- 市の発行する刊行物の多言語表記を推進します。
- 日本語が不自由な外国人住民に対する窓口対応体制の充実と生活相談体制の充実を図ります。
- 外国人住民教育推進懇話会の意見を踏まえ、日本語教室等の多文化共生事業の推進と充実を図ります。

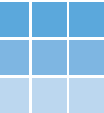
現状と課題

近年、交通機関や情報通信技術の発達に伴い、グローバル化^{※3}が進み、言語も文化も違う外国人が様々な地域で暮らすようになっており、今後さらに増加していくものと考えられています。

本市の外国人住民は近年横ばいの状況で、現在1,000人近くが暮らしており、取組として平成8(1996)年3月に生駒市国際化基本指針が、平成12年(2000)3月に生駒市外国人住民教育指針が策定され、生活面では、日本語教室や庁舎案内板の多言語併記、外国語版いこま暮らしのガイドの配布など行っているほか、国際交流のつどいの開催、青少年国際交流サークルの活動などを行っています。

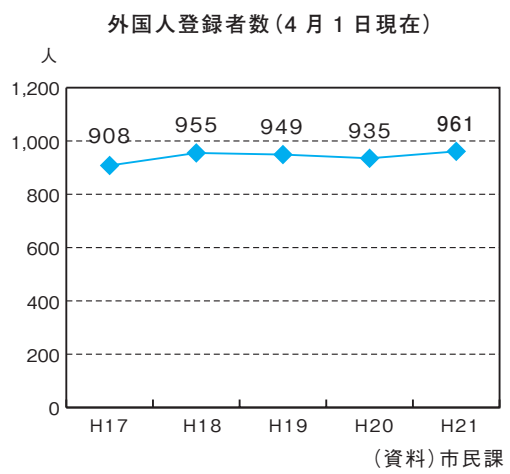
今後も、外国人住民との交流や外国の文化などを学ぶことができる機会の充実を図るとともに、外国人住民の生活支援や国際交流活動を担う体制の充実などを行い、外国人住民が快適に生活でき、日本人と外国人住民が互いに理解・尊重し合い、共生できる社会の実現のための取組が必要です。

小分野
1-(3)-③



多文化共生

関連データ



※3 グローバル化：物事が国の枠組みを超えて地球規模、世界規模に広がること。

目指す姿

- ◎市民ニーズに基づく行政運営が行われ、市政に対する市民の満足度が高まっている。
- ◎各所属においてマネジメントサイクル（PDCA）※¹が定着し、総合計画や行政改革大綱アクションプランに掲げる目標が達成されている。

指標

総合的な住みやすさの満足度 (%)	現状値	目指す値	
	H18	H25	H30
	51.1	59	65

【この指標について】 平成18年度に実施した「まちづくりに関するアンケート調査」における一般市民の総合的な住みやすさの満足度で、「非常に満足」「満足」「やや満足」と回答した人の割合。平成30年度には「普通29.5%」と回答した人の半数が満足に転じることを目指し、平成25年度にはその中間値を目指します。 →関連データ参照

本市の将来人口 [10月1日時点] (人)	現状値	目指す値	
	H21	H25	H30
	119,326	121,057	121,441

【この指標について】 住民基本台帳人口+外国人登録人口の将来推計値。総合計画に基づくまちづくりを推進し、推計どおりの人口を目指します。

総合計画に掲げる「目指す値」の達成率 (%)	現状値	目指す値	
	H21	H25	H30
	—	100	100

【この指標について】 目指す値を達成した指標数/全ての指標数。総合計画の進行管理を適切に実施し、平成25年度、平成30年度とも100%の達成率を目指します。

役割分担

市民

- 市政に関心を持つ。
- アンケートやパブリックコメント※²で意見・要望を述べる。
- 総合計画の内容を理解し、総合計画の目指す姿が実現できるよう市民の役割を実践する。

地域活動等

- 関係する行政の担当部署とコミュニケーションをとる。
- アンケートやパブリックコメントで意見・要望を述べる。
- 活動の経験を活かして施策の提案を行う。

事業者

- 市政に関心を持つ。
- アンケートやパブリックコメントで意見・要望を述べる。
- 民間事業者の視点から効率的で効果的な施策を提案する。

行政

- 市政運営に市民が参画できる機会を設ける。
- 市民ニーズに基づき、効率的な行政運営を行う。
- 政策形成にあたって、市民等の意見を把握し、反映させるシステムの検討・構築を図る。
- 総合計画における行政の役割を実践する。
- 総合計画の適切な進行管理を図る。
- 行政サービスの範囲を明確にするとともに、受益者負担の適正化を図る。

※1 マネジメントサイクル (PDCA) : 「計画 (Plan) - 実施 (Do) - 評価 (Check) - 改善 (Action)」という工程を継続的に繰り返すことにより、計画、実施後の結果を十分に検証し、改善策やさらなる次の施策の展開につなげる仕組みのこと。

※2 パブリックコメント : 31 ページ参照

1 市民が主役となってつくる、参画と協働のまち (4) 健全で効率的な行財政運営の推進

行政の今後5年間の主な取組

市民・地域活動等・事業者が役割を果たせるよう支援する取組

- アンケート調査など、市民、地域活動等、事業者が意見を述べられる恒常的な制度の整備と機会の増加、周知を図ります。
- 総合計画の進捗状況についての情報提供を行います。
- 総合計画の進行管理について市民が参加できる仕組みを構築します。

行政が主体的に実施する取組

- 事務事業の事後評価や施策レベルの評価制度を構築し、実施計画や予算制度と連動させながら総合計画の進行管理を適切に実施します。
- 事務事業の必要性や成果などを明確にし、恒常的に事務事業の整理・合理化を図るとともに、行政内部の管理業務の効率化と民間委託を推進するなど、行政改革を推進します。
- 市民や利用者のニーズに即した行政サービスを提供するため、定期的に満足度調査を実施します。
- 公共施設の利用状況を把握し、他の施設との統合、共用の可能性、施設の存続の適否等について、総合的、横断的な観点からの検討を行い、効率的な公共施設の運営に努めます。
- 市民の意見・提案を市政に反映させるシステムの調査・研究を行います。

現状と課題

市民ニーズが多様化・複雑化する一方で、地方分権の進展に伴い、自己責任・自己決定のもと、自主性と自立性をより高めた行政運営を行うことが求められています。また、厳しい財政状況のもと、限りある行政資源を有効かつ効率的に活用しなければなりません。まちづくりに関するアンケート調査でも、行政サービスの見直しに関する考え方について、必要性が低下した事務・事業の見直しや廃止の意見が半数を超えていることから、市民も効率的かつ効果的な行政経営を求めています。

本市では、タウンミーティングやききみみポスト^{*3}の設置などにより、市民の意見・要望を把握し、反映させる仕組みの確立を図っています。

今後もあらゆる部署において、まちづくりの主体である市民の意見を反映させ、これまで以上に計画や事業の進行管理を適切・明確に行う必要があります。

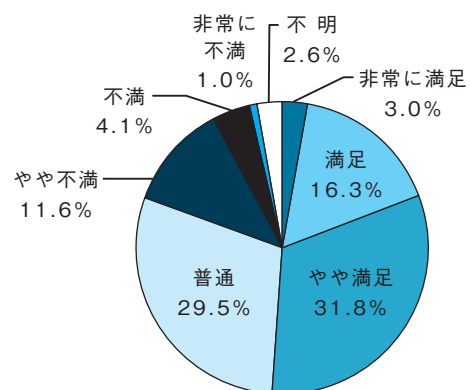
また、全ての公共施設を維持・更新していくことは財政的に厳しくなることが予想されるため、既存施設を有効に活用する方法を検討する必要があります。

小分野
1-(4)-①

行政経営

関連データ

総合的な住みやすさの満足度



(資料) まちづくりに関するアンケート調査結果報告書
(平成19年2月)

*3 ききみみポスト：市政に対する意見や提案などを寄せていただく市民意見箱のことで、身近に利用される本市の全ての公共施設に設置している。

目指す姿

- ◎サービスの向上が図られ、親切、丁寧で、質が高く、市民の目線に立ったサービスが提供されている。
- ◎公共施設が有効に活用されている。
- ◎市民がインターネットなどの情報通信技術の活用による利便性を実感している。

指標

市民サービスコーナーの利用率 (%)	現状値	目指す値	
	H20	H25	H30
	26.8	28	30

【この指標について】 市民課が取り扱う窓口業務に対する市民サービスコーナー（7箇所）の利用割合。市民にとって利便性が高いことを示し、過去の利用率の推移を踏まえ、利用率の向上を目指します。
→関連データ参照

電子申請等オンラインサービスの利用率 (%)	現状値	目指す値	
	H20	H25	H30
	2.7	10	20

【この指標について】 「奈良電子自治体共同運営システム^{※1}」（電子申請のシステム）の対象事務・対象施設におけるシステムの利用率。電子申請できるメニューの拡大や、申込者へ電子申請できることを周知することにより、利用率の向上を目指します。

電子入札の実施率 (%)	現状値	目指す値	
	H20	H25	H30
	10	100	100

【この指標について】 市が実施する工事や工事の設計業務等の入札のうち、電子入札を実施する割合。電子入札の割合を高めることにより、より一層の競争性の向上と透明性、公平性の確保を図ります。

役割分担

市民

- サービスに対する意見をアンケートなどで述べる。
- 情報やサービスを活用するためのパソコンなどの操作方法を習得する。

地域活動等

- アンケート等で意見を述べる。
- デジタルディバイド（情報格差）への支援として、回覧等による情報の周知・共有を図る。
- ボランティアによるパソコン講習や支援サービスを提供する。

事業者

- アンケート等で意見を述べる。
- 公共施設やサービスについて民間事業者の視点から提案する。

【通信事業者】

- 誰もが必要ときに必要な情報を活用できる通信環境を提供する。

【指定管理者^{※2}】

- 公共サービスを担うものとしての責任をもち、適正で公平なサービスを提供する。

行政

- ニーズに合った市民サービスを提供するため、市民等の意見を把握する。
- 公共施設の利便性の向上と効率化を図る。
- デジタルディバイド（情報格差）に配慮した支援・施策を検討、工夫する。
- ICT^{※3}を活用した市民サービスの拡充を図る。
- 市民サービスの充実を図るため、近隣市町村と連携・協力する体制の整備・強化を図る。
- 公正・公平かつ透明性を確保した契約制度の整備を図る。

※1 奈良電子自治体共同運営システム：奈良県と県内市町村で構成する「奈良県電子自治体推進協議会」が運営する、申請・届出やイベント申込、施設予約ができるシステムのこと。

※2 指定管理者（制度）：公の施設（体育館や図書館、コミュニティセンターなど）を地方公共団体が指定する民間等の法人・団体（＝指定管理者）に管理させ、その能力等を活用することによって、住民サービスの向上や経費の節減等を図ることを目的とする制度。

1 市民が主役となってつくる、参画と協働のまち (4) 健全で効率的な行財政運営の推進

行政の今後5年間の主な取組

市民・地域活動等・事業者が役割を果たせるよう支援する取組

- 市民サービスコーナーなど行政サービスの周知に努めます。
- アンケート等で意見を述べる機会を設けます。

行政が主体的に実施する取組

- 市民サービスコーナー窓口の事務の流れをスムーズにし、混雑の緩和を図ります。
- 総合窓口制度の導入を検討します。
- 市民ニーズの把握に努め、施設の予約の簡素化や使用時間区分の見直しなど、利用者にとって利便性の高い公共施設の運営に努めます。
- 公共施設の市民サービスの向上と経費の削減を図るため、民間による指定管理者の積極的な導入を進め、効率的な維持管理に努めます。
- 適正で公平なサービスを提供できるよう指定管理者に対して指導を行います。
- ICTを活用した業務の効率化と市民サービスの向上を図ります。
- 本市が加入する一部事務組合での事務の共同処理をはじめ、生駒山系広域利用促進協議会など、近隣市町との広域的な連携・交流を促進します。
- 「不正行為の防止」・「競争性の確保」・「適正な品質の確保」を目的に適正な公共調達が行なわれるよう、入札・契約・検査制度の改革を推進します。
- 価格以外の評価を取り入れた「総合評価落札方式^{※4}」による入札制度の推進を図ります。

現状と課題

質の高い市民サービスの効率的・効果的な提供は、行政にとっての責務であり、本市においては、市民サービスコーナーを現在市内7ヶ所に設置し、住民票の発行などを行っています。また、利便性の向上を図るため、インターネットによる施設予約や各種申請の受付も行っています。公の施設については、指定管理者制度を活用していますが、さらなる市民サービスの向上を図っていくためには、積極的に公募を進めていく必要があります。また、市民の日常生活圏が広がる中、近隣市町との連携・協力による広域行政にも取り組んでいます。

公共調達については、事後審査型一般競争入札制度を始め、総合評価落札方式や電子入札制度を導入し、公正・公平な契約制度の確立を図っています。

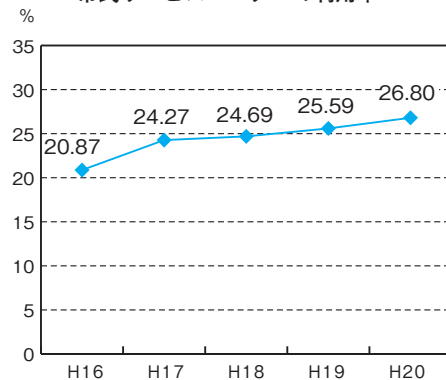
今後も市民ニーズを把握し、市民にとって利便性の高いサービスを提供するため、情報通信技術の活用や指定管理者制度の活用、近隣市町との連携、入札・契約・検査制度の改革の一層の推進を図る必要があります。

小分野
1-(4)-②

行政サービス

関連データ

市民サービスコーナーの利用率



(資料)市民課

※3 ICT：Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略で、情報や通信に関する技術の総称。従来用いられてきた「IT」とほぼ同様の意味で用いられ、「コミュニケーション」の重要性をより明確化している。

※4 総合評価落札方式：従来の価格のみによる自動落札方式とは異なり、価格以外の技術的な要素を評価の対象に加え、品質や施工方法等を総合的に評価し、価格と技術の両面から最も優れた者を落札者とする方式。

目指す姿

- ◎少子高齢化に対応できる財政運営が確立されている。
- ◎財政指標が健全な状態で保たれている。
- ◎財政情報が市民へ積極的に提供され、市民の声が財政運営に反映されている。
- ◎職員のコスト意識が徹底されている。

指標

経常収支比率 (%)	現状値		目指す値	
	H20	H25	H30	
	96.4	95.0 以下	H25 の数値以下	

【この指標について】 市の財政構造の弾力性を表す財政指標で、数値が低いほど弾力性が高いことを表します。
職員定数の適正化による人件費の抑制や、行財政改革による物件費、補助費等の削減、市債の繰上償還等により、比率を抑えることを目指します。 → 関連データ参照

実質公債費比率 (%)	現状値		目指す値	
	H20	H25	H30	
	5.0	現状値以下	H25 の数値以下	

【この指標について】 公債費（借金の返済金）による財政負担の健全度を表す財政指標です。
市債の借入れを厳選してきたことにより、類似都市の水準を下回っていますが、今後も市債の借入れを極力抑え、健全な財政運営を図ります。

市債残高 [普通会計ベース] (億円)	現状値		目指す値	
	H20	H25	H30	
	270	219 以下	H25 の数値以下	

【この指標について】 市の借入残高を表す指標で、この額が少ないほど、将来の負担が少なくて済みます。
市債の繰上償還などにより、財政の健全化を図ります。

役割分担

市民

- 健全な財政運営のための施策について、関心を持ち、理解を深め、積極的に意見を述べる。
- 市民参加により財政をチェックする。
- 法律・条例・規則を守り、無駄な行政コストを増やさない。

地域活動等

- 行政の役割と地域の役割を明確にし、地域主体でできることは地域で行う。
- 補助金等に依存することなく、自立した団体運営を行う。

事業者

- 財政運営に関心を持つ。
- 法律・条例・規則を守り、無駄な行政コストを増やさない。

行政

- 事業を厳選し、経費の節減と歳入の確保に努め、健全な財政運営を行う。
- 財政指標、財務書類を市民に分かりやすく公表し、理解を得る。

※ 1 財政健全化法：「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の略称。平成 19 年 6 月に、財政悪化が進む地方公共団体の早期健全化と財政の再生などを目的として制定された法律。
 ※ 2 実質赤字比率：市の一般会計等の赤字の程度を指標化したもの。本市の 20 年度決算では△ 1.91%で黒字となり、「-」で表示され、実質赤字比率はないことになる。

1 市民が主役となってつくる、参画と協働のまち (4) 健全で効率的な行財政運営の推進

行政の今後5年間の主な取組

市民・地域活動等・事業者が役割を果たせるよう支援する取組

- 財政指標、財務書類を作成し、状況や分析結果を分かりやすく公表します。
- 電子申告制度の導入などにより、利便性の向上を図ります。

行政が主体的に実施する取組

- 財政の現状と課題を分析し、無駄を省くことを基本に財政指標を健全なレベルに導き、維持します。
- 市民ニーズを反映した上で事業を展開し、情勢に合わないなどの事業に関しては、定期的に見直しを実施します。
- 効率的な投資の見極めにより、公共事業などに伴う地方債の発行を最小限に抑え、長期的な観点からコストの削減を図ります。
- 行政改革の推進や実施計画策定時などを通じて、職員のコスト意識の徹底を図ります。
- 民間委託の推進や公募による指定管理者の導入など、民間事業者の活力を積極的に活用しながらサービスの向上を図るとともに、業務の効率化を推進します。
- 地方分権の立場から国や県に対し地方財政制度に対する意見や、補助制度に対する要望を行います。

現状と課題

本市は、大阪のベッドタウンとして人口の増加とともに歳入についても増加し、比較的健全な財政運営が保たれてきました。財政健全化法^{*1}に基づく、財政状況を判断する基準となる「実質赤字比率^{*2}」「連結実質赤字比率^{*3}」「実質公債費比率」「将来負担比率^{*4}」の4つの指標については、平成20年度決算においていずれも基準以下で、概ね健全な数値となっています。しかし、高齢化の影響などによる市税収入の減少などから、財政の硬直化が進み、経常収支比率は全国的にも高い水準で推移しており、財政基盤の強化が課題となっています。

本市においては、現在事務事業・補助金の見直しや指定管理者制度^{*5}の導入による歳出削減を図る一方で、未利用地の売却や広告収入手法の導入などの財源確保策を推進しています。

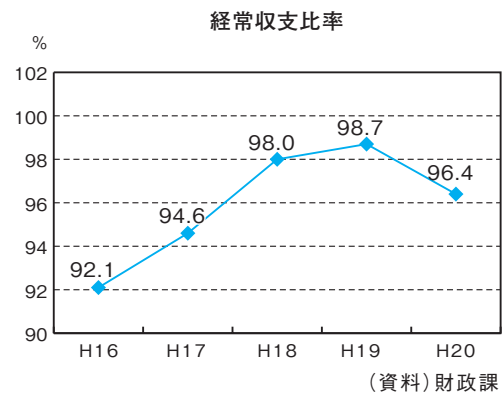
今後も財政状況を正確に把握・分析し、人件費や物件費などの経常経費の削減や職員のコスト意識の徹底、民間活力の導入などといった行財政改革による行政全体での一層の歳出削減を行っていくとともに、寄付金や企業の誘致など、新たな財源の確保策に取り組んでいかなければなりません。

また、財政情報についても市民の意見を財政運営に反映させるためには、さらに分かりやすい形での情報提供が必要となっています。

小分野
1-(4)-③

財政

関連データ



※ 3 連結実質赤字比率：市の全ての会計の赤字や黒字を合算し、市全体としての赤字の程度を指標化したもの。本市の20年度決算では△12.24%で黒字となり、「-」で表示され、連結実質赤字比率はないことになる。

※ 4 将来負担比率：市の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払う可能性がある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示したもの。本市の20年度決算では△23.0%で、「-」で表示され、実質的な将来負担額はないことになる。

※ 5 指定管理者制度：44ページ参照

目指す姿

- ◎全職員がコスト意識を持って業務を遂行しているとともに、適正な人員配置により効率的な組織体制となっている。
- ◎市民にとって分かりやすく、利用しやすい組織となっている。

指標

市の職員数(人)	現状値	目指す値	
	H21	H25	H30
	907	830	H25の数値以下

【この指標について】 4月1日現在の常勤の一般職の職員数(臨時・嘱託職員を除く。)生駒市定員適正化計画の目標値(平成22年 906人)を踏まえ、人口1,000人当たりの職員数を6.8人程度で維持することとし、効率的な人員配置を行うことで職員数の削減を目指します。 →関連データ参照

行政組織の数(課)	現状値	目指す値	
	H21	H25	H30
	59	56	H25の数値以下

【この指標について】 本市の行政組織(行政委員会等を含む)の課の数。職員数の適正化に合わせて、効率的な組織運営ができるよう課の削減を目指します。

役割分担

市民

- 職員の応対や組織運営等に対する要望を伝える。
- 各課の仕事のあらましについて理解する。

地域活動等

- 職員の応対や組織運営等に対する要望を伝える。
 - 各課の仕事のあらましについて理解する。
- 【ボランティア・NPO^{※1}】**
- 職員研修などを通じて、職員の資質や意識の向上を支援する。

事業者

- 職員の応対や組織運営等に対する要望を伝える。
- 各課の仕事のあらましについて理解する。
- 職員研修などを通じて、職員の資質や意識の向上を支援する。

行政

- 職員や組織運営についての情報を提供する。
- 市民にとって分かりやすい組織を構築する。
- 効率的な組織運営を行う。
- 様々な研修等を通じて職員の能力向上を図る。
- 適材適所の人員配置を行う。

※1 NPO : 基本構想 11 ページ参照



1 市民が主役となってつくる、参画と協働のまち (4) 健全で効率的な行財政運営の推進

行政の今後5年間の主な取組

市民・地域活動等・事業者が役割を果たせるよう支援する取組

- 積極的に情報を提供するとともに、アンケート調査など、意見が述べられる機会を設けます。

行政が主体的に実施する取組

- 定員適正化計画に基づき、効率的な組織体制の構築や事務事業の見直し、民間委託の推進、再任用制度の運用などにより、職員定数の適正化を図るとともに、諸手当等を含む給与等の見直しを進めます。
- 民間企業への派遣研修など多様な研修の実施により、コスト意識や顧客意識を養うなど、職員の意識改革を図ります。
- 民間企業等で培われた知識や経験を市政に反映させるとともに、組織の一層の活性化を図るため、民間からの人材登用を推進します。
- 職員の意欲を高めるとともに、能力を最大限発揮させるために、個々の職員の能力や実績を評価し、職員の人材育成、適正配置などに活用できる人事管理制度の構築に取り組みます。
- 市民ニーズや時代の変化を的確に捉えながら、階層構造を簡素化（組織のフラット化）し、効率的な組織体制の構築と意思決定の迅速化を図ります。
- 各部局の役割と責任を明確化し、目的意識を持った組織づくりを目指します。
- 各部課間をまたがる行政課題に対応するため、理事者及び部長級で組織する検討会議の運営や、プロジェクトチーム、ワーキンググループの設置など調整機能を充実します。
- 自立性・自主性の強化に向けて、市の外郭団体の改革を進めます。

現状と課題

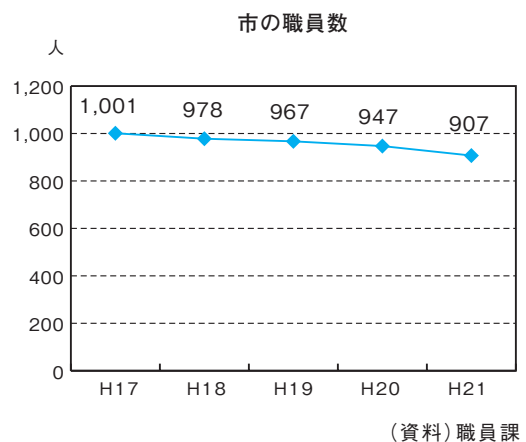
本市では行政需要の動向に配慮しながら、組織の見直しや再任用制度等の活用、民間委託の推進により、職員定数の適正化に努めてきました。また、地方分権時代に対応した人材育成に向け、階層別や専門、派遣研修などを計画的に実施しています。行政組織についても、市民サービスの向上や組織の簡素化などの視点で、時代の変化に対応した見直しを続けてきました。

しかし、厳しさを増す財政状況のもと、市民ニーズの多様化への対応や協働によるまちづくりを推進していくためには、人件費を抑えながら適材適所の人員配置を行うとともに、職員の意識改革と、一層の能力向上を図る必要があります。また、定員の適正化を図っていく中で、市民ニーズに合った行政サービスを進めていくためには、今後も継続して事務事業の効率化を図っていくとともに、組織を見直ししていく必要があります。

小分野
1-(4)-④

職員・行政組織

関連データ



2

子育てしやすく、だれもが成長できるまち

(1) 子育て支援の充実

- ①母子保健
- ②保育サービス
- ③子育て支援

(2) 学校教育の充実

- ①幼稚園教育
- ②学校教育
- ③特別支援教育

(3) 生涯学習の推進

- ①生涯学習
- ②青少年

(4) 文化・スポーツ活動の推進

- ①文化活動
- ②歴史・伝統文化
- ③スポーツ・レクリエーション



目指す姿

- ◎子どもが、健やかに育ち、親が子育てに前向きに取り組んでいる。
- ◎子どもが健康で、すくすくと育っている。

指標

妊娠 11 週以前での妊娠届出率 (%)	現状値	目指す値	
	H20	H25	H30
	81.1	85	90

【この指標について】 妊娠届出総数に対する11週以前での妊娠届出数の割合。できるだけ早期に妊娠届出を行うよう啓発を行い、妊娠初期から母体及び胎児の健康管理の機会をつくることを目指します。

育児についての相談相手のいる母親の割合 (%)	現状値	目指す値	
	H20	H25	H30
	97.0	100	100

【この指標について】 1歳半及び3歳児歯科健診の育児相談問診票において「育児について相談できる相手がいる」と回答した母親の割合。情報交換できる場の提供、訪問指導などにより、育児中の母親の孤立化を防ぎ、心身の健康状態の安定を図ります。

乳幼児健診受診率 (%)	現状値	目指す値	
	H20	H25	H30
	92.7	94.0	H25の 数値以上

【この指標について】 乳幼児健診（3か月児・7か月児・12か月児・1歳6か月児・2歳6か月児・3歳6か月児）の平均受診率。高い受診率で推移していますが、過去5年間で最も高い受診率（平成19年 94.1%）の水準を目指します。
→関連データ参照

役割分担

市民

- 妊婦は妊娠中の身体の変化や胎児の成長について学ぶ。
- 周りの人（特に夫）は、妊娠・出産による心身の変化に配慮する。
- 保護者は自分自身と子への健康に関心を持つ。
- 健康診査（妊婦・乳幼児）を受け健康状態を把握しておく。

地域活動等

- 自主育児サークルの活動を行う。
- 親子の交流の場の提供や関係する行政の担当部署との連携を図る。

事業者

- 事業活動の際に、妊婦への配慮を行う。
- マタニティマーク^{*1}の普及を図る。
- 子どもの健診や予防接種を受けやすい就業環境の整備を進める。
- 妊産婦の相談に応じ、適切な指導を行う。

行政

- 安心して子どもを産み育てることができる環境整備のため、母子保健医療事業の充実を図る。
- 育児支援機関とのネットワークを構築する。
- 健康に関する知識の普及・啓発を行う。
- 発達障がい児等の支援体制の整備を図る。

※ 1 マタニティマーク：妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするもの。さらに、交通機関、職場、飲食店、その他の公共機関等が、その取組や呼びかけ文を付してポスターなどとして掲示し、妊産婦にやさしい環境づくりを推進するもの。

2 子育てしやすく、だれもが成長できるまち (1) 子育て支援の充実

行政の今後5年間の主な取組

市民・地域活動等・事業者が役割を果たせるよう支援する取組

- 妊婦の仲間づくりについての機会を提供します。
- 妊娠・出産・子育てに関する知識、技術を習得する機会や情報の提供を行います。
- 子育て支援のための社会資源に関する情報の提供、ボランティアの育成と活動の場を提供します。
- 父親の母親に対する精神的支援や理解の必要性の啓発を行います。
- 母子推進員の能力向上のための研修等を行います。

行政が主体的に実施する取組

- 健診未受診者の追跡システムを構築し、医療機関その他関係機関との連携の強化を図ります。
- 妊産婦・新生児訪問や妊婦健康検査を実施します。
- 疾病の早期発見、早期治療、療育などを行うため、乳幼児健康診査を実施します。
- 発達や育児への不安の解消等、親への支援と子どもの健全な育成のため、乳幼児健康診査と子育て相談の連携体制を強化します。
- 障がいのある子どもに対する療育体制を整えます。

現状と課題

安心して妊娠・出産でき、またこれからの未来を担う子どもたちが健やかに育っていける環境をつくることは、市の重要な役割です。

本市では、母体や胎児の健康保持と増進のため、妊婦一般健康診査の公費負担の実施や、よい育児環境をつくるための基盤づくりを行うため、パパ・ママ教室、パパ講座等を実施しています。

また、乳幼児の健康保持のため、乳幼児健康診査・訪問指導・育児教室等の実施や、発育や育児に対する不安の解消を図るため、子育て相談を行うとともに、地域の中で親子の健やかな成長を支援する母子推進員の育成にも取り組んでいます。

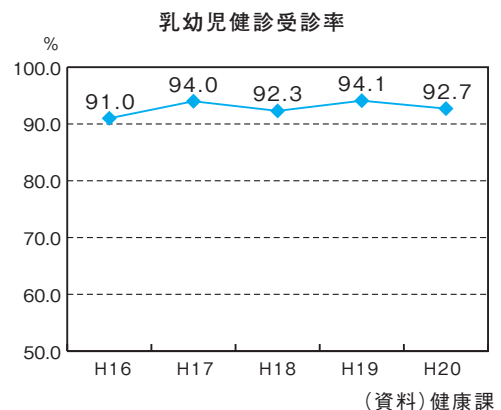
一方、最近では、産後うつ、育児放棄、虐待等の問題が生じていることへの対策が必要となっています。

今後さらに子どもを安心して産み育てることのできる環境を目指して、様々な主体との連携体制を構築するとともに、母子保健についての意識啓発や健康診査、相談事業などの充実を図っていくことが必要となっています。

小分野
2-(1)-①

母子保健

関連データ



目指す姿

- ◎子どもの安全が確保され、子育てと仕事を両立させたい家庭やひとり親家庭が安心して就労している。
- ◎必要なときに必要な保育サービスが受けられている。

指標

保育所待機児童数 (人)	現状値	目指す値	
	H20	H25	H30
	79	10	H25の数値以下

【この指標について】 保育所入所申込者のうち、保育所に入所できなかった児童数。子育て家庭を取り巻く環境や就労の動向を考慮しながら、待機児童の減少を目指します。 →関連データ参照

保育時間に対する市民の満足度 (点)	現状値	目指す値	
	H18	H25	H30
	42.16	50	H25の数値以上

【この指標について】 平成 18 年度に実施した「まちづくりに関するアンケート調査」における一般市民の保育時間に対する満足度。多様化する保育ニーズに対応することで、満足度の向上を目指します。

1施設あたりの児童数が70人を超える学童保育 ^{*1} 数 (箇所)	現状値	目指す値	
	H21	H25	H30
	5	0	0

【この指標について】 全 12 学童保育のうち、1施設あたりの児童数が70人を超える学童保育の数。70人を超える大規模学童保育については、施設を分割することで、安全かつ衛生的で快適な保育環境を目指します。

役割分担

市民

- 保育サービスについて意見・要望を述べる。
- 保育所、学童保育の利用に際して応分の保育料を負担する。
- 学童保育の運営に対し、保護者会活動等により積極的に関わる。

地域活動等

- 保育所と地域のふれあい事業へボランティアとして参加する。
- 学童保育児童の登下校時の見守りによる安全確保への支援を行う。
- 伝承遊びなど、次代へ伝えたい様々な事項を継承する。

事業者

- 保護者のニーズにあった保育を実施する。
- 幼小中連携による子育て支援への取組を図る。
- 子育てと仕事を両立しやすい環境を整備する。
- 保育士の資質・能力の向上を図る。

行政

- 定員の見直しを含めた、生駒市全体の保育計画を検討する。
- 保護者のニーズに合った保育を実施する。
- 保育所の老朽化に伴い、耐震化を含めた大規模修繕の検討を行う。
- 保育士・学童保育指導員の資質・能力の向上を図る。
- 保育園児や学童保育児童が安全で衛生的に過ごせるような環境を整備する。
- 安定して学童保育が運営できるよう支援する。

※ 1 学童保育：共働き家庭など保護者が昼間家庭にいない小学生（1年生～6年生）に対して、放課後の生活の場を提供する保育（施設）のこと。

行政の今後5年間の主な取組

市民・地域活動等・事業者が役割を果たせるよう支援する取組

- 保育所と地域のふれあい事業へのボランティア参加の啓発や情報提供など、保育所と地域との積極的な交流を実施します。
- 登下校時の見守り活動などの地域活動を促進します。
- 学童保育児童の安全確保や地域行事参加への協力を得るため、地域住民への学童保育制度の周知を図ります。

行政が主体的に実施する取組

- 宅地開発が進む地域で増加する保育需要に対応するため、私立保育所を開設し、待機児童の解消を図ります。
- 保護者のニーズに合わせた延長保育、休日保育を実施するとともに、夜間保育、病児保育に向けての検討を行います。
- 保育所施設の耐震化に努めます。
- 保育所に入所している子どもの就学に向けて、幼稚園・学校との積極的な連携を図ります。
- 適正な保育サービスが提供されるよう保育事業者に対して指導・支援を行います。
- 70人を超える大規模学童保育について、施設を分割するとともに、既存の学童保育施設の改善を検討し、安全かつ衛生的で快適な保育環境の確保を図ります。
- 保育士・学童保育指導員の資質の向上を図るための研修を実施します。
- より円滑な学童保育運営を図るために、保護者・学校との連携を図ります。

現状と課題

共働き世帯やひとり親の家庭にとって保育サービスの充実、仕事と子育てを両立させるため、非常に重要であり、保育時間の延長など保護者からのニーズも多様化しています。

本市では、待機児童の解消対策として平成20年2月に1園、4月に2園の私立保育所が新たに開所するとともに、一時保育、延長保育や病後児保育の実施など保育サービスの充実を図っています。

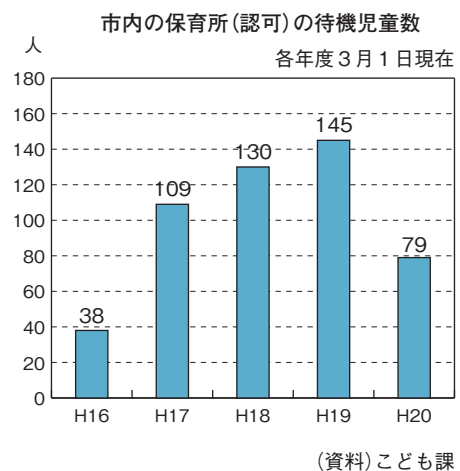
また、学童保育についても快適な保育環境を確保するため、学童保育施設の整備や指導員の資質の向上を図っています。

今後も、仕事と子育てが両立できる環境を整備していくため、保護者のニーズを把握していくとともに、地域や幼稚園・学校との連携を強化し、効率的で効果的な保育サービスを行っていくことが必要です。

小分野
2-(1)-②

保育サービス

関連データ



目指す姿

- ◎子どもと子育て家庭を地域全体で支え合い、地域みんなで子育てを楽しみ、子どもも大人も笑顔で健やかに育ち合っている。
- ◎家庭、学校、地域、各機関が連携し、社会全体で子どもと子育ての環境を守り、安全に安心して暮らしている。

指標

ファミリー・サポート事業*1 の利用件数(件)	現状値	目指す値	
	H20	H25	H30
	1,625	2,000	2,200

【この指標について】 ファミリー・サポート事業の年間の延べ利用件数。
事業の利用促進や援助会員（援助できる人）を増やすよう取り組み、過去の推移や将来の子どもの人数などを踏まえて、利用件数の増加を目指します。
→関連データ参照

みっきランドの 利用者数(人)	現状値	目指す値	
	H20	H25	H30
	15,594	16,500	H25の 数値以上

【この指標について】 子育て中の親子が好きな時に集まり、遊んだり、悩みを語ったりできる場所である「みっきランド」の年間の延べ利用者数。
過去の推移や将来の子どもの人数などを踏まえて、利用者の増加を図り、子育て家庭の孤立化を防ぎます。

役割分担

市民

- 市の子育て支援や様々な行事に関心を持ち、積極的に活用、参加する。
- 近隣同士がお互いに関心を持ち合う。
- 父親も育児に参加する。

地域活動等

- 子育て家庭の孤立を防ぐため、民生・児童委員等による地域子育て支援ネットワークの充実を図る。
- ボランティア養成講座等修了者が、市の開催する行事に積極的に関与する。
- 地域の中で、気軽に相談できる人材を育成する。
- 放課後、子どもが地域の学校で遊んだり活動したりするためのサポートを行う。

事業者

- 従業員のワークライフバランス*2を考え、育児休暇等の取得の促進等、子育てしやすい環境づくりに努める。
- 出産や育児のために退職した女性を積極的に再雇用する。
- 様々な分野・地域で子育てを応援する「なら子育て応援団*3」へ、積極的に参加する。

行政

- 子育て相談や交流ができ、適切な情報が得られる地域の支援センターの充実と、利用者増加に対応する体制の強化を行う。
- 子育てと仕事を両立するための体制を整備する。
- 市民ボランティアや地域住民との協働性の確立を図る。
- 子育て世帯がどのような支援・サービス等を求めているかを把握する。
- 子どもの権利・安全を守るための各機関との連携体制を整備する。

※1ファミリー・サポート事業：育児を応援してほしい人と、育児の応援をしたい人がお互いに助け合いながら、保育施設への送迎や保護者の一時的・短時間の外出時に子どもを預かるなどの援助活動事業のこと。

※2ワークライフバランス：基本構想12ページ参照

※3なら子育て応援団：「奈良県・市町村・結婚ワクワクこどもすくすく県民会議」による、様々な分野・地域で子育てを応援する企業、店舗、NPO等を団員とする取組のこと。

2 子育てしやすく、だれもが成長できるまち (1) 子育て支援の充実

行政の今後5年間の主な取組

市民・地域活動等・事業者が役割を果たせるよう支援する取組

- 子育てに関する相談や情報提供を行います。
- ボランティア養成講座や子育て支援に関する研修会など、誰もが子育てに興味を持ち、参加できるような機会を拡大します。
- ワークライフバランスを図るために、保育サービスの充実等、多様な働き方への支援を行います。
- 子育てサークルへの支援を充実します。
- 子どもの安全を守るため、関係機関との連携体制を整備します。

行政が主体的に実施する取組

- 相談業務において、子育てに不安を持つ家庭について、より深刻化するまでにその実態を把握できるよう、関係機関との協力体制の確立を図ります。
- 子育てに悩む人のメンタルケアができる人材の確保に努めます。
- ファミリー・サポート事業における援助会員など、地域における子育て支援に関わる人材の確保に努めます。
- 関係機関との連携を深めて、児童虐待の防止の啓発・発生予防・早期発見に努めます。
- 育児教室など各種教室を行い、相談・交流の場を充実します。
- 事業・施設の内容、利用の仕方、実施主体などが明記されたパンフレットを作成し、啓発に努めます。
- ガーデニングや農作業を通して子どもが自然とふれあえる場を提供します。
- ひとり親家庭の生活の安定を図るため、経済的な支援を行うとともに、自立支援を促進します。

現状と課題

核家族が増え、地域とのつながりの希薄化や、子育てする人の周りの理解・協力が不十分なことから、孤独な子育てによる悩みやストレス、不安が生じ、子どもの人権侵害である虐待も増加しています。

一方、子育てと仕事を両立していく家庭や母子・父子家庭が増え、社会的にワークライフバランスが重要視されています。

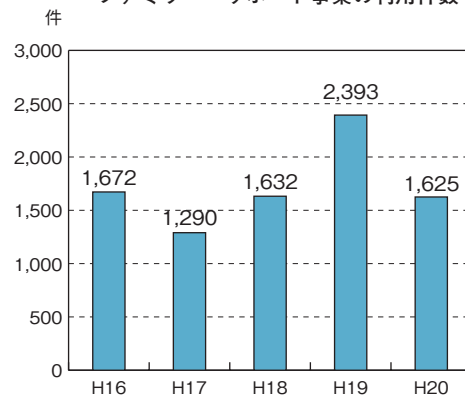
本市では、地域での子育て支援の拠点として、子どもサポートセンター等を設置し、子育て相談、ファミリー・サポート事業等を行っています。市立幼稚園では預かり保育も実施していますが、こうした教育面での子育て支援のニーズも高まってきています。

今後は、さらに子育て支援拠点やサービスを充実させ、必要な時に必要なサービスを利用できるようにしていくことが課題となっています。また、広く子育てボランティアを募るなど、市民参加による取組を充実させ、地域全体で子育てしている家庭を支え合い、子どもの安全や人権を守る体制が必要です。

また、子どもが被害者となる犯罪・事故が増加しており、関係機関・団体・地域などの連携が必要です。

関連データ

ファミリー・サポート事業の利用件数



(資料)子どもサポートセンター

小分野
2-(1)-③

子育て支援

目指す姿

- ◎幼稚園、学校、家庭及び地域の連携のもと、幼児一人ひとりの発達の特徴を活かした就学前教育^{※1}が行われている。
- ◎安全・安心で幼児たちがのびのびと学び育っている。

指標

幼稚園と小・中学校との連携事業数（件）	現状値	目指す値	
	H20	H25	H30
	37	45	54

【この指標について】 幼稚園（全9園）と小・中学校が相互に訪問し、体験入学や遊びなどを通じて交流する事業の件数。
小学校への移行が円滑に行われ、安心して学校生活が送れるよう、平成25年度には幼稚園毎に年間5事業、平成30年度には6事業の連携を目指します。

市立幼稚園の耐震化率（%）	現状値	目指す値	
	H21	H25	H30
	35	90	100

【この指標について】 2階建て又は200㎡以上の建物の棟数に対して耐震基準を満たしている棟数の割合。
園児の安全を確保するため、計画的に耐震化を進めます。

役割分担

市民

〔保護者〕

- 保護者は、自らの役割を自覚し、よりよい家庭教育を進める。
- 幼稚園教育に対して関心をもつ。
- 幼稚園教育に対して、アンケート調査などで保護者が意見を述べるとともに、園運営に協力する。

地域活動等

- 幼稚園教育に対して、地域が関心をもつ。
- スクールボランティア^{※2}活動等に参加する。
- アンケート等で意見を述べ、園に協力する。

事業者

- 幼稚園教育に対して、事業者が関心をもつ。
- 体験学習など学習の機会・場の提供を行う。
- 専門的な知識の情報提供を行う。

行政

- 幼稚園教育に対する保護者等の意見を把握する。
- 幼稚園教育における取組を保護者等に分かりやすく伝える。
- 就学前教育に関する政策形成に当たって、保護者等の意見を把握し、分かりやすく公表する。
- 教職員の質的向上を図る。
- 施設の安全確保・整備充実に努める。
- 就学前教育について保護者・事業者・行政等が連携・協働できる環境づくりを行う。
- 保育園との合同研修を進め、連携実践化を図る。
- 家庭教育について相談・指導に努める。
- 開かれた園づくりを進め、地域との連携を行う。

※1 就学前教育：小学校に入る（就学）前の子どもを対象にした教育。幼稚園や保育園での教育などがあたる。

※2 スクールボランティア：地域の方々が培ってこられた経験や技術、知恵や工夫を活かして、子どもたちがよりよい学習環境の中で安心して校園生活を送れるようにする取組。活動内容は「登校時の安全指導」、「校庭の花壇整備」、「読み聞かせ」など様々。

2 子育てしやすく、だれもが成長できるまち (2) 学校教育の充実

行政の今後5年間の主な取組

市民・地域活動等・事業者が役割を果たせるよう支援する取組

- 家庭教育学級を充実し、保護者へ子育てに関する情報提供を行います。
- 学校評議員会^{※3}等を充実するとともに、学校関係者評価を実施し、自己評価の結果を公表します。
- アンケート調査など保護者、市民等が意見を述べるができる機会・場を設けます。
- 就学前教育の取組を分かりやすく公表します。
- スクールボランティアが活動できる範囲を拡大します。

行政が主体的に実施する取組

- 宅地開発が進む地域で増加する幼児教育ニーズに対応するため、私立幼稚園を開園し、さらなる幼児教育の充実を図ります。
- 学校評価の実施について、評価方法の構築、評価結果を公表するための手立てを助言します。
- 学校関係者評価を実施するに当たり、その内容と方法について幼稚園と連携し、システム化を図ります。
- アンケート調査など保護者や市民の意見を把握し、ニーズに合った就学前教育を実施します。
- 幼稚園・小学校・中学校・保育園の意見交換を積極的に行います。
- 幼児の安全を確保するため、園舎の耐震化を進めるとともに、施設の安全点検を強化し、改善が必要な場合は早急に改修します。
- 就学前教育の充実を図るため、幼稚園と保育園、学校との連携を図ります。
- 私立幼稚園、保育園との連携を深め、最新の知見を踏まえた教員研修等を合同で実施します。

現状と課題

本市には、現在9市立幼稚園と3私立幼稚園があります。核家族化や共働き世帯の増加など子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しており、多様化する保護者のニーズに対応するとともに、幼児一人ひとりの発達の特性を活かした教育が重要です。

本市では、市立幼稚園で3歳児保育希望者の全員受入れや幼小連携事業など様々な取組を行っています。

今後は、幼稚園教育の取組について学校評議員会等を活用した学校評価の充実や、保育園・幼稚園・学校・地域が連携できる開かれた園づくりが必要です。またスクールボランティアについて各幼稚園で取組に差があることから、取り組みやすい仕組みづくりが必要となっています。

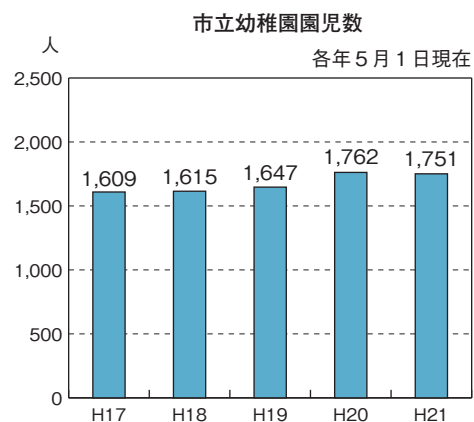


幼稚園でのやきいも作り

小分野
2-(2)-①

幼稚園教育

関連データ



(資料)教育総務課

※3 学校評議員会：校長が学校運営に当たり、保護者や地域住民の意見を聞くことを通じて、特色ある教育活動を主体的かつ積極的に展開していくことを目的とした、地域住民の学校運営への参画の仕組み。

目指す姿

- ◎児童・生徒が安心して楽しく学ぶことができる環境が整っている。
- ◎子どもの個性や自己有用感^{※1}、自他の生命を尊重する意識をはぐくみ、心の教育が充実している。
- ◎市民・地域・事業者・行政が連携して開かれた学校づくりが行われている。

指標

学校で好きな授業がある児童・生徒の割合 (%)	現状値	目指す値	
	H21	H25	H30
	83.9	90	95

【この指標について】 平成 21 年度に実施された「全国学力・学習状況調査」において、「学校で好きな授業がある」と回答した児童・生徒（小・中学校）の平均割合。
5年間で5ポイント程度の向上を目指します。

小・中学校の耐震化率 (%)	現状値	目指す値	
	H21	H25	H30
	73	100	100

【この指標について】 小・中学校の建物全棟数に対して耐震基準を満たしている棟数の割合。
災害時の避難場所にもなっている小・中学校の耐震化を、優先的かつ計画的に進めます。

役割分担

市民
〔市民・保護者〕

- 保護者は自らの役割と責任を自覚し、児童・生徒へよりよい家庭教育を進める。
- 保護者は、授業参観や懇談会その他学校行事や外部人材活用に積極的に参加する。
- 児童・生徒の登下校の時間に合わせた道路掃除、散歩、買い物等による子どもたちの見守り活動を行う。
- アンケート等で意見を述べるとともに学校運営に協力する。
- 保護者は食育^{※2}・学校給食への理解や関心をもち、自らも家庭の中で実践する。

地域活動等

- 地域で子どもの成長に関心をもち、必要に応じて学校を支援する。
- スクールボランティア^{※3}活動等に参加する。
- 子どもたちの安全や非行に対して、社会全体で見守り活動を行う。
- アンケート等で意見を述べる。

事業者

- 児童・生徒のキャリア教育の機会と場を提供する。
- 地域ぐるみの健全育成に協力し、営業車等から登下校中の児童・生徒の見守りを行う。
- 地元産の安全な食材を提供する。

行政

- 特色ある学校運営を実施するための支援施策、カウンセラー等相談事業の充実を図る。
- 奈良先端科学技術大学院大学との連携などの授業方法や教材の工夫により、基礎学力の向上を図る。
- 所得格差による教育低下を招かないよう就学援助に努める。
- 市民が学校行事に参加しやすいよう開かれた学校づくりを行うとともに、学校評価の実施を推進する。
- 学校の耐震化を進め、安全・安心な学校施設を提供する。
- 教職員の増員、質的向上を図る。
- 栄養バランスや食育の指導及び給食センターの施設の整備を図る。

※ 1 自己有用感：自分は役に立っている、自分は必要な人間であると感じることで、自分の存在感を認識すること。

※ 2 食育：一人ひとりが食生活に関心を持ち、幼い頃から正しい食習慣を身につけ、食事を楽しむことができるようにするための食に関する教育のこと。

※ 3 スクールボランティア：58 ページ参照

2 子育てしやすく、だれもが成長できるまち (2) 学校教育の充実

行政の今後5年間の主な取組

市民・地域活動等・事業者が役割を果たせるよう支援する取組

- 保護者への子育てに関する相談体制や情報提供を充実します。
- 地域ぐるみの児童生徒健全育成事業^{*4}を通じて小・中学校を支援する取組を行います。
- アンケート調査など保護者、市民等が意見を述べるができる機会を設けます。
- スクールボランティアが活動できる範囲を拡大します。
- 学校給食を通じて、栄養や食事のとり方などについて正しい知識啓発を行います。

行政が主体的に実施する取組

- 教職員の質的向上を図るとともに、子どもたちの個性や自己有用感、自他の生命を尊重する意識を伸ばす特色ある教育を行います。
- 確かな学力の育成やきめ細かい教育の実践を図るため、市独自の少人数学級編制の対象学年の拡大の検討、学びのサポーターの拡充など、多様な教育活動を展開します。
- 朝の読書活動や学校図書館の整備・充実を図り、子どもたちの感性を高め、豊かな人間性を涵養します。
- 外国語活動や情報機器を活用して伝え合う力を育成します。
- 中学校区ごとに人材バンクの作成や、学校支援を実施するためのシステムを構築します。
- スクールボランティアなど地域の教育力を活用した取組を充実します。
- 学校評価を進めていくために、学校評価シートを作成します。
- アンケート調査などを適切に活用して、保護者や市民の意見を把握します。
- 適応指導教室の運営により、不登校児童・生徒の学校生活への復帰を支援するためのカウンセリング、教科指導、集団生活への適応指導等を計画的に実施します。
- ホームページ等を通して学校運営や児童・生徒の様子を公表します。
- 安全・安心な教育環境を整備するため、耐震基準を満たしていない校舎及び体育館の補強工事や改築等、計画的に耐震化を進めるとともに、学校施設の安全点検を強化し、改善が必要な場合は早急に改修します。
- 学校給食センターの3ブロック化に向けての基本計画を策定し、安定した運営を進めます。
- 栄養士等の充実や食育推進のレベルアップを図ります。

現状と課題

教育基本法の改正やゆとり教育の見直しなど、現在、学校を取り巻く環境は大きく変化する一方で、不登校やいじめなどといった心の問題も起こっています。

本市では、これまで市独自の教科「情報」の設置や中学校までの給食などを行ってきており、児童・生徒の安全を守るために、学校建物の耐震化も進めています。また、教育内容としては、子どもたちの感性を高め、豊かな人間性を涵養するため、朝の読書活動や学校図書館を充実するとともに、外国語活動や情報機器を活用して伝え合う力を育成しています。さらに、不登校やいじめといった問題を解決していくため、カウンセラー等の相談体制や命の大切さなどを学ぶ心の教育の充実を図っています。

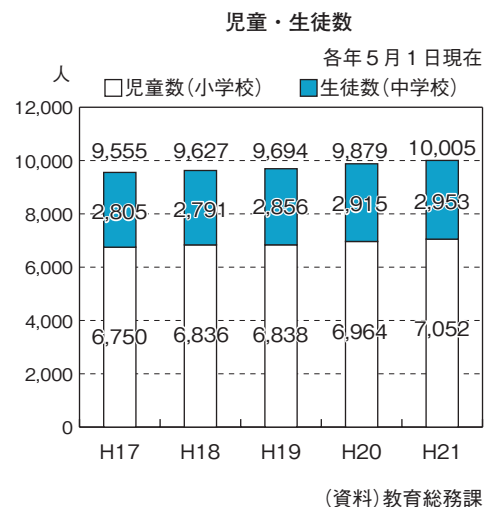
今後、児童・生徒が安心して楽しく自らの個性を伸ばし、自己有用感や自他の生命を尊重する意識を高められるようにするためには、保護者・地域・事業者・行政などの連携が必要であり、スクールボランティア等を活用しながら、開かれた学校を目指した取組を行っていくことが必要です。

また、給食の安全を確保するため、給食センターの計画的な施設整備計画を進めることが必要です。

小分野
2-(2)-②

学校教育

関連データ



^{*}4 地域ぐるみの児童生徒健全育成事業：児童生徒の健全な成長を図るため、学校・家庭・地域の関係機関が一体となって安全指導や安全活動などを行う取組。

目指す姿

- ◎特別支援教育コーディネーターや支援員が配置され、教育支援体制の充実により一人ひとりの発達段階に応じた教育が行われている。
- ◎読み書きやコミュニケーション等で困っている幼児・児童・保護者に通級指導等を実施し、通級者の社会適応能力が高まっている。
- ◎特別な支援を要する幼児・児童・生徒の保護者に対して、コーディネーターや専門的な相談員等による教育相談が行われている。

指標

特別支援教育支援員等の各校園への配置率 (%)	現状値	目指す値	
	H21	H25	H30
	82.8	90	100

【この指標について】幼稚園9園、小学校12校、中学校8校に対する特別支援教育支援員の配置校の割合。平成25年度には全幼稚園と全小学校、中学校5校に、平成30年度には全ての幼稚園、小学校、中学校に配置を目指します。

ことばの教室・通級指導教室エールへの通級者数 (人)	現状値	目指す値	
	H20	H25	H30
	123	130	150

【この指標について】読み書きやコミュニケーションなどで困っている子どもたちを支援するための教室への通級者数。通級者が社会への適応能力を高めることを目指します。

特別支援教育相談員等による相談件数 (件)	現状値	目指す値	
	H20	H25	H30
	135	150	H25の数値以上

【この指標について】教育支援施設等における特別支援教育相談及び就学前教育相談の件数。専門相談員による指導で、特別支援教育の充実を図ります。

役割分担

市民

- 特別支援教育を理解し、その教育に協力する。
- 特別支援教育支援員募集に対して積極的に応募する。
- 作品展やバザーに参加し、特別支援教育に理解を示す。

地域活動等

- 特別支援教育を理解し、その教育に協力する。
- 障がい児・者の支援にボランティア等で積極的に関わる。
- 障がいのある児童・生徒が参加しやすい地域行事等を計画・実施する。

事業者

- 特別支援教育を理解・協力する。
- 障がい者の就労を推進する。

行政

- 就学指導委員会による適切な就学指導及び特別支援教育支援員の適切な配置を行う。
- 特別支援教育の充実を図る。
- 特別支援教育に理解を示してもらうための周知・啓発を行う。
- 研修の受講など特別支援教育に関わる教員の資質・能力の向上を図る。
- 教育だけでなく、関係機関と連携を図り、効果的な支援を行う。

行政の今後5年間の主な取組

市民・地域活動等・事業者が役割を果たせるよう支援する取組

- 特別支援教育支援員の募集を市の広報紙及びホームページを通じて行い、市民から採用します。
- スクールボランティア^{※1}を募集し、特別支援が必要な児童・生徒の学習補助を行います。
- 特別支援教育についての情報提供・啓発を行います。

行政が主体的に実施する取組

- 幼児・児童・生徒が主体的に取り組めるような指導・支援内容を工夫・検討します。
- 特別支援教育支援員を適切に配置します。
- 教育相談に応じるスクールカウンセラーを適切に配置し、活用します。
- 特別支援教育相談事業についての専門相談員の充実を図ります。
- 特別支援教育に関わる教員の資質・能力の向上を図ります。
- 特別支援教育コーディネーターの養成・資質向上に向け、市独自の研修に努めます。

現状と課題

特別支援教育とは、障がいのある幼児・児童・生徒の自立や、社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもので、平成19年4月に学校教育法に位置づけられました。

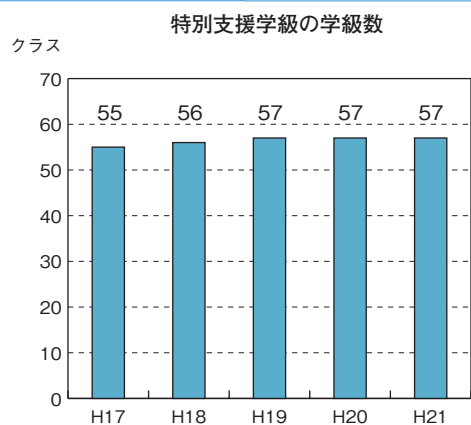
本市でもこれに伴い、介助や指導補助、学習補助等を行う特別支援教育支援員を平成19年度から小学校に、平成20年度には中学校に拡大して配置し、また教育支援施設に専門相談員を派遣するなど、特別支援教育の充実を図っています。

学習障害(LD)や注意欠陥多動性障害(ADHD)などの発達障害を持った子どもたちが増加していることから、今後もこのような子どもたち・保護者へのサポートが必要であり、特別支援教育の充実を図るため、就学指導委員会の円滑な運営や特別支援教育コーディネーターの養成・配置、専門的な相談員・スクールカウンセラーの適正な配置を行っていく必要があります。

小分野
2-(2)-③

特別支援教育

関連データ



(資料)教育指導課

※1 スクールボランティア：58 ページ参照

目指す姿

- ◎だれでも自由に学習できる環境が整備され、生きがいや楽しみを感じている。
- ◎生涯学習の成果が地域社会に還元され、魅力あるまちづくりに貢献している。

指標

生涯学習まちづくり人材バンク登録者数（人）	現状値	目指す値	
	H20	H25	H30
	94	127	160

【この指標について】 専門的な知識や経験、技能等を生涯学習のまちづくりに活かすための人材登録制度の登録者数。
登録者数を増やすことにより、知識や技能の社会還元を目指します。

自主学習グループによる市民向け学習会の開催回数（回）	現状値	目指す値	
	H20	H25	H30
	229	現状値を維持	現状値を維持

【この指標について】 自主学習グループが広く市民を対象に実施する学習会の開催回数。
生涯学習の成果の社会還元化、ボランティア意識の高まりが数値として表れますが、現状においても活動が活発に行われていることから、その水準の維持を目指します。

市民1人当たりの図書貸出冊数（冊）	現状値	目指す値	
	H20	H25	H30
	10.6	11.2	12

【この指標について】 図書の年間貸出冊数／総人口。市民の学習意欲を示す数値の一つであり、図書サービスや利便性の向上を図り、市民1人あたりの貸出冊数の増加を目指します。 →関連データ参照

役割分担

市民

- 生涯学習の必要性と目的を理解し、積極的に生涯学習活動を行う。
- 生涯学習を通じたまちづくりに、ボランティアやコーディネーターとして積極的に参加する。
- 人材バンクへの登録や学習した知識や経験、技能等を社会還元する。

地域活動等

- 学習成果を地域社会に還元する。
- 生涯学習ボランティアやコーディネーターとして、地域の生涯学習推進に寄与する。
- 生涯学習まちづくりアニメーター^{*1}として生涯学習推進の仕掛け人となる。

事業者

- 施設の開放など、生涯学習活動を支援する。
- 行政、生涯学習関連団体、NPO^{*2}等と協働し、市民に対し公開講座などで専門的な知識、技術を提供する。

行政

- 市民や市民団体などと協働し、生涯学習活動を発展させる。
- 生涯学習ボランティア、ボランティアコーディネーターを育成する。
- ニーズに合致した多種多様な学習機会や情報提供を行う。
- 各施設の生涯学習プログラムの体系的整備や、生涯学習施設ネットワークを構築する。
- 生涯学習施設を充実する。

※1 生涯学習まちづくりアニメーター：自ら学習するとともに、地域で何か活動したい人々にやる気や意気込みを与え、活動したい人をつないだり、活躍する場や機会をつくること等を通して、地域を活性化させるまちづくりボランティアを指す。アニメーターには「人々を励まし、蘇らせ生き生きとさせる人」という意味がある。

※2 NPO：基本構想11ページ参照

行政の今後5年間の主な取組

市民・地域活動等・事業者が役割を果たせるよう支援する取組

- 市民の学習成果を還元する学習会の開催を継続して支援します。
- 気軽に学習活動が楽しめる工夫やノウハウ等の情報が交換できる場を提供します。
- 市民の立場に立った施設利用、ボランティア活動等のコーディネートを行います。
- 生涯学習ボランティアやボランティアコーディネーター養成講座等の内容を充実し、人材を育成します。
- 学校やボランティア団体等との連携を一層推進します。
- 大学との連携により、学習ニーズに合致した講座を開催します。
- いこま寿大学^{※3}を充実するとともに、OB会等との共催事業を実施します。

行政が主体的に実施する取組

- 多様な学習機会の提供と、成果や情報を提供できる機会の充実を図ります。
- 生涯学習まちづくり人材バンクを充実し、活用を推進します。
- 市民ニーズの把握に努め、施設予約の簡素化や使用時間区分の見直しなど、利用者にとって利便性の高い生涯学習施設の運営を行います。
- 学校やボランティアとの一層の連携を含め、子ども読書活動の推進を図ります。
- 団塊の世代や現在図書館を活用していない世代等のニーズを把握し、資料の拡充、インターネットの活用など、図書サービスを充実します。

現状と課題

社会の急速な変化に対応して、生涯学習の必要性や関心が高まっており、学習内容も多様化・高度化しています。

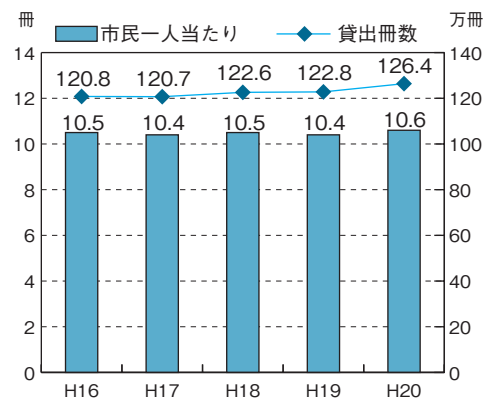
本市では、生涯学習施設の整備が進み、学習条件も充実して、学習活動が活発に行われています。

今後は、学ぶことだけを目的とするのではなく、学習成果を適切に評価することで、学習の意義を高め、社会への主体的な参加を促進し、豊かなまちづくりにつなげていく必要があります。

また、市民一人ひとりが自由に自らのテーマを選び、自分にあったものを年齢に関係なく、必要なことを必要なときに学べるようにするため、講師となる人材バンクの充実を図るなど、生涯学習ニーズに対応できる体制・システムを構築していく必要があります。さらに、実践的な生涯学習ボランティアや企画運営できるボランティア、ボランティアコーディネーターの育成をはじめ、修了生へのサポートをさらに充実させて、学習の継続・発展を進めていく必要があります。

関連データ

図書の貸出冊数



(資料) 図書館

※ 3 いこま寿大学：一般教養学習、クラブ学習を通して教養を高め、生きがいを探求して、地域の生涯学習推進者を養成するために開設する、62歳以上の人を対象とした4年制の学校。

目指す姿

- ◎地域、学校、家庭の連携のもと、青少年が「生きる力」と「心豊かな人間性」を身につけ、健やかに成長している。
- ◎子どもたちが安全・安心に遊べて、地域の人たちと交流する場が整っている。
- ◎地域社会の中でリーダーとして積極的に活動できる青少年が育っている。

指標

青少年指導委員による巡回指導回数 (回)	現状値	目指す値	
	H20	H25	H30
	171	185	200

【この指標について】 約120名の市民等に委嘱している青少年指導委員による巡回指導回数。登下校時や夜間等に巡回指導することにより、青少年の非行防止や安全確保を目指します。

青少年の健全育成についての市民満足度 (点)	現状値	目指す値	
	H18	H25	H30
	41.25	46.0	50.0

【この指標について】 平成18年度に実施した「まちづくりに関するアンケート調査」における一般市民の青少年の健全育成の満足度。現状値が50点に満たないため、平成30年度には50点を、平成25年度にはその中間値を目指します。
→関連データ参照



青少年活動

役割分担

市民

- 地域で子どもを育てようという意識を持つ。
- 持っている能力を活かして、地域の青少年との交流、その活動の支援・協力を行う。
- 家庭環境を整える。
- 地域で行っている青少年健全育成活動に参加・協力する。

地域活動等

- 子ども会が活動できる場や機会を提供する。
- 子ども会組織を充実させる。
- 家庭・学校との連携を強化し、青少年の非行防止活動に取り組む。
- 地域ぐるみの児童生徒健全育成事業推進協議会の活動に参加・協力する。

事業者

- 青少年の活動に対して支援、協力する。
- 職業体験・見学等の場を提供する。

行政

- 地域、学校、家庭が協力して、子どもの活動を支援する体制をつくる。
- 青少年が健全に活動できる場や機会を提供する。
- 青少年健全育成のための団体の支援など、子どもが活動できる環境を整備する。
- 青少年健全育成団体と連携して青少年健全育成活動を推進する。
- 青少年に関する相談体制の強化を図る。
- 地域ぐるみの児童生徒健全育成事業推進協議会の活動を周知・推進する。

行政の今後5年間の主な取組

市民・地域活動等・事業者が役割を果たせるよう支援する取組

- 青少年健全育成に関する情報提供や啓発活動の支援を行います。
- 青少年の教育のため、地域、学校、家庭が連携できる環境づくりや取組の支援を行います。
- 青少年リーダー・地域リーダーの積極的な養成を行います。
- 地域のリーダーとして育てている青少年の活動の支援を強化します。
- 青少年健全育成団体が活動できる環境の整備・支援を行います。
- 健全育成パトロールなど、地域ぐるみの児童生徒健全育成事業推進協議会が活動できる環境の整備・取組を推進します。

行政が主体的に実施する取組

- 青少年が健全に成長できるように、有害環境の浄化など社会環境を改善・整備します。
- 市民等が持つ能力を子育てに活かす体制づくりと活動の機会を提供します。
- 子どもたちが地域の中で、安全に安心して遊び、大人たちと交流できる場・機会を提供します。
- 青少年に関する相談体制・環境の充実を図ります。
- 街頭巡回指導による青少年非行の早期発見など、非行防止活動を強化します。

現状と課題

少子化による子ども同士のふれあう機会の減少やインターネットの普及など情報化の進展により、地域や人と人との直接的なふれあいも希薄化してきています。また、核家族化や地域社会との関わりの希薄化により、家庭や地域の教育力も低下している傾向にあります。

本市では、学校、保護者、地域、関係機関が連携して地域の実情・実態に沿って「地域ぐるみの児童生徒健全育成事業推進協議会」を設置し、安全パトロールや健全育成パトロールなどの活動を行っています。また、地域リーダーの養成や青少年健全育成団体に対する支援などの取組を行っているほか、青少年に関する相談、新成人が成人式の企画などを行う成人式運営委員会の開催など、青少年健全育成のための事業を行っています。

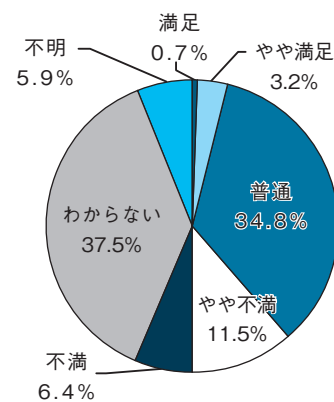
今後も、青少年の非行を未然に防ぎ、健全な育成を実現していくために地域、学校、家庭などが連携し、地域の教育力を高め、青少年の生きる力の育成が必要です。

小分野
2- (3) - ②

青少年

関連データ

青少年の健全育成についての満足度



(資料) まちづくりに関するアンケート調査結果報告書
(平成19年2月)

目指す姿

- 市民が文化活動に活発に参加し、豊かな感性が育っている。
- 市民と行政が協働し、生駒らしい魅力ある文化が創造されている。

指標

市民文化祭の参加者数 (人)	現状値	目指す値	
	H20	H25	H30
	13,800	15,000	16,000

【この指標について】 毎年秋に実施する市民文化祭（自主学習グループフェスタ、リベラルコンサート、いこま寿大学祭、演劇鑑賞会など）の延べ参加者数。過去の推移を踏まえ、参加者の増加を目指します。
→関連データ参照

市民ホールなどの文化施設の満足度 (点)	現状値	目指す値	
	H18	H25	H30
	54.7	現状値を維持	現状値を維持

【この指標について】 平成18年度に実施した「まちづくりに関するアンケート調査」における一般市民の文化施設の満足度。平成8年度に実施したアンケート調査時よりも大幅に向上（約10点）し、施設満足度全体の中でも高い水準であったため、現状の水準の維持を目指します。

生涯学習施設の利用者数 (人)	現状値	目指す値	
	H20	H25	H30
	604,460	630,000	657,000

【この指標について】 中央公民館、芸術会館、図書会館、コミュニティセンター、南コミュニティセンター、北コミュニティセンター等の年間の利用者数。施設の利便性の向上を図りながら、市民の文化活動を促進することにより、利用者の増加を目指します。

役割分担

市民

- 文化や芸術に関心を持つ。
- 様々な講座やイベントなどに積極的に参加する。
- 積極的に自己能力、学習成果を社会還元する。

地域活動等

- 文化や芸術に関心を持つ土壌の醸成を図る。
- ボランティア意識を高め、行政と協働し、文化活動の活性化、推進を図る。

事業者

- 文化活動の推進や芸術・文化活動の機会を提供する。
- 地域での多様な文化活動を支援する。
- 文化活動のスペースの提供等、市民の文化活動に協力する。

行政

- 積極的な文化事業を推進する。
- 文化、芸術などの社会教育団体を支援する。
- 市民グループと協働で事業を実施する。
- 各種文化事業への市民ニーズを把握する。
- 各種文化事業の市民への情報提供を行う。



市民文化祭

行政の今後5年間の主な取組

市民・地域活動等・事業者が役割を果たせるよう支援する取組

- 実現可能な文化活動推進のためのアイデアを募集します。
- 行政と文化活動グループ・団体の協働体制を強化します。
- グループ・団体間の交流の場の提供や、自主運営に向けた取組を支援します。
- 市民グループやNPO^{※1}との共催事業を拡大します。
- 生涯学習まちづくり人材バンク登録者の活動しやすい環境づくりを行います。
- 文化活動の発表の機会や場を提供します。
- 行政と協働して文化活動事業を推進する団体、市民の育成を行います。

行政が主体的に実施する取組

- 各種の文化事業等について、質の高い文化にふれあえる機会を充実します。
- 文化事業に対するアンケート等により市民ニーズを把握し、継続的に事業のスクラップ&ビルド^{※2}を行いながら、生涯学習施設が各館の特色を活かした事業を計画的に実施します。

現状と課題

本市では、文化活動の拠点となる施設の整備が進み、心の豊かさや日常生活の質の向上を求めて文化活動が活発に行われています。しかし、世代による偏りも見られることから、市民全体の文化活動を活発化するため、市民文化祭等を充実し、成果を発表する場を提供するとともに、各種の魅力的な文化事業の推進が課題となっています。

一方、地域の文化への関心は低くなっており、地域の文化・自然を活かした個性豊かな文化を創造していくための学習活動を推進する仕組みが必要です。また、市民グループが提案する事業も含め、現在行っている事業の質・効果を見直し、高めていく必要があります。

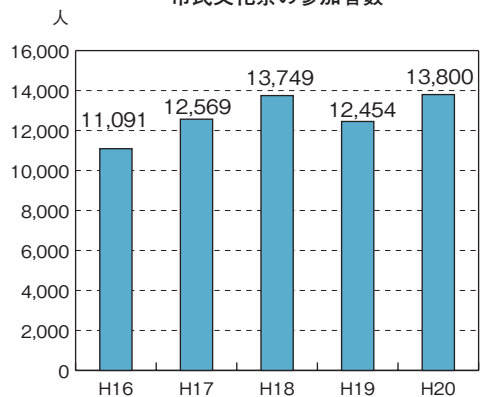
さらに、身近な地域での活動場所の確保や文化芸術にふれる機会の提供、人材の発掘が必要です。

小分野
2-(4)-①

文化活動

関連データ

市民文化祭の参加者数



(資料)生涯学習課

※1 NPO：基本構想 11 ページ参照

※2 スクラップ&ビルド：老朽、非能率的なものを廃止し（スクラップ）、新しい能率的なものを作る（ビルド）こと。

目指す姿

◎市民が住んでいる地域・地区について愛着を持つとともに、歴史・伝統文化を重んじ、文化の担い手として「ふるさと生駒が実感できるまち」となっている。

指標

歴史文化系講座 開催回数 (回)	現状値	目指す値	
	H20	H25	H30
	2	6	8

【この指標について】 1年間に市が主催する歴史文化系講座の講座数。
市の歴史や伝統文化を知る機会を増やし、市民の郷土意識の高揚を図ります。

地域のまつり・伝統芸能などの保存継承に参加している人の割合 (%)	現状値	目指す値	
	H18	H25	H30
	30.2	40.0	50.0

【この指標について】 平成18年度に実施した「まちづくりに関するアンケート調査」における一般市民の「地域の祭り・伝統芸能などの保全継承」に「よく参加している(6.5%)」「時々参加している(23.7%)」と回答した人の割合。
平成30年度には「現在は参加していないが今後参加してみたい(40.4%)」と回答した人の半数の増加を、平成25年度にはその中間値を目指します。 → 関連データ参照

ハンドブック「生駒の歴史と文化」の販売数 【累計】(冊)	現状値	目指す値	
	H20	H25	H30
	1,300	3,000	5,000

【この指標について】 市内の多彩な歴史や文化を時代ごとに分かりやすく紹介したハンドブック「生駒の歴史と文化」の累積販売数。
郷土の歴史・伝統文化への意識の高揚を図ります。

役割分担

市民

- 積極的に文化推進事業・文化活動ボランティアに参加する。
- 自分の住んでいる地域の歴史、伝統文化に関心を持ち、尊重する。
- 郷土愛への自己意識を高め、伝統文化の保存継承に取り組む。

地域活動等

- 地域の歴史や伝統文化を保存・継承し、振興する。
- 郷土愛を育むPRや住民間での啓発を行う。
- 地域における文化的ボランティア活動を推進する。
- 文化団体は、団体間の連携を深める。

事業者

- 効果的な歴史・伝統文化の保存・継承に積極的に寄与する。
- 生駒の歴史や文化、資源を活かした事業、商品化、店舗などを紹介するマップを作成する。

行政

- 歴史、伝統文化への市民の関心を高める。
- 生駒の歴史、伝統文化の保存・継承に取り組む。
- 歴史、伝統文化の推進、復興などに係る市民、団体などへの支援を行う。
- 文化財や伝統芸能を記録・保存する。
- 各地域の特徴を把握し、地域活動の情報提供の場を創出する。

行政の今後5年間の主な取組

市民・地域活動等・事業者が役割を果たせるよう支援する取組

- 生駒の歴史・伝統文化に関し、市のホームページや冊子等で情報提供します。
- 地域の歴史、伝統文化の保存・継承について参画できるシステムを創出します。
- 地域の歴史、伝統文化についての市民の参画・提案に対する支援や取組を行います。
- 生駒の歴史や文化について学ぶ機会の創出を図ります。
- 市民のふるさと意識の高揚や地域のふれあいの振興を図るため、地域で行うまつりを促進します。
- 各地域で行なわれている様々な取組の紹介の場を提供します。

行政が主体的に実施する取組

- 学校教育での学習教材として、市の歴史と伝統文化の活用を推進し、若年期から郷土愛を持つよう取り組みます。
- 市内にある文化財・伝統芸能の保存と活用を進めます。
- 市所蔵文化財の保存・活用を図るとともに、市民の郷土学習を推進するための拠点を整備します。

現状と課題

近年自分の住んでいる地域についての関心が薄くなり、市の歴史・文化についての認知度も下がっています。また、それに伴い地域の伝統文化も失われつつあります。

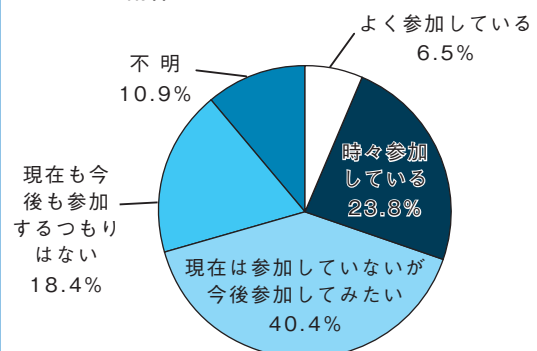
学校教育での学習教材として、市の歴史と伝統文化の活用を推進し、子どもの頃から市の歴史・伝統文化を知る機会や参加する機会を提供し、郷土愛を持つような取組が必要です。

さらに、伝統産業や数々の史跡をネットワーク化した、生駒フィールドミュージアム^{*1}の取組を進め、本市固有の資源を活用していくことが必要です。

また、地域の歴史、伝統文化を保存・継承する担い手の育成と文化活動への支援を行う必要があります。

関連データ

地域の祭り・伝統芸能などの保存継承活動に参加している人の割合



(資料)まちづくりに関するアンケート調査結果報告書
(平成19年2月)

※1 生駒フィールドミュージアム：生駒市全域を野外博物館に見立てて、自然・景観や歴史・文化、伝統産業など、本市の様々な魅力ある地域資源を展示空間として、ふれあうことができるようにする取組。

目指す姿

- ◎体力や年齢に関わらず、誰でも、技術、興味、目的に応じて、生涯スポーツに親しむことで、心身ともに健康に暮らしている。
- ◎子どもの体力・運動能力が向上している。

指標

市内体育施設の 利用者数 (人)	現状値	目指す値	
	H20	H25	H30
	514,309	603,000	692,000

【この指標について】 市内体育施設（体育館、グラウンド、テニスコート、プール等）の年間利用者数。過去の利用者数の推移を踏まえ、施設の利便性の向上に努めながら利用者の増加を目指します。 →関連データ参照

市内各種スポーツイベントなどの参加者数 (人)	現状値	目指す値	
	H20	H25	H30
	16,920	18,200	19,600

【この指標について】 市が主催する市民体育祭、市民体育大会、スポーツ教室などの参加者数。過去の参加者数の推移を踏まえ、平成 30 年度には 15% 程度の増加を、平成 25 年度にはその中間値を目指します。

役割分担

市民

- 積極的にスポーツイベントなどに参加する。
- スポーツサークルへの積極的な参加や、定期的な運動の機会をつくる。

地域活動等

- 地域におけるスポーツ振興組織を設立する。
- 地域スポーツの振興と団体相互の交流活動を行う。

事業者

- 民間スポーツクラブなどのノウハウを活かして、地域に根ざしたスポーツ活動を推進する。
- 専門家による地域へのスポーツ指導や交流を行う。

行政

- 市民のスポーツ活動への参加を促進するとともに、各種スポーツ活動の場を提供する。
- スポーツ指導者や専門家などの人材を育成する。
- 体育施設などスポーツ活動の場の拡充・整備をする。



生駒ふれあい市民マラソン

行政の今後5年間の主な取組

市民・地域活動等・事業者が役割を果たせるよう支援する取組

- 市民や事業者のスポーツ・レクリエーション活動の現状等を把握し、興味や関心を持てる活動を見つけられる機会を設けます。
- スポーツの楽しさを知るためのきっかけとなるようなイベントを開催します。
- 市民、事業者などが必要とする情報を、より簡単な方法で入手できるようなシステムを構築します。
- 地域でスポーツ・レクリエーション活動が活発に行われるような組織づくり、環境づくり、指導者の育成を行います。
- 総合型地域スポーツクラブ^{*1}設立に向けての啓発活動を行います。

行政が主体的に実施する取組

- 市民意識調査に基づき、生駒市スポーツ振興基本計画を策定します。
- それぞれのニーズに対応した質の高いスポーツ指導者の育成や発掘を行います。
- スポーツ施設のバリアフリー^{*2}化を進めます。
- 全国大会や国際大会で活躍できる競技者の育成を推進します。

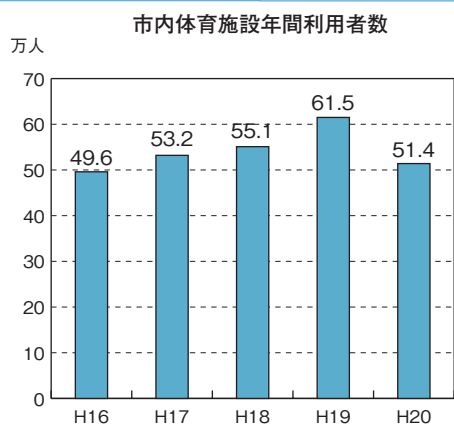
現状と課題

市民のライフスタイルの変化によるスポーツニーズの多様化や、団塊の世代が定年退職期を迎えることによる余暇時間の増加に伴い、生涯スポーツの需要が高まっていることから、必要とする活動の情報提供や団体間の交流を促し、市民が主体的に活動できる仕組みづくりが必要となっています。

一方、子どもたちについては、近年、学校週5日制により自由時間が増えているものの、運動の機会が減少し、体力が低下していることから、地域のスポーツ・レクリエーション活動を活発化し、体力の向上とともに、豊かな社会性の形成を促す必要があります。また、子どもたちの体力向上について正しい認識を持つよう、市民意識の向上が求められます。

スポーツ施設の整備は進んでいますが、単発的・定型的なスポーツイベントやスポーツ教室などの開催に偏る傾向にあり、その結果、参加者が固定化されたり、女性、高齢者、障がい者などの参加が困難であったりするため、地域住民の誰もが継続してスポーツ活動が可能となるよう、多様な種目を用意するとともに、指導者の育成が必要です。

関連データ



(資料) スポーツ振興課

※1 総合型地域スポーツクラブ：地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブのこと。人々が、身近な地域でスポーツに親しむことを目的に、子どもから高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）という特徴を持つ。

※2 バリアフリー（化）：基本構想19ページ参照

3

環境にやさしく、自然と都市機能が調和した、 住みやすいまち

(1) 適切な土地利用の推進

- ①土地利用
- ②住宅環境
- ③拠点整備

(2) 交通ネットワークの整備

- ①道路
- ②公共交通

(3) 環境配慮社会の構築

- ①3R（リデュース・リユース・リサイクル）
- ②環境保全活動

(4) 生活環境の整備

- ①生活排水対策
- ②公害対策
- ③地域美化・環境衛生
- ④上水道

(5) 緑・水環境の保全と創出

- ①自然的資源
- ②公園・緑化



目指す姿

- ◎適切な土地の有効利用により、良好な都市環境の形成と秩序あるまちづくりが実現している。
- ◎持続可能で、歩いて暮らせるコンパクトなまちの形成が行われている。

指標

未利用地（空閑地）の面積（ha）	現状値	目指す値	
	H16	H25	H30
	336.68	減少	減少

【この指標について】市街化区域^{※1}内において都市的土地利用が行われていない2ha以上のまとまった未利用地（空閑地）の面積。都市計画基礎調査（奈良県）に基づき算出される面積であり、民間開発等による新たな市街地環境の創出を図っていくことにより、未利用地の減少を目指します。

地区計画 ^{※2} 導入地区数（地区）	現状値	目指す値	
	H20	H25	H30
	21	23	25

【この指標について】住民などの意見を反映して、街並みなどその地区独自のまちづくりのルールを、きめ細かく定める制度の導入地区数。地区の特性に応じた街並み形成や、優れた居住環境を保全するため導入を支援し、地区計画地区の増加を目指します。

役割分担

市民

- 法令などを遵守し、土地を有効に活用する。
- 土地利用を行う場合、自然環境や地域全体の利益などにも配慮する。
- まちづくりに関心をもち、パブリックコメント^{※3}などで意見等を述べる。

地域活動等

- 自然環境や地域全体の利益などに配慮しながら、周辺環境の利便性の向上を目指した土地利用を行う。
- 地域全体のまちのあり方について検討・実践活動を行っていく。
- まちづくりに関心をもち、パブリックコメントなどで意見等を述べる。

事業者

- 法令などを遵守し、土地を有効に活用する。
- 自然環境や地域全体の利益などに配慮しながら、周辺環境の利便性の向上を目指した土地利用を行う。
- 周辺住民との合意形成を図った開発等を行う。
- 低炭素型都市・高齢者に対応した都市構造の実現を目指した事業展開を行う。

行政

- 都市計画マスタープランに基づいた計画的なまちづくりを推進する。
- 自然と調和のある土地利用を推進する。
- 住民・地域・事業者との協働による持続可能なまちの形成を目指し、法令等による誘導、規制を行う。

※1 市街化区域：既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

※2 地区計画：それぞれの地区の特性に応じて、良好な都市環境の形成を図るために必要なことがらを市町村が定める制度。住民などの意見を反映して、街並みなどその地区独自のまちづくりのルールを、きめ細かく定める。

※3 パブリックコメント：31 ページ参照。

3 環境にやさしく、自然と都市機能が調和した、住みやすいまち (1) 適切な土地利用の推進

行政の今後5年間の主な取組

市民・地域活動等・事業者が役割を果たせるよう支援する取組

- 市民意識調査の実施など市民ニーズを把握しながら、都市計画マスタープランの改訂を行います。
- 地域のまちづくりに対するビジョンの明確化を図るため、支援組織の設置等を行います。
- 地区の特性に応じた街並み形成や、優れた居住環境を保全するための地区計画の導入を支援します。

行政が主体的に実施する取組

- 都市計画マスタープランに基づき、計画的で地域の特性に応じたまちづくりを推進します。
- 住宅都市としての活力を維持しつつ、新たな発展の可能性を考慮した柔軟な土地利用を図ります。
- 市街化区域内の合理的な土地利用を推進します。
- 将来の人口配置を考慮した市街化区域や市街化調整区域、地域地区の指定を行います。
- 開発等に対して法令等に基づき、自然環境に配慮した適正な誘導・指導を行います。
- 開発行為にかかる指導のルールのある方について検討します。
- 人口減少時代の到来や将来の動向を見据えつつ、持続可能な都市を目指すための土地利用のあり方や、都市機能の配置について調査・研究を進めます。

現状と課題

本市は、大阪のベッドタウンとして急激な人口増加にあわせた都市基盤の整備や市街地開発が進んできましたが、人口減少や超高齢化社会の到来の中で、現状のまま都市を持続することは困難となってきています。

そのため、都市内でのエネルギー消費を抑制するコンパクトシティ^{※4}の形成に向けた方向転換が必要となってきています。

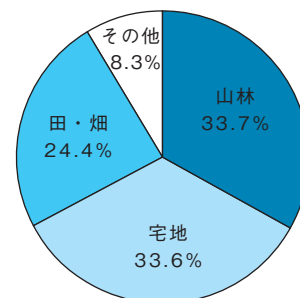
一方で、近鉄けいはんな線が開業するなど、同線周辺地域においては今後の発展の可能性を見受けることができます。

本市では、平成13年に策定した「生駒市都市計画マスタープラン」に基づいた土地利用・まちづくりを進めていますが、今後とも本市の恵まれた自然を活かしつつ、将来を見据え、まとまりのある都市空間の形成と、地域の特性に応じたまちづくりを行っていく必要があります。

関連データ

土地の地目別面積の割合

平成21年1月1日時点



(資料)課税課

※4 コンパクトシティ：都市の既存ストックを有効活用しつつ、様々な都市機能がコンパクトに集積した都市構造を実現し、歩いて行ける範囲を生活圏として捉え、住みやすいまちを目指そうとする考え方。

目指す姿

- ◎市民の多様なライフスタイルに合った住宅環境が整備され、誰もが快適に生活している。
- ◎高齢者や障がい者など住生活に対する弱者が、安心して楽しく暮らせる住宅環境が整っている。

指標

既存住宅耐震診断補助事業利用件数[累計](件)	現状値	目指す値	
	H20	H25	H30
	293	618	943

【この指標について】住宅の耐震診断の補助制度を利用した件数の累計。

住宅の所有者が自ら「生命・財産を守る」ことを基本としつつ、そのための支援として補助制度の利用を促進し、災害に強い安全な住宅環境の確保を目指します。

改修補助等により耐震化した住宅の件数[累計](件)	現状値	目指す値	
	H20	H25	H30
	56	143	233

【この指標について】耐震改修工事の補助制度等を利用して耐震化された住宅の累計件数。

住宅の所有者が自ら「生命・財産を守る」ことを基本としつつ、そのための支援として補助制度の利用を促進し、災害に強い安全な住宅環境の確保を目指します。

役割分担

市民

- 住宅環境についての情報交換を行う。
- 適法で環境や景観に配慮した建築物を建てる。
- 将来を見据えてバリアフリー^{*1}化を行う。

地域活動等

- 地域において住宅環境についての情報交換の機会を持つとともに、関係事業者とコミュニケーションをとる。
- 関係する行政の担当部局とコミュニケーションをとる。

事業者

- 専門知識や住宅などの生活情報を提供する。
- 法に基づき適正に申請し、適法な建築物を建てる。
- 新エネルギーや新技術の活用などにより、環境や景観に配慮した住宅を供給する。
- 災害に強く、バリアフリー化された住宅を供給する。

行政

- 住宅の適切な維持・管理を推進する。
- 住宅に関する情報提供を充実し、情報交換の機会を設ける。
- 法改正などへの円滑な対応や適正な審査を行う。
- 災害に強く、環境や景観に配慮した住宅の建設・改修を推進する。
- 計画的・総合的な住宅環境の整備を行う。

*1バリアフリー（化）：基本構想19ページ参照

3 環境にやさしく、自然と都市機能が調和した、住みやすいまち (1) 適切な土地利用の推進

行政の今後5年間の主な取組

市民・地域活動等・事業者が役割を果たせるよう支援する取組

- 法律の改正や県の制度なども含めて市民や事業者等の建築に関する知識を高めるため、リーフレットの作成など積極的な公表・情報提供を行います。
- 耐震改修やリフォーム、バリアフリー化に関することなどの一般的な相談や、建築物に関する専門的な相談ができる窓口を継続して実施します。
- 市民や事業者などと情報交換ができるシステム（機会）を構築します。
- 設計者等と行政が法改正への対応について協議できる場を設けます。
- 既存住宅や特殊建築物の耐震診断・改修補助事業の継続を図ります。

行政が主体的に実施する取組

- 市民が安心して暮らせるよう、建築物に関する手続き等の周知を図るとともに、違反建築物に対して継続的な是正指導を行います。
- 生駒市耐震改修促進計画に基づき、計画的・総合的に建築物の耐震化を推進します。
- 市営住宅の適切な維持管理により、建築物の長寿命化と良好な住宅環境を維持するとともに、高齢者等に配慮した居住空間のバリアフリー化に努めます。

現状と課題

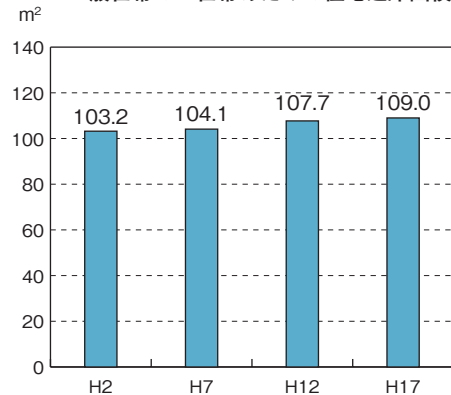
本市は、大阪中心部からの利便性と豊かな自然を背景に住宅都市として発展してきました。平成20年の住宅・土地統計調査によると持ち家が約3万3千戸、持ち家率は約80%となっており、高い水準にあります。また、まちづくりに関するアンケートでも75.2%がずっともしくは当分の間は住み続けたいと考えており、このことから比較的住宅環境には恵まれているものと考えられます。

しかし、昭和56年の建築基準法改正前に建築されたいわゆる旧耐震基準の住宅のうち、耐震性が不十分な住宅が大変多く、市内全体の住宅の耐震化率は約78.1%と推計されることから、耐震化を促進していくことが課題となっています。また、特に既存の住宅地においては、急速な高齢化に対応するためのバリアフリー化が課題となっています。

現在、既存住宅・特殊建築物の耐震診断及び耐震改修の補助事業の維持・拡充や相談窓口の設置、法令等に基づいた協議・指導・審査などを行っていますが、法令改正が頻繁に行われるため、引き続き、正確な情報提供が必要であるとともに、住宅環境の向上のため、耐震化やバリアフリー化の推進が必要となっています。

関連データ

一般世帯の1世帯あたりの住宅延床面積



(資料)総務省「国勢調査(平成17年)」

目指す姿

- ◎魅力的な商業施設と利便性の高い公共公益施設が配置され、うるおいとにぎわいのある都市拠点が形成されている。
- ◎学研高山地区第2工区において、自然環境に配慮され、市の活性化にもつながるまちづくりが適正に進められている。

指標

生駒駅前北口第二地区市街地再開発事業の進捗率〔事業費割合〕 (%)	現状値	目指す値	
	H20	H25	
	21.9	100	

【この指標について】 生駒駅前北口第二地区市街地再開発事業の進捗率で、総事業費に対する事業費累計で表す。
市の中心部としてふさわしい都市機能を有したまちづくりを目指して事業を進めます。



生駒駅前（北口第二地区）

役割分担

市民

- 市民アンケートやタウンミーティングで意見を述べる。
- ワークショップ^{※1}などでまちづくりへ参加する。
- 市街地景観に対する意識を高める。

地域活動等

- 人が集まるイベントや事業を企画する。
- 市街地景観に対する意識を高める。

事業者

- 人が集まるイベントや事業を企画する。
- 学研高山地区第2工区の開発を自然環境に配慮しながら適正に行う。
- 市街地景観に対する意識を高める。
- 建物の色彩やデザインの統一に配慮する。
- 望ましい屋外広告物に配慮する。

行政

- 各種の都市計画手法の活用により、新たな都市の活力を創出する。
- 都市軸となる主要な道路や公共交通機関等、都市の骨格となる公共公益施設の整備を促進する。
- 景観に配慮した都市拠点の形成を図る。
- 魅力的な商業の誘致や市民が憩える広場等のスペースを整備する。
- 学研高山地区第2工区のまちづくりについて、関係各機関がそれぞれの役割において責任を担う。
- 事業進捗状況や決定事項を積極的に公表する。

※1ワークショップ：街づくりや計画づくりなどにおいて、多様な立場の人々が参加して、地域の抱える課題の整理やその解決方策等を検討しながら、合意形成を図っていく話し合い、手法のこと。



3 環境にやさしく、自然と都市機能が調和した、住みやすいまち (1) 適切な土地利用の推進

行政の今後5年間の主な取組

市民・地域活動等・事業者が役割を果たせるよう支援する取組

- 市民アンケートやタウンミーティングなどにより、意見を述べる機会を設けます。
- 生駒駅北口再開発事業や学研高山地区第2工区において、市民がまちづくりに参加できる機会を設けます。
- まちづくりに関し、本市の取組や情報を積極的に公表します。

行政が主体的に実施する取組

- 地域拠点の形成に向けて、近鉄けいはんな線各駅周辺地域及び南生駒駅周辺地域の土地の有効・高度利用の促進や、地域の特性を活かした適切な都市計画の指定を行います。
- 生駒駅前北口第二地区市街地再開発事業においては、権利者で組織する組合施行により、民間のノウハウを活かしながら、にぎわいと魅力ある都市拠点の形成を図ります。また、事業推進にあたっては、時代の動向を見据えながら、事業リスクの軽減、採算性の向上、持続可能な管理運営など確実な事業実施を行うとともに、既に完了している第一地区と第四地区との調和や景観に配慮します。
- 学研高山地区第2工区の新たな方向での事業実現の可能性の検討結果を踏まえ、事業の実施方法、事業主体、費用負担などの役割分担について、奈良県、生駒市、都市再生機構（UR）をはじめとする関係機関と協議のうえ、事業実施に向けた体制づくりを進めます。
- 学研高山地区第2工区周辺地域における、道路をはじめとしたインフラ^{*2}整備の方針を定めます。

現状と課題

本市はこれまで住宅都市として発展してきましたが、人々が暮らしやすい環境にするためには、多様な機能が集積した拠点の整備が必要です。本市の玄関口である近鉄生駒駅周辺では市街地再開発事業が進められており、今後も快適な都市空間の創造と一層の利便性を図るため、第二地区の早期完了が課題となっています。

また、南生駒駅周辺には文化・交流施設や商業施設などの集積が図られていますが、そこに至る道路や公共交通の整備が課題となっています。

学研高山地区第2工区については、社会経済環境の変化の中で、住宅中心の開発計画を見直し、複数の大学立地、自然を活かした公園、福祉施設の立地、研究開発型産業を中心とした企業の立地という新たな方向での事業実現の可能性の検討を進めています。今後においては、国、奈良県、生駒市、都市再生機構（UR）の役割分担を構築しながら、新たな開発計画に応じて、当地区周辺地域や、当地区の玄関口となる学研北生駒駅周辺地区における道路をはじめとするインフラ整備の方針を定める必要があります。

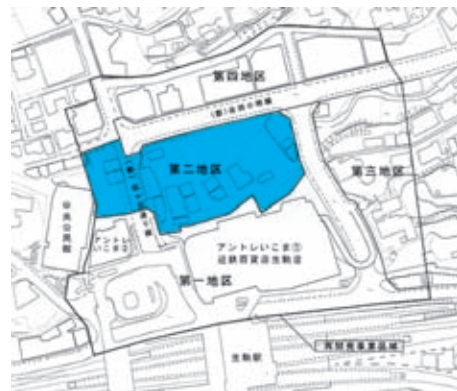
小分野
3-(1)-③



拠点整備

関連データ

生駒駅前北口市街地再開発事業の区域図



(資料) 地域整備課

*2 インフラ：基本構想9 ページ参照

目指す姿

- ◎安心で安全な暮らしを支えるみちづくりが行われている。
- ◎誰もが円滑に移動できるみちづくりが行われている。

指標

生駒駅周辺計画 道路の整備済み 延長の割合 (%)	現状値	目指す値	
	H20	H25	H30
	55.8	77.9	100

【この指標について】 生駒駅周辺の都市計画道路^{*1}の計画延長（1,460m）に対する整備済み延長の割合。駅周辺の交通渋滞の緩和と歩行者環境の改善を図るため、継続的に整備を進めます。

懸案事項となっ ている箇所の整 備済み延長の割 合 (%)	現状値	目指す値	
	H20	H25	H30
	9.0	49.5	90.0

【この指標について】 道路整備において懸案事項となっている箇所の延長（1,330m）に対する整備済み延長の割合。道路ネットワークの整備に向け、継続的に整備を進めます。



南北田原 1 号線

役割分担

市民

- 道路整備事業に対する理解を深める。
- 近隣住民及び地権者は生活道路の整備について理解し、境界確定など積極的に協力する。
- 道路（歩道を含む）の清掃活動や除草活動への協力と、道路に隣接する個人地の生垣の管理や除草等を適切に行う。
- 事業者（民間）との協働により道路を整備する。
- 歩道上に自転車や不要なものを放置しない等、その適正な使用を心がける。

地域活動等

- 道路・歩道の清掃、除草活動に努める。
- 道路空間整備事業の検討、提案及び管理を行う。
- 道路整備に協力し、道路の適切な利用を促進する。
- 道路の損傷状況等を市に情報提供する。

事業者

- 民間事業者・ライフライン管理者の協働により、適切な施工管理等を図る。
- 市民・行政との協働により道路を整備する。
- 過積載等の防止により、道路の保全に協力する。

行政

- 利用ニーズの高い道路整備の実施に向けて、市民等の意見を把握する。
- 計画的な道路整備を進め、目標に対する達成度の分析、評価の公表を行う。
- 歩行空間の整備とともに、段差の解消などバリアフリー^{*2}化を推進する。
- 安全で効果的な道路維持に努め、通行の安全を確保する。
- 地籍図を作成し、公共事業の効率化・公共物管理、道路の公物管理を適切に実施する。

※ 1 都市計画道路：道路の中でも、都市計画法に基づく都市計画決定により、あらかじめその位置などが長期的な視野に立って配置された、特に都市の骨格となる道路。

※ 2 バリアフリー（化）：基本構想 19 ページ参照

3 環境にやさしく、自然と都市機能が調和した、住みやすいまち (2) 交通ネットワークの整備

行政の今後5年間の主な取組

市民・地域活動等・事業者が役割を果たせるよう支援する取組

- 市民、地域住民、事業者等が提案できる機会の増加を図ります。
- 住民の意見を聞くための住民説明会等、住民とのコミュニケーションの場を設けます。
- 地域の課題を共通認識し、協働して問題解決に取り組みます。
- 道路空間整備事業の検討、提案が行える環境の整備を行います。

行政が主体的に実施する取組

- 南北幹線道路の強化のため、枚方大和郡山線、国道168号線などの広域道路の整備を、関係機関とともに推進します。
- 狭隘な道路については地元からの整備要望に基づき、地権者の協力を得ながら、計画的、効率的に道路拡幅や道路整備を進めるとともに、歩行空間の整備にも努めます。
- 公共交通拠点へのアクセスとしての生駒駅周辺都市計画道路の整備に努めます。
- 事業実施にあたっては、土地所有者の理解を求めるとともに、工法・構造等の見直しを行い、適正な価格での工事発注を行います。
- 交通事故多発地点での交通安全施設の整備を図ります。
- 事業者（民間）との協働により、道路整備を推進します。
- 道路管理を適切に行っていくため、道路パトロールを強化します。
- 公共事業の効率化、道路管理の適正化等を図るため、地籍調査を計画的に進めます。
- 社会経済情勢の変化や将来の動向を見据え、都市計画道路を中心とした道路ネットワークの適切なあり方を検討します。

現状と課題

本市は、南北の幹線道路の整備が十分ではなく、旧集落など公共交通機関の空白地となっている地域では、自動車の利用が欠かせず、それに伴い道路整備が強く求められています。

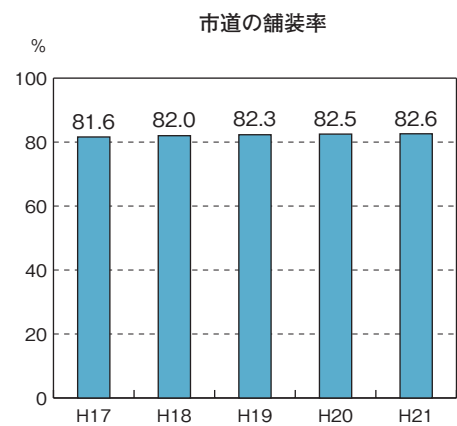
近年、補助金の削減や市税収入の減少など厳しい財政状況の中、今まで以上に計画的で効率的な道路整備が求められていることから、事業実施にあたっては目標の設定や達成度の評価・分析を行っていくとともに、情報公開や市民参加によって市民からの意見を把握した上で、分かりやすく透明性の高い道路整備を行っていくことが必要です。また、用地補償等による事業の難航に対しては、土地所有者との積極的な交渉により公共事業への理解を求めていくことが必要となっています。

さらに、高齢者等の社会参加を促すためにも、より安全な道路整備が必要となっています。

小分野
3-(2)-①

道路

関連データ



(資料)管理課

目指す姿

- ◎公共交通網が機能的に整備され、誰もが円滑に移動できている。
- ◎マイカーで出かける割合が減り、公共交通を利用する市民の割合が高くなっている。

指標

鉄道やバスなどの公共交通機関の満足度（点）	現状値	目指す値	
	H18	H25	H30
	52.1	55	57

【この指標について】平成18年度に実施した「まちづくりに関するアンケート調査」における一般市民の鉄道やバスなどの公共交通機関の満足度で、「非常に満足」「満足」「やや満足」と回答した人の割合。平成8年度に実施したアンケート調査時よりも向上し、施設満足度全体の中でも比較的高い水準であることから、平成30年度には約1割の増加を、平成25年度にはその中間値を目指します。

駅周辺の放置自転車撤去台数（台）	現状値	目指す値	
	H20	H25	H30
	220	198	176

【この指標について】駅周辺に放置している自転車の撤去台数。迷惑駐輪防止のための啓発や、放置防止の指導等を通じて、放置自転車の撤去台数が減少（放置自転車の減少）することを目指します。



生駒市コミュニティバス「たけまる号」

役割分担

市民

- 鉄道やバスなど公共交通機関を利用する。
- バス運行に配慮した自動車の運転をする。
- 鉄道駅までの移動手段を徒歩・自転車・バスなどにする。
- 駅周辺のマイカー乗り入れを自粛する。
- 路上・歩道・空き地などに駐車・駐輪をしない。

地域活動等

- ボランティアによる路上等への駐車・駐輪の防止、取締りを行う。
- 公共交通の改善に向けて要望を行う。

事業者

- 搬送車等を路上や歩道へ駐車しない。
- 公共交通機関を利用するよう来客者へ周知・啓発する。
- 公共交通機関を積極的に利用するよう心掛ける。
- バス路線・鉄道路線の充実や維持を図る。
- 公共交通機関の相互の連携により、乗り継ぎ時間などの短縮を図る。
- バス停や駅舎、車内等のバリアフリー※1化を進める。

行政

- 違法駐車や放置自転車等の解消のため、駅周辺の乗降車場・駐車場・駐輪場の整備を行う。
- 駅周辺のマイカー対策として取締り等を強化する。
- 公共交通関係機関との連携を強化する。
- 公共交通を利用するよう周知・啓発する。
- 公共交通機関事業者に対して路線等の充実・維持を推進・要望する。

※1バリアフリー（化）：基本構想19ページ参照

3 環境にやさしく、自然と都市機能が調和した、住みやすいまち (2) 交通ネットワークの整備

行政の今後5年間の主な取組

市民・地域活動等・事業者が役割を果たせるよう支援する取組

- 市民アンケートやタウンミーティングにより意見・要望を述べる機会を設けます。
- 公共交通機関の利用促進に向けて周知・啓発を行います。
- 公共交通機関のバリアフリー化を推進します。
- 駅周辺へのマイカー乗り入れ規制などノーマイカーデーの推進を行います。
- ボランティアによる迷惑駐車・駐輪等の取締りを支援・推進します。
- 迷惑駐車・駐輪の防止のための啓発を行います。

行政が主体的に実施する取組

- 違法駐車解消のため、交通指導員の充実など指導の強化を図ります。
- 住宅開発の動向やコミュニティバスの役割など、バスの利便性向上を目指し、関係機関と協議を行います。
- 鉄道利用者の利便性の向上のため、駅周辺の乗降車場・駐車場・駐輪場の整備を関係機関とともに進めます。
- バス路線及び鉄道路線の充実・維持について関係機関に要請します。
- 奈良県モビリティ・マネジメント協議会^{※2}において協議し、公共交通機関への利用転換を図ります。
- 市民や交通事業者、行政などで構成する組織において、今後の本市の公共交通に関する方策を示す計画を策定するとともに、計画に基づく事業の実施により、公共交通の利便性の向上を図ります。

現状と課題

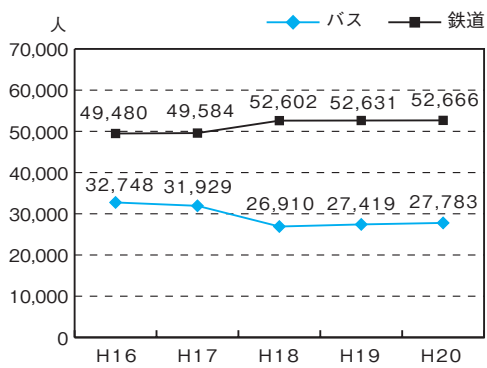
本市の鉄道網については、近鉄奈良線・生駒線・生駒鋼索線の3線のほか、平成18年3月にけいはんな線が新たに開業し、大阪、奈良方面への通勤・通学などの移動手段として大きな役割を果たしています。また、バスについては、駅を起点とした路線網により運行されています。けいはんな線の開業により、市北部地域のアクセスの改善が図られ、一部の地域ではコミュニティバスを運行するなど、関係機関とともに公共交通網の充実を図ってきました。

今後も、利用者にとって利便性の向上を図るための取組を検討していく必要があるとともに、高齢化や環境面への配慮から、マイカーから公共交通機関への転換を促進していく必要があります。

また、駅周辺における違法駐車・放置自転車等が、駅の利用者やバス運行の妨げとなることから、啓発や取締り等対策を講じるとともに、乗降車場や駐車場、駐輪場など、駅周辺の交通ターミナルの機能の充実を図っていく必要があります。

関連データ

公共交通機関の1日平均利用者数



(資料) 鉄道:近畿日本鉄道(株) バス:奈良交通(株)

※2 奈良県モビリティ・マネジメント協議会: 必要のないクルマ利用を見直すとともに、公共交通を適切に利用するように自発的に変化することを促すための活動を行うため、関係の公共交通事業者、行政、NPO等により設置した協議会。

目指す姿

- ◎3R (リデュース、リユース、リサイクル) の意識が、市民や事業者に浸透し、持続可能なまちづくりがなされている。
- ◎市民・事業者との協働により、資源とごみの分別が適切になされるなど、ごみ処理のルールが守られ、ごみの発生が少ないまちになっている。

指標

一般家庭の一人 一日あたりのご みの排出量 (g)	現状値		目指す値	
	H20	H25	H25	H30
	639	606	606	573

【この指標について】 一般家庭から出される一人一日あたりのごみの排出量。

生駒市環境基本計画の目標値 (平成30年度 573g=平成19年度 (673g) 比の15%減少) を踏まえ、啓発等を通じて市民の意識を高め、ごみの排出そのものが減少していくことを目指します。 →関連データ参照

事業所からの事 業系ごみの排 出量 (t)	現状値		目指す値	
	H20	H25	H25	H30
	8,721	7,544	7,544	6,789

【この指標について】 事業所から出される事業系ごみの年間総排出量。

生駒市一般廃棄物 (ごみ) 処理基本計画の目標値 (平成25年度までに、排出量推計値 (10,058t) の25%削減) を踏まえ、事業者への働きかけや啓発等を通じて、ごみの減量化、リサイクル等を促進します。

ごみの再資源化 率 (%)	現状値		目指す値	
	H20	H25	H25	H30
	16.87	25.00	25.00	29.13

【この指標について】 発生したごみの内、びん・缶・ペットボトルや集団資源回収などの資源として回収されるものの割合。

生駒市一般廃棄物 (ごみ) 処理基本計画の目標値 (平成25年度までに、再資源化率25%) を踏まえ、再資源化率の上昇を目指します。

役割分担

市民

- 不要なものは買わず、ごみの発生を抑制する。
- 場所・時間など決められたごみ出しのルールを守り、分別に取り組む。
- マイバッグを持参して買い物をし、レジ袋の排出抑制に努める。

地域活動等

- 市民団体等が自らごみの分別を徹底する。
- ごみ減量及び陶磁器や資源ごみの回収などのリユース・リサイクルについての自主的な活動を行う。

事業者

- ごみの削減と分別に取り組む。
- 再生資源を用いた商品やリサイクルしやすい商品の開発を行う。
- 簡易包装による製品の出荷などを行う。
- 環境に配慮した商品を取り扱う。
- 商品の簡易包装、買い物袋持参の奨励、使い捨て品の使用・販売の自粛、詰め替え商品の積極的な販売、製品の修理サービス、広告、事務用紙の紙使用抑制などに努める。

行政

- ごみの適正な収集、運搬、処理を行う。
- 適正なごみ分別を推進し、資源の有効活用、リサイクルのシステムづくりを進める。
- リサイクルによるごみ減量化の効果やごみの分別、減量を積極的に広報する。
- 市民自ら活動できる場の提供を支援するなど、各種事業を実施する。
- 事業者に対してその役割を積極的に実施できるよう支援する。

※ 1 3R: Reduce (リデュース=発生抑制)、Reuse (リユース=再利用)、Recycle (リサイクル=再生利用) の3つの頭文字のRからなる言葉。廃棄物をできるだけ出さない社会をつくるための基本的な考え方のこと。

3 環境にやさしく、自然と都市機能が調和した、住みやすいまち (3) 環境配慮社会の構築

行政の今後5年間の主な取組

市民・地域活動等・事業者が役割を果たせるよう支援する取組

- 資源ごみのリサイクル方法やごみ減量効果を広報紙等により周知します。
- ごみ減量・発生抑制に関する啓発活動や情報提供を行います。
- 環境フェスティバルなどのイベントを通じて、ごみの適正な処理についての啓発・指導を行います。
- ごみ減量・発生抑制に関する市民活動を行いやすい環境の整備、活動支援を行います。
- 事業者が積極的に行うごみ減量・発生抑制の取組(事業等)を支援します。
- ごみの不法投棄を防止するため、市民への啓発活動を実施します。

行政が主体的に実施する取組

- 資源ごみの適正な分別、回収するシステムの整備を推進し、リサイクル拠点の整備及びBDF^{*2}の活用を図ります。
- ごみの不法投棄を防止するため、不法投棄防止パトロールや事業者への指導を実施します。
- 市民一人ひとりのごみ減量化やリサイクルなどについての意識を高めるため、学校等での環境教育の充実を図ります。
- 清掃リレーセンター及び清掃センターの処理能力の維持・向上を図りながら、施設の適正な管理・運営に努めます。
- 環境負荷の低い、柔軟で効率的なごみ収集処理システムの構築を図ります。
- 市民・事業者・行政の協働による取組を図るため、市全体のごみ排出状況をはじめ、市民活動等の情報共有システムなどの基盤整備を図ります。
- 家庭ごみの排出抑制を図るため、ごみ処理コストに係る負担のあり方に関する検討を進めます。

現状と課題

本市における平成20年度の市民1人当たりのごみの総排出量(家庭系ごみ)は、年間233kg(1日あたり639g)となっており、近年、減少傾向にはありますが、一方では地球温暖化などの環境問題が深刻化し、環境負荷の少ない「循環型社会」へのさらなるシフトが重要な課題となっています。

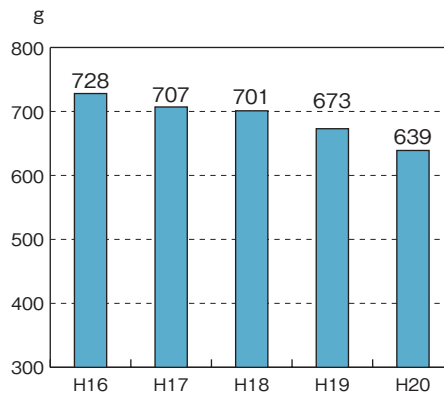
このような課題に対しては、市民一人ひとりのごみ問題への意識の向上が必要であり、ごみ減量化・リサイクルを進めるうえで市民、事業者と連携を図っていく必要があります。

本市では、一日環境教室や小学校でのごみ収集体験学習の実施、環境フリーマーケット等の環境教育や啓発により、限りある資源の有効利用の促進と、ものを大切にする意識の向上を図っています。

リユースやリサイクルの取組としては、家庭内で不用となった陶磁器の拠点回収・無料配布・再資源化等の各種施策を実施していますが、引き続きごみ減量に向けた効果的な施策を講じる必要があります。

関連データ

市民一人一日当たりのごみ排出量(事業系を除く)



(資料)環境事業課

小分野
3-(3)-①

3 R
(リデュース・リユース・リサイクル)

*2 BDF: Bio Diesel Fuel (バイオ・ディーゼル・フューエル)の略で、バイオディーゼル燃料のこと。生物由来油(使用済みてんぷら油など)を精製してつくるディーゼル燃料で、軽油を用いる通常のディーゼルエンジンに改造なしで流用が可能である。

【関連する主な分野別計画】 生駒市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画・生駒市環境基本計画

目指す姿

- ◎環境基本条例及び環境基本計画に基づき、市民・事業者・行政が協働して環境負荷の少ないまちづくりが図られている。
- ◎一人ひとりが環境に配慮して行動している。

指標

出前講座受講者数 (人)	現状値			目指す値		
	H20	H25	H30	H20	H25	H30
	1,094	1,400	1,800			

【この指標について】 市職員等が実施する環境についての出前講座の受講者数。

学校での環境教育や、個人、家庭レベルでの環境改善に向けた取組を推進するために実施しており、受講者だけでなく、その家族・知人への波及も期待できることから、受講者数の増加を目指します。

→関連データ参照

環境活動参加人数【累計】 (人)	現状値			目指す値		
	H21	H25	H30	H21	H25	H30
	4,000	58,500	117,000			

【この指標について】 生駒市環境基本計画推進会議が主催又は共催する講座や行事への参加者の延べ人数。生駒市環境基本計画に基づき、10年間で生駒市の総人口（平成19年時点で 117,000人）と同数になることを目指します。

住宅用太陽光発電システム設置基数【累計】 (基)	現状値			目指す値		
	H20	H25	H30	H20	H25	H30
	590	960	1,360			

【この指標について】 余剰電力を電力会社に売電している住宅用太陽光発電システムの設置基数の累計。地球温暖化防止対策として推進するとともに、市民の地球環境への関心の高さが数値となって表れるため、設置補助などの取組を通じて、年間80基程度の増加を目指します。

役割分担

市民

- エコバッグを使用するなど環境に配慮した買い物をする。
- 省エネの家電製品などを使用する。
- カーボンオフセット^{*1}の取組を推進する。
- 公共交通機関を利用する。
- 環境行政の進捗状況を評価・提言する。

地域活動等

- 地域での学習会等を実施する。
- 環境行政及び事業者の環境に配慮した事業の進捗状況を評価・提言する。

事業者

- 事業所で省資源・省エネルギーに取り組む。
- カーボンオフセットの取組を推進する。
- 環境に配慮した商品の販売など、事業者間での連携による環境配慮行動の推進を図る。
- 環境行政の進捗状況を評価・提言する。
- 環境に配慮した事業の進捗状況の公表に努める。

行政

- 出前講座を中心とした環境教育の充実を図る。
- 環境白書など情報発信の充実を図る。
- 環境活動に取り組む各主体間の調整を図る。
- 地域における環境活動を支援する。
- エコオフィスの取組を推進する。
- グリーン購入^{*2}など、環境に配慮した業務を推進する。

※ 1 カーボンオフセット：CO₂（カーボン）などの温室効果ガス排出量のうち、どうしても削減できない量の全部又は一部を、他の場所での排出削減・吸収量でオフセット（埋め合わせ）する考え方。

※ 2 グリーン購入：製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

※ 3 NPO：基本構想 11 ページ参照

3 環境にやさしく、自然と都市機能が調和した、住みやすいまち (3) 環境配慮社会の構築

行政の今後5年間の主な取組

市民・地域活動等・事業者が役割を果たせるよう支援する取組

- 市民、事業者、行政で構成する環境基本計画推進組織を設立し、計画に基づく事業を円滑に推進します。
- 環境白書など情報発信体制の充実を図ります。
- 市内スーパーでの啓発活動など、環境啓発を推進します。
- 市民・事業者の積極的かつ主体的な環境活動を支援するための環境活動支援事業を推進します。
- 地域ぐるみで行う地球温暖化防止等の環境保全（CO₂排出量の削減等の取組）を効果的に推進するため、地域住民・団体、事業者、NPO^{※3}、行政等で構成される生駒市環境地域協議会「ECOMA」の活動の推進を図ります。
- 地球温暖化対策などについて、小・中学校での出前講座を通じて各家庭への周知を図り、環境行動の促進を目指します。
- 住宅用太陽光発電システム設置費補助金の交付事業を継続します。

行政が主体的に実施する取組

- 小・中学校での出前講座など、環境教育を推進します。
- エコオフィスの取組の徹底を図ります。
- 市の業務全般にわたる環境配慮を行うため、環境マネジメントシステムを導入します。
- 新たなエネルギー（バイオマス^{※4}、太陽光、雨水など）を利活用する取組の調査・検討を進めます。

現状と課題

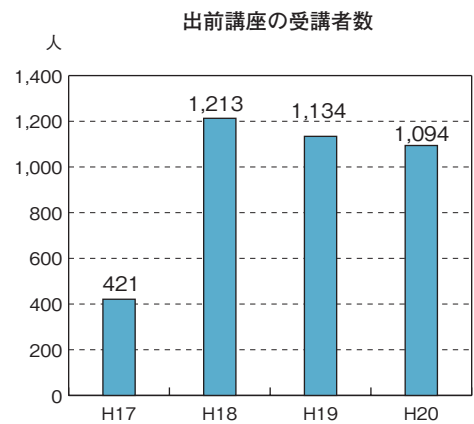
本市においては、市民、事業者、NPO、行政等の幅広い協働により、奈良県下で初めて、地球温暖化対策の具体的な実践行動を協議する生駒市環境地域協議会「ECOMA」を設立しました。この協議会は、各自が必要な情報を共有し、また、それぞれの立場や特徴を生かしつつ、地球温暖化対策に関する様々な行動を協議・計画するために設立されたものであり、温暖化対策を意識した市民の暮らしと各家庭における温暖化に対する様々な取組を促進するため、啓発活動等を実施しています。

また、平成21年3月に新環境基本計画を定め、新しい協働の取組が始まりました。

このように、深刻化する環境問題に取り組むためには、市民や事業者、行政といった各主体間の協働が重要となってきています。

また、市役所でも省資源、省エネルギー、ごみ減量、資源リサイクルなどエコオフィスの取組を推進していますが、今後も一事業所として率先して環境保全に取り組み、地球温暖化対策の推進を図っていく必要があります。

関連データ



(資料)環境政策課

※4 バイオマス：動植物を由来とする資源。木材や農作物、畜産物を取獲したり加工したりする際にでる間伐材やおがくず、糞尿、菜種油、残りかす、建築廃材などの生物系廃棄物を原料としてエネルギーを生み出すことができる。

目指す姿

◎下水道や合併処理浄化槽^{※1}が普及し、生活排水や事業所排水が適正に処理され、川のきれいな住みよいまちとなっている。

指標

下水道普及率 (%)	現状値		目指す値	
	H20	H25	H30	
	56.0	64.4	72.9	

【この指標について】 総人口に対する下水道整備区域内人口の割合。

国・県の上位計画と整合を図りながら、污水处理施設の整備についての基本計画を今後策定し、計画的な整備により、普及率の向上を目指します。→関連データ参照

合併処理浄化槽 設置補助基数 【累計】(基)	現状値		目指す値	
	H20	H25	H30	
	1,303	1,743	2,143	

【この指標について】 合併処理浄化槽の設置に対して補助を行った基数の累計。

当面の間、下水道の整備が見込まれない地域においては、補助制度により合併処理浄化槽の設置を促進することで、生活排水対策を行います。

市内の河川24箇所 における水質環境基準値(BOD ^{※2})の 達成地点数(地点)	現状値		目指す値	
	H20	H25	H30	
	5	6	7	

【この指標について】 竜田川及び富雄川の本流・支流24地点のうち、BODの環境基準をクリアしている地点の数。

下水道の整備や合併処理浄化槽の設置促進、生活排水についての市民の意識を高め、河川水質の向上を目指します。

役割分担

市民

- 合併処理浄化槽の設置家庭では、浄化槽の定期点検や清掃など、適正な維持管理を行う。
- 下水道接続家庭では、宅地内の排水桝など排水設備の適正な維持管理を行う。
- 単独処理浄化槽や汲み取りの家庭では、早期に合併処理浄化槽への転換を図る。
- 下水道整備区域では、すみやかに下水道へ接続する。
- 家庭でできる生活排水対策を実践する。
- クリーンキャンペーンなどの河川美化活動などに参加する。

地域活動等

- 地域で生活排水対策を実践する。
- 自主的に河川美化活動などを実施する。

事業者

- 合併処理浄化槽を設置する事業者や下水道に接続している事業者は、浄化槽や除害施設などの排水設備、下水道の宅地内の排水桝について、定期的な点検や清掃など適正な維持管理により、事業所排水の適正な処理を行う。
- 単独処理浄化槽や汲み取りの事業者は、早期に合併処理浄化槽に転換するとともに、必要な除害施設を設ける。
- 下水道整備区域では、すみやかに下水道へ接続する。
- 事業による汚濁負荷量の削減を図る。
- 地域の河川美化活動に参加・協力する。

行政

- 下水道の整備を図る。
- 合併処理浄化槽設置の推進と浄化槽の適正な維持管理のための啓発を行う。
- より環境負荷の少ない污水处理方法の検討・導入を図る。
- 市民との協働による河川美化活動などの推進を図る。
- 生活排水対策についての啓発活動を推進する。

※1 合併処理浄化槽：基本構想10ページ参照

※2 BOD：Biochemical Oxygen Demand（バイオケミカル・オキシゲン・デマンド）の略で、生物化学的酸素要求量のこと。河川の汚濁を測る代表的な指標で、水中の微生物が一定時間内（20℃で5日間）に有機物を酸化・分解するために消費する酸素の量を示す数値。

3 環境にやさしく、自然と都市機能が調和した、住みやすいまち (4) 生活環境の整備

行政の今後5年間の主な取組

市民・地域活動等・事業者が役割を果たせるよう支援する取組

- 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促すための補助制度の啓発を行うとともに、浄化槽や宅地内排水設備の適正な維持管理についての啓発を行います。
- 下水道整備区域に住む市民に対し、下水道への接続について理解と協力を求めます。
- 河川の水質改善を図るため、生活排水対策についての啓発活動を行います。
- 市民との協働による河川美化活動などの推進を図ります。

行政が主体的に実施する取組

- 下水道の整備とともに合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の設置補助を推進し、生活排水処理基本計画や効率的な汚水処理施設整備のための各種関連計画に基づき、効率的な事業展開を図ります。
- 竜田川浄化センター、山田川浄化センターや下水道管渠などの下水道施設の機能が十分発揮できるよう適正に維持・管理します。
- 河川敷における桜の植栽など、適正な維持管理を継続します。
- 河川浄化施設の適正な維持管理を実施します。

現状と課題

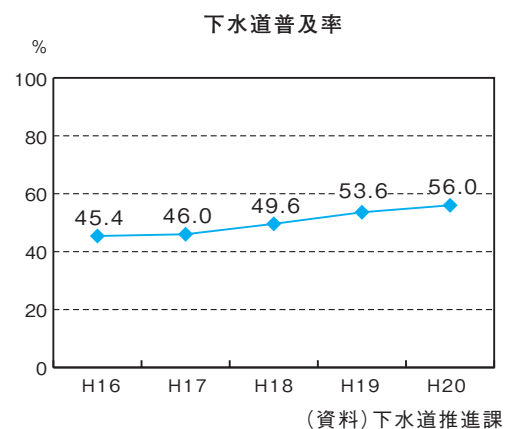
本市においては、下水道の普及率が平成20年度末現在で56.0%と、全国的にも高い水準にあるとはいえない状況にあります。特に竜田川については、生活排水が多く流れ込んでおり、市内の河川のうちで最も汚濁が進むなど、公共下水道の整備が急務となっています。

そこで、公共下水道の整備を図る一方、下水道事業認可区域外については、合併処理浄化槽設置補助制度による整備促進を図るとともに、浄化槽を設置している家庭などに対しては清掃などの適正な維持管理についての啓発活動を行っています。

また、河川浄化施設の維持・管理に努めるとともに、生活排水対策の必要性や家庭での生活排水対策などの各種啓発活動の実施、生活排水対策の一環として使用済み食用油の回収をしています。

さらに、河川・ため池等への美化意識の向上を図るため、公民連携によるクリーンキャンペーンを実施しています。

関連データ



目指す姿

◎生活環境が保全され、健康で快適な暮らしができるまちとなっている。

指標

公害相談件数 (件)	現状値		目指す値	
	H20	H25	H30	H30
	40	減少	減少	減少

【この指標について】 市民から寄せられる騒音、振動、悪臭などの公害に関する年間の相談件数。発生源に対して調査を実施し、状況に応じた指導を行うことにより、公害相談件数を現状以下にすることを目指します。 →関連データ参照

市内自動車騒音 環境基準達成率 (%)	現状値		目指す値	
	H20	H25	H30	H30
	36	39	44	44

【この指標について】 市内の道路18地点の昼間・夜間における環境基準（道路に面する地域）の達成率。自動車の利用抑制や運転マナーの向上などについて啓発するとともに、道路構造の改善などにより、自動車騒音の環境基準達成率の向上を目指します。



騒音調査

役割分担

市民

- 禁止されている野焼きをやめる。
- テレビやラジオ、ピアノなど、音量や時間帯により近隣に迷惑となる生活騒音を出さない。
- 外出時には公共交通を利用するなど、大気汚染につながる自動車やバイクの排気ガス削減に努める。

地域活動等

- 近隣とのコミュニケーションを構築する機会を創出する。
- 地域内で公害の実態調査や公害発生のおそれがないか監視に努める。
- 地域の環境に関する情報を積極的に収集し、環境保全の意識を高めるための活動に活かす。

事業者

- 公害関連法令の遵守状況を公表する体制づくりに努める。
- 特定建設作業や特定施設に関する届出を行うとともに、公害防止協定の締結など周辺環境に配慮した事業活動を実施する。
- 有害性のおそれのある化学物質についての管理を徹底する。

行政

- 公害関連法令に基づき、大気質や騒音・振動等の市内環境調査を継続して実施するとともに結果を公表し、環境に関する情報の提供や対策を充実させる。
- 工場等固定発生源による公害防止のため、県と連携しながら事業所の監視、指導の強化に努める。

3 環境にやさしく、自然と都市機能が調和した、住みやすいまち (4) 生活環境の整備

行政の今後5年間の主な取組

市民・地域活動等・事業者が役割を果たせるよう支援する取組

- 大気質や騒音・振動等の調査結果を公表するなど環境に関する情報提供を行います。

行政が主体的に実施する取組

- 市内の環境状況を把握するため、大気質（市内17地点）や騒音（一般環境騒音として市内17地点、主要幹線道路騒音として市内18地点）・振動（市内7地点）等の調査を実施します。
- 国・県などの関係機関との連携を強化するとともに、環境監視体制の強化と指導を徹底し、公害防止を図ります。
- 市内環境調査を継続して実施するとともに、状況の変化を踏まえ測定地点や頻度を見直す等、適切に対応します。
- 生活騒音等の都市生活型公害の問題解決のため、調査・指導を実施します。
- 特定建設作業の届出と指導を徹底し、作業場周辺の環境を保全します。

現状と課題

市内環境の監視体制として、主要な大気汚染物質である硫黄酸化物・窒素酸化物・雨水水素イオン濃度・降下ばいじんについて、県の常時監視を補完するため、市においても簡易測定を実施するとともに、有害大気汚染物質のうち指定物質及びダイオキシン類についても測定を実施しています。

また、環境騒音の把握として一般環境騒音をはじめ、市内主要幹線道路で自動車騒音、道路交通振動の調査を実施し、状況の把握に努めています。

大気汚染・一般環境騒音などほとんどの項目において一定の基準を満たしていますが、幹線道路での騒音が環境基準を超過し、光化学スモッグが発生するなど、引き続き公害防止対策を推進する必要があります。

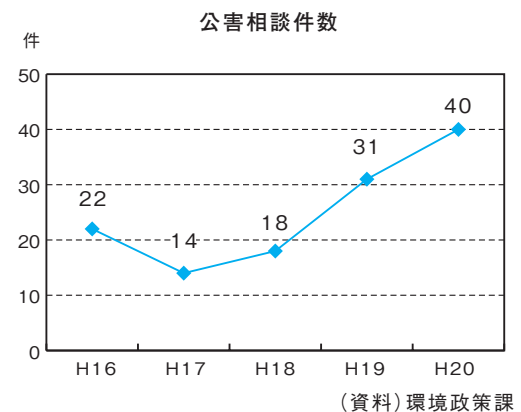
法令による規制と企業の努力により産業型公害は改善傾向にありますが、近年は生活騒音に見られるような都市生活型公害が増加傾向にあります。

なお、環境の状況については、毎年環境白書にまとめ、情報の発信を行っています。

小分野
3-(4)-②

公害対策

関連データ



目指す姿

◎環境美化に努め、きれいなまちで快適に暮らしている。

指標

不法投棄の回収 件数 (件)	現状値	目指す値	
	H20	H25	H30
	399	363	182

【この指標について】 不法投棄防止パトロールにて回収した廃棄物の件数。

市民や事業者に対する啓発とともに、不法投棄防止パトロールの推進により、平成25年度には集積所への不法投棄をなくし、平成30年度には道路上への不法投棄の回収件数の半減を目指します。 →関連データ参照

わんわんアドバイザー 等地域において核となる 動物愛護の推進者の 養成数 (人)	現状値	目指す値	
	H21	H25	H30
	46	76	126

【この指標について】 市が動物愛護に関する法律や、犬の習慣・しつけに関する講座を実施することにより養成する「わんわんアドバイザー」の人数。

ペットのふん公害問題などの解決に向けて、市内全域に広げて養成者を増やし、地域の環境美化の促進を図ります。

役割分担

市民

- ごみのポイ捨てや不法投棄をしない。
- ペットの飼い主としての責任を自覚し、ルールやマナーを守る。
- 地域の清掃活動など環境美化活動に参加する。

地域活動等

- 地域の清掃活動を実施する。
- 違反広告物を出さないモデル地区の指定を受け、地域の環境を守る。

事業者

- 関連法令の遵守状況を公表する体制づくりに努める。
- 事業所周辺の清掃活動を積極的に実施する。

行政

- 不法投棄禁止の啓発・防止を図る。
- 清掃活動などの環境美化活動に対して支援する。
- 動物愛護推進者の育成やペットの飼い主に対して正しい飼い方の啓発を行う。
- 火葬場の適正な運営に努めるとともに、民間墓地の経営(新規・変更)に関し、関係法令に基づき適切な指導を行う。

3 環境にやさしく、自然と都市機能が調和した、住みやすいまち (4) 生活環境の整備

行政の今後5年間の主な取組

市民・地域活動等・事業者が役割を果たせるよう支援する取組

- 不法投棄禁止の啓発を行います。
- 地域の清掃活動等の環境美化活動を支援します。
- 違反広告物を出さないモデル地区の拡大を図ります。
- 奈良県動物愛護管理推進計画のPRを行います。
- ペットの飼い方のルールやマナーなどについての啓発・情報提供を行います。
- 動物の適正な管理やペットのふん公害防止対策事業により、ペット公害の防止を図ります。
- わんわんアドバイザーなどの動物愛護推進者を育成します。

行政が主体的に実施する取組

- 不法投棄防止パトロールによる監視体制の強化や、不法投棄された廃棄物の撤去を実施します。
- 墓地実態調査による現状の把握や墓地・斎場について市民ニーズを正確に把握し、民営墓地等に対して適正な指導を行います。
- ごみのポイ捨て禁止などまちをきれいにするために必要な事項を定めた条例を制定し、環境美化に関する市民等のモラルの向上と美化思想の普及を図ります。

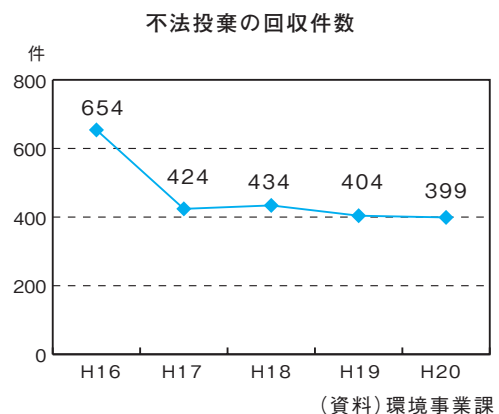
現状と課題

本市の生活環境については、平成18年度に実施したアンケート結果から一定の満足度を得られていますが、ごみのポイ捨てや不法投棄、ペットのふんの不始末などの迷惑行為は、周囲の生活環境に悪影響を及ぼしています。

本市では、不法投棄防止パトロールによる不法投棄の未然防止や廃棄物撤去、違反広告物の抑制のためのモデル地区指定など、環境美化・環境衛生に取り組んでいるほか、ペットのふん公害防止対策としてふん取り用袋・啓発パンフレットの配布や、わんわんアドバイザーの育成を行っています。

墓地・斎場については、適正に指導を行っているほか、火葬場については、現施設には老朽化の問題があるものの、火葬の執行は支障なく実施しています。

関連データ



目指す姿

- ◎市民にとって経済的負担が少ないとともに、安全で安心できる水を安定して供給している。
- ◎健全かつ効率的で環境に配慮した水道事業がなされている。

指標

耐震化された配水池の箇所数 (箇所)	現状値	目指す値	
	H20	H25	H30
	0	2	7

【この指標について】 23箇所ある配水池のうち、レベル2地震動でも耐える配水池の箇所数。(レベル2地震動=過去から将来にわたって当該地点で考えられる最大級の強さを持つ地震動。)
 生命の維持や生活に必要な水道水を安定して供給するため、耐震診断を実施し、必要に応じて配水池の耐震化を図ります。

水道の有効率 (%)	現状値	目指す値	
	H20	H25	H30
	98.0	現状値を維持	現状値を維持

【この指標について】 年間総配水量に対する年間総有効水量(年間総配水量-漏水等により失われる水量)の割合。
 計画的な施設の更新や漏水防止対策を実施し、今後も高率の維持に努めます。

役割分担

市民

- 水の大切さを理解し、日頃から節水を心がける。
- 給水装置の適正な管理を行う。
- 雨水などを利用し水資源の有効活用を図る。
- 水質保全活動に参加、協力する。

地域活動等

- 地域活動の際に節水を心がける。
- 水質保全活動に参加、協力する。

事業者

- 水の大切さを理解し、日頃から節水を心がける。
- 給水装置の適正な管理を行う。
- 雨水などを利用し水資源の有効活用を図る。

行政(水道事業者)

- 安全で安定した水道水供給に努める。
- 漏水対策を行う。
- 市民・事業者などに対して水の大切さと有効活用の啓発・推進を図る。
- 適正な料金体系の確立やサービスの向上など、健全で効率的な事業経営を行う。
- 水道システムのさらなる効率化に努め、省エネルギー化を図る。

3 環境にやさしく、自然と都市機能が調和した、住みやすいまち (4) 生活環境の整備

行政の今後5年間の主な取組

市民・地域活動等・事業者が役割を果たせるよう支援する取組

- 水の大切さを理解してもらうため、水道事業などの啓発活動を行います。
- 良好な水源確保のため、森林保全活動などを支援します。

行政が主体的に実施する取組

- 安定した水道水の供給が行えるよう原水を確保します。
- 安全な水道水の供給を図るため、水質保全検査体制・技術の充実を図ります。
- マネジメントサイクル (PDCA)^{*1} を実施し、健全で効果的・効率的な事業経営を行います。
- 災害時でも安定した水道水供給が行えるよう、施設の耐震化及び設備の改良を図ります。
- 水質の維持・浄水技術の向上のため、浄水場の統合・改良を進めます。
- 水資源の有効活用を図るため、雨水などを利用する手法の調査を行います。
- 水の有効利用・節水意識の高揚が図れるよう、漏水調査や節水についての調査・研究を行います。
- 第5次拡張事業の計画的な遂行を図ります。

現状と課題

水は、人が生活していくうえで欠かすことのできない資源であり、安全で安定した水道水を供給し続けることにより、市民一人ひとりが快適な生活を送ることができます。本市の水道普及率は100%に達しており、今後は水道施設の維持・管理が中心となります。維持・管理については、大きな財政負担が生じることから、継続して効率的かつ効果的な水道事業の運営を図っていくことが必要となっています。

配水量については、近年横ばいもしくは減少の傾向にありますが、企業誘致などによる大規模な水需要が出てくる可能性もあり、水源の確保も必要となってきます。

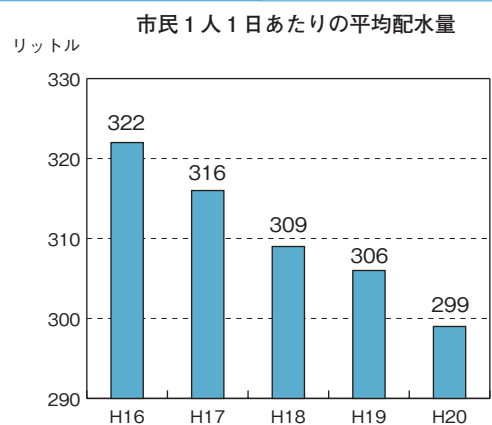
本市では、現在、第5次拡張事業を計画的に実施することにより、自己水の確保に努めるとともに、水の大切さを理解し、日頃から節水と水道事業を知ってもらうために市民に対して啓発事業を行っています。

また、災害時にも安全で安定した水道水の供給が行えるよう、緊急耐震貯水槽及び緊急遮断弁の設置を行っています。

小分野
3-(4)-④

上水道

関連データ



(資料) 水道局総務課

*1 マネジメントサイクル (PDCA) : 42 ページ参照

目指す姿

- ◎市民や事業者が生駒の自然に高い関心、意識を持っている。
- ◎豊かな自然環境に恵まれた生活が維持されている。
- ◎市民・事業者・行政が一体となって、周辺の山並みなどを後世に残していくための取組が行われている。

指標

緑地の確保面積の割合 (%)	現状値			目指す値		
	H20	H25	H30	H20	H25	H30
[上段] 市街化区域 ^{※1} 内	22	26	30			
[下段] 市全域	48	52	55			

【この指標について】 市全域及び市街化区域面積に対する緑地面積の割合。
生駒市緑の基本計画の目標値（平成32年 市街化区域内 30% 市全域 55%）を踏まえ、緑の保全制度の創設等により、将来においても担保性のある緑地の確保を目指します。

市内の河川24箇所における水質環境基準値(BOD ^{※2})の達成地点数(地点)	現状値			目指す値		
	H20	H25	H30	H20	H25	H30
	5	6	7			

【この指標について】 竜田川及び富雄川の本流・支流24地点のうち、BODの環境基準をクリアしている地点の数。
下水道の整備や合併処理浄化槽^{※3}の設置促進、生活排水についての市民の意識を高め、河川水質の向上を目指します。**再掲**

役割分担

市民

- 自然環境に対し関心、意識を持つ。
- 山林や河川の保全活動や清掃活動に参加する。
- 山林や河川にごみを捨てず、動植物を捕獲・採集しないなどルールやマナーを守る。

地域活動等

- 市民団体等による自然環境調査（いきもの調査）を実施する。
- 山林や河川の保全活動や清掃活動を行う。
- アダプトプログラム^{※4}やボランティアサポートプログラムに参加する。

事業者

- 開発事業等において、自然環境に配慮する各種指針等を遵守しながら、自然環境の保全・創出に努める。
- 地域の一員として、地元での活動に積極的に参加する。
- 周辺環境に影響を及ぼさないよう対策を講じる。
- 山林や河川にごみの不法投棄をしない。

行政

- 自然環境の保全等に関するキャンペーンなど、普及啓発活動を積極的に実施する。
- 自然環境調査の結果等、情報を提供する。
- 自然環境の保全のため、大気質や水質の状況把握に努める。
- 自然環境の保全や活用に取り組みやすい制度を整える。
- 自然公園や鳥獣保護区等の指定地域について、国、県と協力して適性な維持管理に努める。
- 市民との協働による河川美化活動などの推進を図る。
- 生活排水対策についての啓発活動を推進する。

※1 市街化区域：76 ページ参照

※2 BOD：90 ページ参照

※3 合併処理浄化槽：基本構想 10 ページ参照

※4 アダプトプログラム：「里親制度」と誤され、ボランティアとなる市民が「里親」となって道路や公園等を自らの「養子」とみなし、定期的に清掃・美化などを行う取組のこと。

3 環境にやさしく、自然と都市機能が調和した、住みやすいまち (5) 緑・水環境の保全と創出

行政の今後5年間の主な取組

市民・地域活動等・事業者が役割を果たせるよう支援する取組

- 市民やボランティア等の美化活動や景観保全活動の支援体制の確立、また、里山の維持・再生や市街化区域内の樹木の保全・活用など、緑を保全するための仕組みづくりに取り組みます。
- 里山林の保全、整備及び活用を図るため、里山整備活動を行うNPO^{*5}などの団体を支援します。
- 環境の現状に対する理解を深め、環境保全意識のさらなる高揚を図るため、広報紙等で情報の発信に努めます。
- 市内の自然環境や生態系に関する情報の提供を行います。
- 河川の水質改善を図るため、生活排水対策についての啓発活動を行います。
- 市民との協働による河川美化活動などの推進を図ります。

行政が主体的に実施する取組

- 環境保全意識の高揚と環境教育を推進するため、ボランティアとの協働により自然環境調査を実施します。
- 大気質や水質の継続的な調査を実施します。
- 市民や土地所有者等の理解を得られるような緑の保全制度を創設するとともに、自然体験型レクリエーションや環境学習の場としての活用に取り組みます。
- 河川浄化施設の適正な維持管理など、河川水質の浄化や川沿いの植栽の維持管理、緑化に取り組みます。
- 市民が身近に自然的資源にふれあえるよう、矢田丘陵遊歩道やハイキングコース、くろんどの森などをPRするとともに、適切な維持管理に努めます。
- 本市の景観に関する基本的な方針となる「景観計画」を策定するとともに、景観条例を制定します。
- 景観法の規定に基づく「景観行政団体^{*6}」になることにより、市民や事業者などとともに、自然・歴史的な景観の保全・創出を図ります。

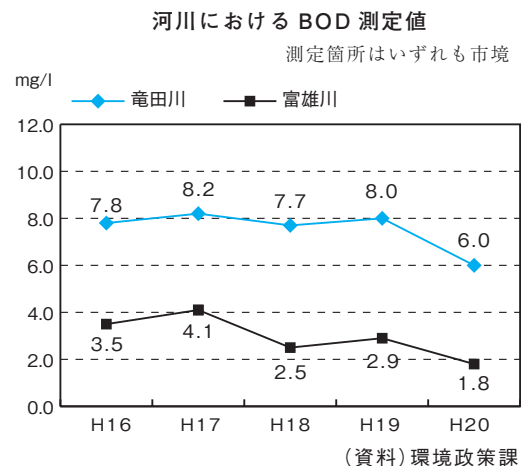
現状と課題

本市は大都市近郊にありながら、生駒山系や矢田丘陵など豊かな自然資源に恵まれています。まちづくりに関するアンケートの調査結果でも、本市の将来像について、自然や緑豊かな住宅街が広がるまちを望む意見が約半数となっています。

山地や丘陵などの山並みの緑については、国定公園区域や近郊緑地保全区域など、環境保全のための法的な規制がかかっていますが、今後は、今ある緑の量的な保全だけでなく、市民とのふれあいの場や多様な生物の生息環境など、質的な面からも環境の保全、活用を図っていく必要があります。

河川については、竜田川、富雄川、天野川、山田川や支流河川があり、本市の貴重な水辺環境となっています。これまで河川の清掃活動や緑化への取組が市民参加や市民主体で行われており、今後はこうした取組を支援していくとともに、市民の環境意識を高める啓発活動や市民意識を把握することが必要です。

関連データ



小分野
3- (5) - ①

自然的資源

*5 NPO：基本構想 11 ページ参照

*6 景観行政団体：地域における景観行政を担う主体。景観行政団体になると、景観計画の策定や景観重要建造物の指定、景観協定の認可、景観整備機構の指定など、景観法を活用して独自の景観施策を展開することができる。

目指す姿

- ◎公園がレクリエーションや憩いの場として安心して利用されている。
- ◎花や緑であふれ、「花と緑と自然の先端都市・生駒」の実現に向けて着実に取組が行われている。

指標

市民一人あたりの都市公園 ^{※1} 等の面積 (㎡)	現状値	目指す値	
	H20	H25	H30
	19.8	22.0	24.0

【この指標について】 総人口に対する都市公園及び都市公園以外の公共施設緑地面積等の割合。生駒市緑の基本計画の目標値（平成32年 24㎡）を踏まえ、公園の整備や公園機能を補う緑地を確保することで、1人あたりの面積の増加を目指します。
→関連データ参照

緑化活動の場所数 (箇所)	現状値	目指す値	
	H21	H25	H30
	177	190	210

【この指標について】 地域の方々が主体となって緑化活動をしている公園等の箇所数。市内の街区公園・近隣公園・地区公園等を市民の緑化活動の場として提供し、市民参加による花と緑と自然のまちづくりの推進を目指します。

コミュニティパーク事業を全面実施した公園数 [累計] (箇所)	現状値	目指す値	
	H20	H25	H30
	3	8	13

【この指標について】 計画段階から市民との協働により公園の再整備を図る「コミュニティパーク事業」の実施公園数の累計。地域の方々による公園づくりを支援し、地域のニーズに合った公園の再整備を目指します。

役割分担

市民

- ルールを守り、適切に公園を利用する。
- できる範囲で自分たちが住んでいる公園の管理を行う。
- 家での植栽など各自で緑化を行う。
- 地域などでの緑化活動に積極的に参加したり、生駒市みどりの基金^{※2}に寄附等をする。

地域活動等

- 住んでいる地域の公園の管理、ルール・マナーの啓発活動を行う。
- 安全・安心な公園利用が図られるよう巡回等を行う。
- 緑化意識を高め、緑化に関する活動を積極的に行う。

事業者

- 開発事業者等は、住民や周辺環境への影響を踏まえて公園等の設置に配慮する。
- 地域住民とともに、公園管理・緑化活動に参加する。
- 屋上緑化・壁面緑化など緑化対策を行う。
- 開発等により、周辺環境が損なわれないよう配慮し、事業者としての社会的責任を果たす。

行政

- 住民とともに利用しやすい公園づくりを行い、安心して利用できるよう適正に管理する。
- 公園管理・利用の啓発を行う。
- 市民や地域が行う緑化活動に対して、ニーズに合った支援を行う。
- 市民や事業者が緑化に取り組みやすい制度を整える。
- 公共事業などを通じて、緑の環境に配慮した都市づくりを行う。
- 公共空間の緑を適切に管理する。

※1 都市公園: 都市公園法に基づき、国や都道府県、市区町村などの地方公共団体が設置・管理している公園。地方公共団体が設置する都市公園としては、街区公園・近隣公園・地区公園・総合公園などがある。

※2 生駒市みどりの基金: 花や緑であふれ、自然とふれあえる魅力的なまちづくりを推進するために創設した基金。この基金は、緑の創造や保全活動に対する助成などの財源に充てられる。

3 環境にやさしく、自然と都市機能が調和した、住みやすいまち (5) 緑・水環境の保全と創出

行政の今後5年間の主な取組

市民・地域活動等・事業者が役割を果たせるよう支援する取組

- 地域住民による公園づくりを支援するコミュニティパーク事業の継続を図ります。
- 地域住民がルール・マナーを守った利用をし、自分たちで管理できるような制度の構築・啓発を行います。
- 緑の市民委員会や花好き・自然好き市民交流サロンなど、地域住民と行政がともに公園の管理・利用について話し合える場・機会を設けるなどの支援を行います。
- 緑の大切さを啓発し、市民や事業者が緑の創出に取り組めるような制度を整えます。
- 「生駒市みどりの基金」をPRするとともに、寄附金を募ります。
- 市民などが「生垣助成制度」や「花と緑のわがまちづくり助成制度」を活用することにより、まちなかの緑の創出を図り、緑と自然のまちづくりを推進します。
- 「花と緑の景観まちづくりコンテスト」で、多くの人々の目にふれる場所での緑化事例を顕彰します。

行政が主体的に実施する取組

- 公園の設置ができない場所においては、借地公園や樹林地なども視野に入れた公園に代わる施設の整備を図ります。
- 安心して公園を利用できるよう遊具等の施設の点検を行うなど、適正な公園管理を実施します。
- 住民と協働で地域のニーズに合った公園を再整備します。
- 開発等における緑化基準を適切に運用します。
- 公共施設での緑被率^{※3}を高めます。
- 緑の環境に配慮した公共事業を行います。

現状と課題

公園や緑は、人々の心の憩いとなるとともに、災害でも重要な役割を果たしています。

本市は、生駒山地と矢田丘陵・西の京丘陵に囲まれ、緑豊かな住宅都市として発展し、金剛生駒紀泉国定公園や矢田県立自然公園などの自然公園や都市公園が整備されている一方で、住宅地開発等により市街化区域^{※4}内の緑が減少しつつあります。

公園については、平成21年3月末現在で、都市公園等が356箇所、総面積が155.6haとなっておりますが、一部地域においては、今後も公園整備が必要な地域もあります。

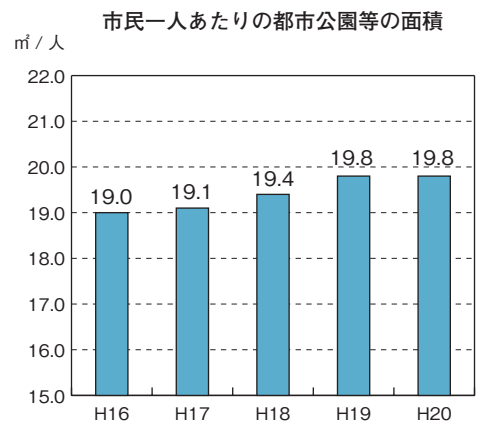
また、緑の基本計画で「花と緑と自然の先端都市・生駒」を掲げており、生垣助成制度や花と緑のわがまちづくり助成制度などの様々な緑化施策を行っています。

今後とも、コミュニティパーク事業などを活用し、住民との協働によるニーズに合った公園整備、さらに管理・運営を行っていくとともに、全市的な緑化活動を啓発・実施していくことで、花と緑にあふれたまちづくりを進めていくことが必要です。

小分野
3-(5)-②

公園・緑化

関連データ



(資料) みどり景観課

※3 緑被率：敷地面積に対する樹木の枝葉の投影面積や芝、草花などで覆われた部分の面積の割合。

※4 市街化区域：76 ページ参照

4

いつでも安全、いつまでも安心して暮らせるまち

(1) 地域で助け合い、支え合う仕組みの整備

①地域福祉活動

(2) 健康づくりの推進

①健康づくり

(3) 医療サービスの充実

①医療

(4) 高齢者の生活を支えるサービスの実施

①高齢者保健福祉

②社会保障

(5) 障がい者の生活を支えるサービスの実施

①障がい者保健福祉

(6) 人にやさしい都市環境の整備

①バリアフリー

(7) 地域防災体制の充実

①災害対策

②自主防災

③消防

(8) 生活の安全の確保

①交通安全

②防犯・消費者保護



目指す姿

◎住民が地域福祉活動に参加しやすい環境が整い、住民同士が支え合っている。

指標

福祉関係ボランティア登録団体数(団体)	現状値	目指す値	
	H20	H25	H30
	26	増加	増加

【この指標について】 市民活動推進センターららぽーとに登録している福祉関係ボランティアの登録団体数。過去からの団体数の状況を踏まえ、活動団体数の増加を目指します。

高齢者サロン等の数(箇所)	現状値	目指す値	
	H21	H25	H30
	32	36	41

【この指標について】 ボランティア等が主体となって運営する、高齢者が地域で気軽に集えるサロンの数。サロン活動の普及啓発や人材育成などの取組を通じて、年間1箇所の増加を目指します。→関連データ参照

地域福祉活動のための拠点数(箇所)	現状値	目指す値	
	H21	H25	H30
	1	2	3

【この指標について】 高齢者を中心とした地域福祉活動、地域交流のための拠点数。地域の中での交流やふれあい、助け合いを促進するために、民間等の活力を活用しながら、5年間で1箇所の増加を目指します。

役割分担

市民

- 地域福祉活動へ積極的に参加する。
- 近隣住民間のつながりをつくる。
- 関係機関等との連携を図る。

地域活動等

- 住民による見守り支え合うことを目的とした近隣や地域社会、民間、ボランティアなどの活動の仕組みをつくり、継続的に実施する。
- 自治会活動のひとつとして、福祉活動への取組や関係機関等との連携を図る。
- 自治会館や集会所等の有効活用を図る。

事業者

- 地域の一員としての福祉活動へ参加する。
- 関係機関等との連携を図る。

行政

- 地域福祉意識の醸成や人材の育成、活動を支援する。
- 地域福祉活動等の拠点の整備を支援する。
- 地域福祉のためのネットワークを構築する。



高齢者サロン

4 いつでも安全、いつまでも安心して暮らせるまち (1) 地域で助け合い、支え合う仕組みの整備

行政の今後5年間の主な取組

市民・地域活動等・事業者が役割を果たせるよう支援する取組

- 「福祉と健康のつどい」等の各種催しにより、市民の福祉に対する意識の醸成を図ります。
- ボランティア等により自主的に開催されているサロン等のネットワークづくりを行い、情報交換が行えるよう支援します。
- 自治会等と連携し、高齢者サロンとして活動できる場所の拡大を図るとともに、高齢者サロン等の人材の育成や、活動を支援します。
- 地域ボランティア講座等の実施により、市民の地域福祉活動への参加の促進と、人材の育成を図ります。
- 地域福祉活動のための拠点の整備を支援し、住民の福祉活動への参加や地域の交流を促進します。

行政が主体的に実施する取組

- 地域包括支援センター^{※1}などの身近な地域における相談・支援体制を整え、安心して相談できる環境づくりに努めます。
- 地域福祉活動を支援するため、市役所、市民活動推進センター、社会福祉協議会のそれぞれが役割を分担しつつ、連携を強化します。

現状と課題

対象者に応じて分野別に行われてきた行政による保健・福祉施策から、人が生活している身近な「地域」において支える社会福祉を実現していくことが重要となっています。

本市には福祉に関わるボランティア団体や住民組織が多く存在し、活発に活動が行われていますが、地域によって活動への参加状況や意識に差が見られます。

地域の問題解決に対しては、今後、住民の積極的な参加が不可欠となっています。

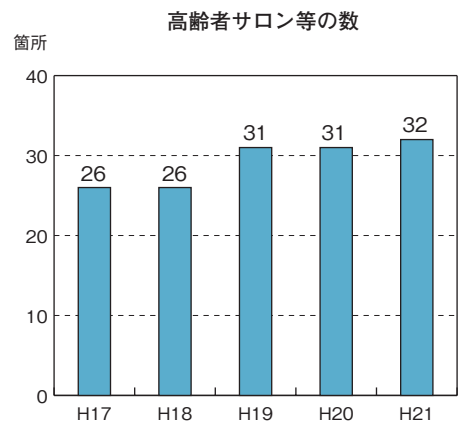
また、既存の地域福祉活動のPRを充実することにより、より多くの参加を促していくことが必要です。

さらに、1つの団体による単独の活動だけでなく、活動分野の違う団体との連携を強化していくことが求められています。

小分野
4-(1)-①

地域福祉活動

関連データ



(資料) 福祉支援課

※1 地域包括支援センター：高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活が送れるよう、介護保険、介護予防サービスをはじめ、福祉・保健・権利擁護など、様々な支援を包括的・継続的に提供する、地域ケアの拠点機関。

目指す姿

- ◎健診や地域の活動により、生活習慣病^{※1}の予防、改善がなされ、元気で生きがいを持って生活している。
- ◎正しい食習慣を身につけ食事を楽しみ、健康に生活している。

指標

特定健康診査 ^{※2} の受診率 (%)	現状値	目指す値	
	H20	H25	H30
	27	65	75

【この指標について】メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した特定健康診査の受診率。40～74歳国保加入者の受診者数/40～74歳対象者数。国が示す参酌基準(平成24年度 65%)を踏まえ、受診率の向上を目指します。

メタボリックシンドローム該当者及びその予備軍の人の割合 (%)	現状値	目指す値	
	H20	H25	H30
	26.8	10%減少	H25の数値以下

【この指標について】特定健康診査受診者のうちメタボリックシンドロームの基準に該当する人及びその予備軍の人の割合。国が示す参酌基準(平成24年度 10%減少)を踏まえ、該当者などの減少を目指します。

食育 ^{※3} に関心のない市民の割合 (%)	現状値	目指す値	
	H19	H25	H30
[上段]成人	7.9	半減	H25の半減
[中段]中・高生	23.4		
[下段]小学生	15.5		

【この指標について】平成19年度に実施した「食育に関するアンケート調査結果」において、「食生活にはあまり関心がない」と回答した人の割合。生駒市食育推進計画に示された目標値(平成24年度半減)を基に、食育に関心のない市民の割合の減少を目指します。 →関連データ参照

役割分担

市民

- 健康や食、運動に関心を持つ。
- 定期的に健康診査やがん検診を受診する。
- 自主活動グループに参加する。

地域活動等

- 健康づくりリーダー、サポーター、食育ボランティアとして、地域の健康の普及啓発に努める。
- 特定保健指導における食事指導、運動指導に対して、地域として協力する。
- 地域内での健康に関する情報の共有、交換を行う。

事業者

【健康づくり関連事業者】

- 健康づくりの指導者として、専門的な知識・技術普及に向けた企画・運営に関わる。
- 健康づくり施設としての場を提供する。
- 市民に理解される、質の高い健診や指導の提供を行う。

【一般事業者】

- メンタルヘルス^{※4}も含めた、職場の健康づくりを行う。

行政

- 健康づくりに関する情報や人材を把握する。
- 各種団体等と連携・協力体制を確立し、年齢・性別等の区別なく、健康づくりに関する事業を展開する。
- 特定健診の円滑な実施体制の確保と市民への情報の提供を充実する。

※1 生活習慣病：基本構想 10 ページ参照

※2 特定健康診査：メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の該当者や予備軍を減少させるため、40歳～74歳の被保険者等を行う健康診査。

※3 食育：60 ページ参照

※4 メンタルヘルス：心の健康のこと。

Home City 生駒市

4 いつでも安全、いつまでも安心して暮らせるまち (2) 健康づくりの推進

行政の今後5年間の主な取組

市民・地域活動等・事業者が役割を果たせるよう支援する取組

- ホームページ、広報紙、イベント、地域の回覧等で、健康や食、運動への知識や関心を高める情報発信を進めます。
- 健康づくりリーダーやサポーターの育成と活動の場を提供します。
- 健康づくり推進員養成講座を開催し、健康づくりの指導者を育成します。
- 市民・地域活動・事業者が意見を交換できる機会を設けます。
- 特定健診についての情報提供の方法を工夫し、地域での受診意識等の向上を図ります。
- 食育ボランティアを育成し、地域での活動を推進します。
- 生産者や流通業者と地域や学校の交流をアレンジできるような食育コーディネーターを設置します。

行政が主体的に実施する取組

- 特定健康診査・保健指導・各種の検診（胃がん・乳がん・大腸がん・肺がん等）を実施します。
- 健康づくり関連機関とのネットワークを構築します。
- 食事・運動など生活習慣改善のための健康教室（糖尿病教室、生活習慣病予防教室、禁煙教室など）を実施します。

現状と課題

食生活や健康管理に対して以前より関心が高まっていますが、年齢・性別・価値観により、健康・食育に対する意識に開きがあります。また、ライフスタイルの多様化により、それぞれのニーズも異なっています。

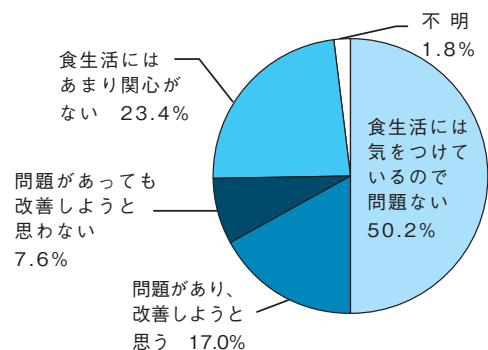
本市では健康づくりリーダーによる地域の健康づくりの活動は広まってきており、今後も市民が主体となった健康づくりの運動が拡充するように支援していく必要があります。

また、食生活の偏り、飲酒、喫煙習慣などによって生活習慣病が増加しているため、特定健診やがん検診による疾病の予防と早期の発見が必要です。

さらに、食や運動への関心を高めていくための継続的な啓発・取組が必要です。

関連データ

食育に関心のない市民(中・高生)の割合



(資料)食育に関するアンケート調査結果(平成19年10月)

目指す姿

- ◎医療機関が連携し、市民が安心して暮らせる医療体制が整備されている。
- ◎緊急時、災害時において市、医療機関、消防、その他各機関との協力・連携体制が確立され、迅速かつ効率的な救急救命活動を行う体制が整っている。
- ◎二次医療^{※1}まで対応可能な小児医療が確保されている。

指標

一般の医療サービスの満足度 (点)	現状値		目指す値	
	H18	H25	H30	H30
	42.07	47	50	50

【この指標について】平成18年度に実施した「まちづくりに関するアンケート調査」における一般の医療サービスの満足度。
現状値が50点に満たないため、平成30年度には50点を、平成25年度にはその中間値を目指します。

休日・夜間医療サービスの満足度 (点)	現状値		目指す値	
	H18	H25	H30	H30
	38.29	45	50	50

【この指標について】平成18年度に実施した「まちづくりに関するアンケート調査」における休日・夜間医療サービスの満足度。
現状値が50点に満たないため、平成30年度には50点を、平成25年度にはその中間値を目指します。

救急医療サービスの満足度 (点)	現状値		目指す値	
	H18	H25	H30	H30
	37.50	45	50	50

【この指標について】平成18年度に実施した「まちづくりに関するアンケート調査」における救急医療サービスの満足度。
現状値が50点に満たないため、平成30年度には50点を、平成25年度にはその中間値を目指します。

役割分担

市民

- 普段から健康管理に心がける。
- 住んでいる地域の医療体制を把握する。
- 近くの開業医をかかりつけ医に持つなど、緊急時の対処が迅速に進められるように準備しておく。
- 地域医療への関心を持ち、地域医療に関しての正確な情報や認識を持つ。

地域活動等

- 市等が実施する地域医療に関する市民意識の啓発活動に協力する。

事業者

- 市医師会を中心に診療所・病院間の医療連携を推進する。
- 医療機能等の情報をインターネット等で市民へ情報提供する。
- 市内診療所の在宅医療の支援及び夜間休日診療の促進を図る。
- 安心して受診できる医療サービスを提供する。
- 病院の経営の効率化に努める。

行政

- 緊急時、災害時において、負傷者等の迅速で効率的な救急医療を実現する。
- 地域の病院がそれぞれの機能を分担し、かかりつけ医との連携も含めた地域完結型の医療を目指し、また、患者を中心とした継続性のある医療を提供する。
- 地域医療に関する市民意識を啓発する。
- 福祉医療制度を実施する。

※1 二次医療：地域のかかりつけ医による診療（一次医療）に対して、入院や検査などが必要な診療を行う医療のこと。二次医療で対応できない高度で、専門的な診療を行う医療を三次医療と呼ぶ。

4 いつでも安全、いつまでも安心して暮らせるまち (3) 医療サービスの充実

行政の今後5年間の主な取組

市民・地域活動等・事業者が役割を果たせるよう支援する取組

- 市内の救急医療体制等、地域医療に関する情報を提供します。
- 望ましい救急利用についての知識の普及啓発を図ります。
- 市内の診療所・病院間の医療連携を促進する環境整備を行います。

行政が主体的に実施する取組

- 地域完結型医療の実現を目指し、地域の医療機関、診療所等との連携体制の強化を図ります。
- 二次救急医療などの政策医療を担う地域の中核的な病院を設置します。
- 緊急時、災害時において、市、消防、市医師会及び近隣自治体との協力・連携体制を確立し、負傷者等の迅速な救急救命活動を実施します。
- 高齢者や心身障がい者、母子家庭、乳幼児を対象に、その健康を保持するため、医療費を助成します。



救急車

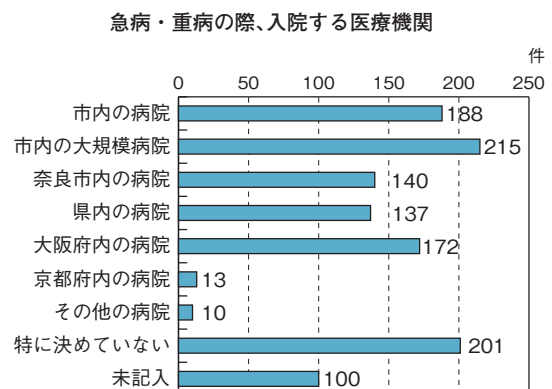
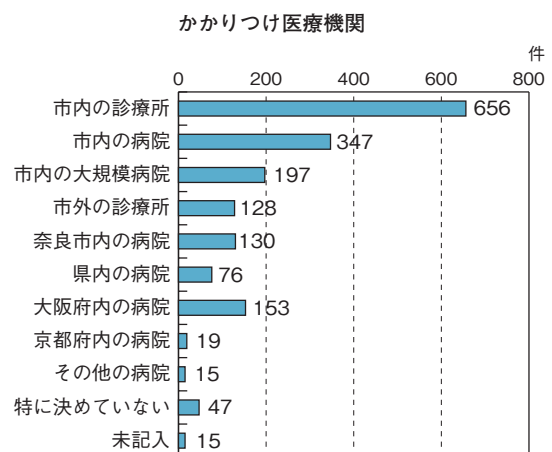
現状と課題

現在、緊急時、災害時に救護の拠点となり、市役所や市内の医療機関と連携を密にすることのできる公的な医療機関がありません。

また、通常の診療時間帯での受診可能者の、休日・夜間救急利用による救急受入困難事例が増加しています。

本市では、市内で夜間・休日に、二次救急に対応する病院が少ないため、緊急時に受けられる医療サービスの確保が必要です。

関連データ



(資料)新病院の整備に関する市民アンケート集計結果
(平成19年1月)

小分野
4-(3)-①

医療

目指す姿

- ◎高齢者が安心して暮らせる地域支援体制が整っている。
- ◎高齢者が健康で生きがいを持ち、自立して生活している。
- ◎介護保険制度の運営が健全に維持され、質の高いサービスが提供されている。

指標

介護予防等の事業実施回数(回)	現状値	目指す値	
	H20	H25	H30
	419	490	H25の数値を維持

【この指標について】市、地域活動団体及び民間事業者による健康づくり、生きがいづくり、介護予防等の事業実施数。
高齢者の増加を見込んで実施回数の増加を目指します。 →関連データ参照

「特定高齢者 ^{※1} (上段)」「要支援・要介護認定者(下段)」の割合(%)	現状値	目指す値	
	H20	H25	H30
	1.9 15.3	現状値を維持	現状値を維持

【この指標について】65歳以上の人口に占める「特定高齢者」「要支援・要介護認定者」の割合。
高齢化が進む中、介護予防事業等の実施により、現状の水準を目指します。

認知症サポーター養成数(人)	現状値	目指す値	
	H21	H25	H30
	320	1,000	2,000

【この指標について】認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を応援する人(サポーター)の養成数。
今後、養成講座等を実施し、奈良県の目標値(平成22年度 1万人)を参考に、年間200人程度のサポーターを養成することを目指します。

役割分担

市民

- 近隣とのつながりのある日常生活を営む。
- 各制度や福祉・介護サービスに関心を持つ。
- 早い時期から健康づくり、生きがいづくり、介護予防に積極的に取り組む。
- ボランティア活動・地域の活動に参加する。
- 認知症について理解を深める。

地域活動等

- 助け合い、支え合いのある地域となるような働きかけを行う。
- 地域で介護予防に関する各種活動に積極的に取り組む。

事業者

【福祉事業者】

- 法令を遵守し、質の高いサービス提供を各事業者連携のもとに行う。

【一般事業者】

- 高齢者の雇用を促進する。

行政

- 緊急通報システムや位置情報提供システムなどを活用した緊急時対応のための地域支援体制を充実する。
- 健康づくりや、介護予防活動の地域への定着のための支援を行う。
- 介護保険制度について、窓口での適切な説明やパンフレット等を作成するなど、制度の理解と啓発を継続する。
- 介護保険事業者の資質の向上及びコンプライアンス^{※2}を図るため、情報提供や指導を充実させ、介護保険の適正な運営を図る。
- 高齢者の交流の場の提供や社会参加活動を支援する。
- 認知症について、普及啓発活動や地域への定着を支援する。

※1 特定高齢者：65歳以上で生活機能が低下していて、今後介護を受ける状態になるおそれの高い高齢者のこと。

※2 コンプライアンス：「法令遵守」と訳されるが、単に法令を守ることにとどまらず、法の精神、組織倫理、社会規範などに則って、組織を健全に運営していく意味も含まれる。

4 いつでも安全、いつまでも安心して暮らせるまち (4) 高齢者の生活を支えるサービスの実施

行政の今後5年間の主な取組

市民・地域活動等・事業者が役割を果たせるよう支援する取組

- 健康づくり、介護予防への積極的な参加を促すための啓発を充実します。
- 介護予防のための運動教室・講座を実施します。
- 認知症サポーター養成講座等の実施により、認知症への理解を深め、地域での支援体制を整え、安心して過ごせる環境づくりを進めます。
- 認知症サポーターなど、住民によるボランティアとしての主体的な取組の支援を充実します。
- ボランティア講座等を実施し、地域での支え合い、助け合いの推進と人材の養成・育成を行います。
- 市民・地域活動等・事業者に対し、情報提供等を行える体制づくりを進めます。
- シルバー人材センターなど高齢者の就労の機会を提供します。

行政が主体的に実施する取組

- 地域包括支援センター^{*3}を核として地域のネットワークづくりを行います。また、センターの効率的な運営を推進します。
- 介護サービスの質と量の適正な確保に努めます。
- 介護予防が必要な高齢者の早期把握のため、生活機能評価を実施します。
- 介護保険制度の適正化事業を推進します。
- 高齢者の地域交流拠点の充実を図ります。
- 介護事業者への適時適切な情報提供を行うとともに、資質の向上のため指導を充実します。
- 高齢者が生きがいをもって働ける場を確保するための拠点として、シルバー人材センターの一層の活用を図ります。また、会員の登録や利用促進に向けた市内の団体・個人に対する広報活動などを支援します。
- 高齢者の権利擁護の取組を推進します。
- 緊急時の支援対策として、一人暮らし等の高齢者世帯に緊急通報装置を設置します。
- 緊急時における高齢者の要援護者支援の体制づくりを進めます。

現状と課題

高齢者交流施設や生涯学習施設の整備、老人クラブ活動の支援、交通費助成などの生きがい・社会活動の支援、配食サービス等の生活支援、ボランティアの育成、各種予防教室の実施など、様々な事業を行っていますが、今後のさらなる高齢化に対応するため、これらの事業について、スクラップ&ビルド^{*4}を行う必要があります。

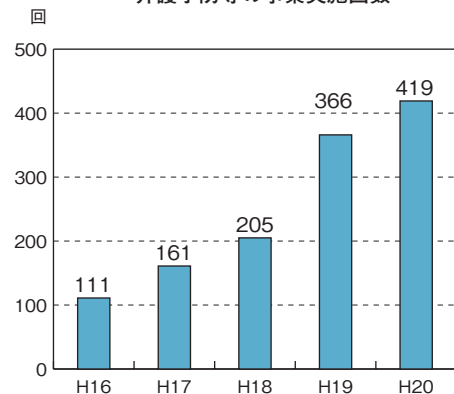
介護保険サービスを高齢者福祉の主要なサービスとして位置づけるとともに、今後高齢化による介護給付費の増大が予想されることから、予防事業や地域支援事業を充実させる必要があります。また、事業者の運営状況を把握し、適時・適切な指導を行うことにより、利用者への適切な介護サービスの提供を確保していく必要があります。

高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者の割合も高くなるため、認知症についての正しい知識を多くの市民が持ち、適切な対応を図ることで、認知症本人への混乱を防止していく必要があります。

さらに、高齢期を迎えても安心して暮らし続けるためには、一人ひとりが生きがいを持って過ごせるための支援が必要であり、行政、市民、事業者、ボランティア組織の積極的かつ主体的な取組や情報の提供・共有が必要です。また、高齢者の就労実現のための条件整備、就業支援、相談を充実させる必要があります。

関連データ

介護予防等の事業実施回数



(資料)福祉支援課

小分野
4-(4)-①

高齢者保健福祉

※ 3 地域包括支援センター：105 ページ参照

※ 4 スクラップ&ビルド：69 ページ参照

目指す姿

- ◎市民が国民年金の制度を理解し、誰もが年金の受給資格を確保している。
- ◎国民健康保険制度等の健全な運営が図られ、誰もが安心して医療やサービスを受けている。
- ◎生活保護の適正な運用が図られ、生活困窮者や経済的弱者の生活を支えている。

指標

国民年金保険料の納付率 (%)	現状値	目指す値	
	H20	H25	H30
	71.13	80.0	H25の数値以上

【この指標について】日本年金機構が国民年金の第1号被保険者及び任意加入被保険者から収納した国民年金保険料の納付率。国が定めた目標値（80%）を目指します。

国保被保険者一人当たり診療費 (円)	現状値	目指す値	
	H20	H25	H30
	230,013	230,000	H25の数値を維持

【この指標について】診療費（医科入院・医科入院外・歯科）／平均被保険者数。これまでの推移で見ると増加していく傾向にありますが、国や県とともに進める医療費の適正化等により、現状の水準を維持することを目指します。

自立支援達成率 (%)	現状値	目指す値	
	H20	H25	H30
	16.7	25.0	30.0

【この指標について】厚生労働省の指導による取組であり、生活保護受給者の自立の度合いを示す。安定した収入を得て自立できるように、就労支援や指導を行います。

役割分担

市民

- 20歳以上の市民は年金制度に加入し、年金保険料を納付する。
- 医療保険等に参加し、保険料を納付する。また、健康管理や生活習慣の改善に心がけ、適切に医療機関を利用する。
- 生活困窮者や経済的弱者は、健康管理や就職活動などの自助努力に努める。

地域活動等

- 地域において健康づくりを推進する。
- 生活の安定と自立、自助を支援するため、民生委員や関係機関の協力を得ながら日常的な相談などの地域福祉活動を行う。

事業者

- 従業員の年金受給権の確保、医療保険への加入に努める。
- 従業員の健康管理に配慮する。

行政

- 市民や事業者からの相談等に適切に対応する。
- 年金制度の啓発を行い、市民の年金受給資格の確保を促進する。
- 国民皆保険制度の啓発を行う。
- 国民健康保険制度及び介護保険制度を健全に運営する。
- 生活保護の適正な運用を図るとともに、各種の福祉施策や社会保障制度との連携を図り、低所得者等への総合的な支援を行う。

4 いつでも安全、いつまでも安心して暮らせるまち (4) 高齢者の生活を支えるサービスの実施

行政の今後5年間の主な取組

市民・地域活動等・事業者が役割を果たせるよう支援する取組

- 保険料未納等により、「無年金者」または「低年金受給者」の増加が予想されることから、広報紙等による年金制度の周知・啓発を図ります。
- 国民健康保険制度及び介護保険制度の給付内容や保険料負担など、周知・啓発の強化を図るとともに、医療費や介護給付費の適正化を進めていくための情報提供に努めます。
- 保険料確保のため、口座振替納付の推奨など、納付しやすい環境づくりに努めます。
- 個人及び地域において、健康づくりを推進していけるような体制を整えます。

行政が主体的に実施する取組

- 年金相談等については、専門的な知識をもった相談員(社会保険労務士)の配置や分かりやすいパンフレット等を作成し、相談体制の充実を図ります。
- 事業者への適時・適切な情報提供を行い、指導の充実を図ります。
- 年金制度改正や充実について国への要望を実施します。
- 生活保護について、被保護者の状況や自立阻害要因を類型化し、それぞれの類型ごとに対応する個別の支援プログラムを策定します。また、これに基づき個々の被保護者に必要な支援を組織的に実施します。

現状と課題

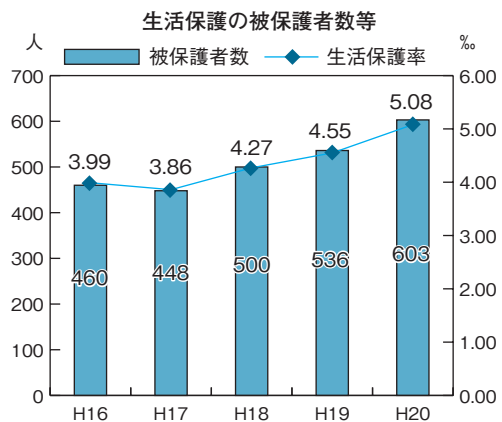
将来「無年金者」または「低年金受給者」になる可能性のある人が増加しており、制度全体の見直しや将来に向け恒久的な年金制度の構築が望まれています。

また、現行の医療保険は制度として行き詰っているため、1市町村の努力では解決できません。新たに導入された後期高齢者医療制度については、対象者及び市民に的確に浸透していくような手立てを取るとともに、財政的な基盤の充実を図る必要があります。

公平な保険料を納付していただくためには、納付期限等の周知徹底を図り、確実な保険料納付につなげる必要があります。

生活保護世帯については、倒産やリストラによる収入の減少、高齢、母(父)子、傷病、障がいによる要援護世帯の増加など、本市においても増加傾向にあります。これらの世帯が抱える問題には、経済的な援助はもとより、福祉、保健、医療をはじめとする様々な分野の施策が必要です。このため、関係機関との協力のもとに、個々の世帯の実情に応じたきめ細かな対応がより一層重要となっています。

関連データ



(資料)福祉総務課

目指す姿

- ◎障がい者が住み慣れた地域の中で、自立して生活している。
- ◎障がいのある人とない人が、互いに理解し、尊重し合う考えが広がっている。

指標

障がい者福祉サービスの普及率 (%)	現状値	目指す値	
	H20	H25	H30
	24.8	現状値を維持	現状値を維持

【この指標について】 障害者手帳の所持者に対する障がい福祉サービス受給者数の割合で、生活に必要な不可欠なサービスの定着度を示す。増加傾向にある障がい者数に対して、現在と同水準のサービスが受給できることを目指します。

市内の福祉サービスの事業所数 (箇所)	現状値	目指す値	
	H20	H25	H30
	20	24	28

【この指標について】 市内にある福祉サービスの指定事業所数。増加する障がい者数に対してサービス供給量を確保するため、事業所の増加を目指します。

役割分担

市民

- 障がい者への理解を深め、地域でお互いに助け合う。
- 地域福祉活動など、積極的にボランティア活動に参加する。

地域活動等

- 生活困難な障がい者の情報を提供する。
- 障がい者も共に地域の住民として平等に参加しやすい活動機会をつくる。

事業者

【福祉事業者】

- 地域ニーズに応じたサービスを提供する。

【一般事業者】

- 障がい者の自立支援の一環として、就労機会を確保する。

行政

- 障がい者の自立した生活を支援する。
- 関係機関などと連携を図り、問題解決に努める。
- 障がい者への正しい理解と認識を深めるための啓発を行う。



福祉センター祭

Home City 生駒市

4 いつでも安全、いつまでも安心して暮らせるまち (5) 障がい者の生活を支えるサービスの実施

行政の今後5年間の主な取組

市民・地域活動等・事業者が役割を果たせるよう支援する取組

- 障害者週間などの取組を通じて、障がい者を正しく認識し、理解するための啓発・広報活動に努めます。
- 住民や事業所代表等の参加による自立支援協議会の運営により、地域の課題の協議やネットワークを構築します。
- 市民活動推進センターららポートとの連携を図ります。
- 各障がい者施設や在宅障がい者の自立支援の拠点として、地域の通所施設の運営を支援します。

行政が主体的に実施する取組

- 障がい者の社会参加と自立生活を支援するため、地域生活支援事業の充実を図ります。
- 障がい者が適切にサービスを利用できるよう、各種相談機関や福祉施設等における相談機能の充実を図るとともに、関係機関が連携した支援体制を整えます。
- 障がい者の雇用・就労の実態を踏まえて、就労機会の拡大と雇用の安定を支援するとともに、職業安定所など関係機関との連携に努めます。
- 障がい児の早期療育や相談体制の充実を図ります。
- 障がい者が子育てすることへの支援に取り組めます。
- 障がい者の権利擁護のための取組を推進します。
- 緊急時の支援対策として、一人暮らし等の障がい者世帯に緊急通報装置を設置します。
- 緊急時における障がい者の要援護者支援の体制づくりを進めます。

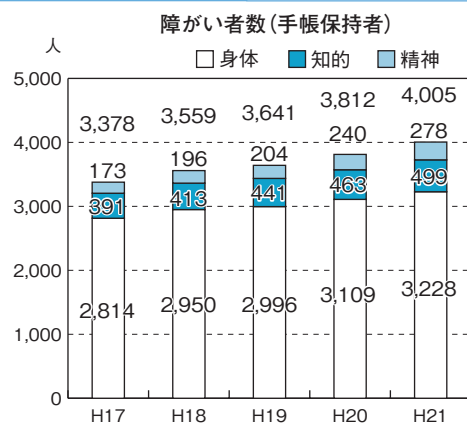
現状と課題

障がい者福祉サービスについては、行政がサービスの内容やその提供事業者を決定する「措置制度」から、利用者の立場に立った新たな利用の仕組みとして平成15年度から支援費制度が実施され、多くのサービスが利用できるようになるなど障がい者の地域生活を進める役割を果たしてきました。しかし、利用者が急増する中で、福祉サービスについての費用対応や公平な提供などの点で制度上の課題があることから、平成18年に障害者自立支援法が施行され、障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、サービス提供主体を市町村に一元化していく仕組みが始まりました。

本市では、利用者の視点に立ったサービスの体系に再編し、障がい者が身近なところでサービスを利用できるよう取組を進めていますが、今後も引き続き、障がい者一人ひとりのニーズに応じた、総合的かつ適切なサービスの提供を行っていく必要があります。

また、市民一人ひとりが障がいの有無にかかわらず、互いに尊重し合い、支え合う社会を築く考え方を広めていく必要があります。

関連データ



(資料)福祉支援課

目指す姿

◎公共施設や道路等のバリアフリー化が一層進められ、高齢者や障がい者をはじめ、安心して利用できるようになっている。

指標

バリアフリー化された歩道延長の割合 (%)	現状値	目指す値	
	H20	H25	H30
	62.6	71.3	80.0

【この指標について】 歩道の延長に対する、バリアフリー化された歩道延長の割合。
道路や地形的な環境から、実現可能な値として平成30年度には80%を目指し、平成25年度はその中間値を目指します。



バリアフリー化された歩道（俵口小明線）

役割分担

市民

- バリアフリー、ユニバーサルデザイン※2の取組に対する理解を深める。
- 歩道上に自転車や障がいとなるものを放置しない等、歩行者空間を妨げないよう心がける。

地域活動等

- バリアフリー、ユニバーサルデザインの取組に対する理解を深める。
- 歩道整備等が必要と思われる箇所を調査・研究し、市に報告をする。

事業者

- 店舗などのバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を進める。
- 駅舎のバリアフリー化を進める
- ノンステップバスの導入を進める

行政

- 公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を進める。
- 市民や事業者等に対して啓発を行う。

※1 バリアフリー（化）：基本構想19ページ参照

※2 ユニバーサルデザイン：基本構想19ページ参照

4 いつでも安全、いつまでも安心して暮らせるまち (6) 人にやさしい都市環境の整備

行政の今後5年間の主な取組

市民・地域活動等・事業者が役割を果たせるよう支援する取組

- バリアフリー、ユニバーサルデザインの考え方の普及・啓発に努めます。

行政が主体的に実施する取組

- 高齢者や障がい者だけでなく、誰もが利用しやすい施設づくりを目指し、庁舎や学校施設、保育施設など市の公共建築物をはじめ、公園などで段差の解消、スロープ、手すりの設置等バリアフリー化を進めます。
- 安全で快適な歩行空間を確保するため、計画的に歩道のバリアフリー化を進めます。
- 市が新たに整備する施設等においては、すべての人が利用しやすいユニバーサルデザインの考えを取り入れた施設設計を行うよう努めます。
- 公共施設において、大きな文字、サインによる表示、障がい者等に対応したトイレなどの設置を進めます。
- すべての人が支障なく、情報や機能を利用できるホームページの運用に努めます。
- 奈良県住みよい福祉のまちづくり条例に基づき、事業者等への指導・助言を行います。

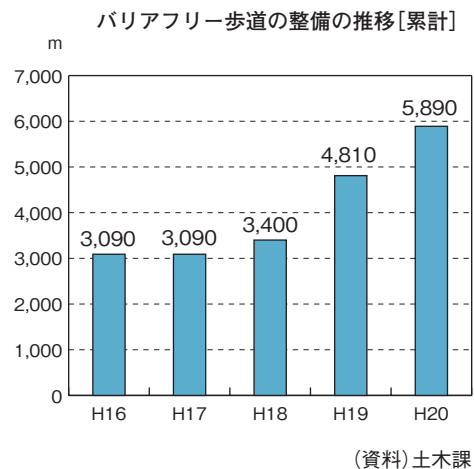
現状と課題

障がい者や高齢者などが一般社会の中で、障がいのない人と同じように普通に生活することができる社会をつくるノーマライゼーションの考え方や、バリアフリーの概念の普及により、誰もが安心して快適に利用できる施設、設備、機能が求められています。

本市では、道路や公園、市の施設において段差の解消、スロープの設置など、計画的にバリアフリー化を進めています。

今後においても施設等のハード面の整備とともに、情報発信などソフト面での配慮・工夫に取り組んでいく必要があります。

関連データ



目指す姿

- ◎防災意識の向上により、バランスのとれた自助・共助・公助による防災協働社会が実現し、災害に強い、安全で安心に暮らせるまちになっている。
- ◎災害の防止のため、治水整備や耐震化などの予防対策が進んでいる。

指標

一般住宅の耐震化率 (%)	現状値	目指す値	
	H19	H25	H30
	78.1	増加	90以上

【この指標について】 一般の住宅の総戸数に対して耐震性を有する戸数の割合。

生駒市耐震改修促進計画の目標値（平成27年度90%）を踏まえ、耐震化に対する啓発や耐震診断、改修のための支援を行い、一般住宅の耐震化を進めます。

避難施設の耐震化率 (%)	現状値	目指す値	
	H21	H25	H30
	61.7	81	90

【この指標について】 避難施設（36箇所）の全棟数に対して耐震基準を満たしている棟数の割合。

生駒市地震防災対策アクションプログラムの目標値（平成24年 77%）を踏まえ、災害時に重要な拠点となる避難施設の耐震化を、優先的かつ計画的に進めます。

小・中学校の耐震化率 (%)	現状値	目指す値	
	H21	H25	H30
	73	100	100

【この指標について】 小・中学校の建物全棟数に対して耐震基準を満たしている棟数の割合。

災害時の避難場所にもなっている小・中学校の耐震化を、優先的かつ計画的に進めます。**再掲**

役割分担

市民

- 建築物の耐震診断や耐震改修を行う。
- 過去の災害状況や土砂災害警戒マップ等で地域の危険箇所や避難経路を確認し、自助の重要性とその対策を学ぶ。
- 家具の転倒防止など安全対策をとる。
- 所有するため池を適切に管理する。

地域活動等

- 地域で危険箇所や避難経路の確認を行う。
- 地域の防災活動を活発化し、共助意識の向上を図る。

事業者

- 電気・ガス等の事業者はライフラインの耐震性を高める。
- 建設業者は耐震性のある住宅を建設する。
- 所有している建築物の耐震化を図る。
- 地域の災害に備え、地域活動等に参加し、連携を強化する。

行政

- 建築物の早急な耐震診断、耐震化を推進する。
- 各種災害の危険箇所等のマップ等を作成し、的確な情報提供と啓発を行う。
- ライフラインの耐震化や早期復旧など防災対策の確立を図る。

4 いつでも安全、いつまでも安心して暮らせるまち (7) 地域防災体制の充実

行政の今後5年間の主な取組

市民・地域活動等・事業者が役割を果たせるよう支援する取組

- 地域での防災活動の必要性に関する啓発を行います。
- 市民や建築物の所有者が耐震診断や耐震改修に踏み出せるよう、耐震診断・改修補助事業を継続するとともに、一般的な相談、建築物に関する専門的な相談を継続して実施します。
- 土砂災害警戒マップ、洪水ハザードマップ、地震ハザードマップ等を用いて市民への迅速かつ的確な情報提供に努めます。
- ため池の維持管理において、マニュアルシートの作成を指導し、適切な維持管理ができるよう支援します。

行政が主体的に実施する取組

- 災害発生に備えて、防災資機材を整備します。
- 市有建築物の早急な耐震診断と適切な改修を実施するとともに、一般建築物の耐震化を推進します。
- 河川等の適正な維持管理及び水防倉庫の機材管理等の水防対策を行います。
- 大和川流域総合治水対策事業として、ため池治水利用施設や雨水貯留浸透施設^{※1}の整備を行います。
- 市が管理すべき河川・水路については、地域の現状に配慮した治水対策を講じるとともに、一級河川（竜田川・富雄川等）については、県に改修をより一層働きかけます。
- ため池崩壊を未然に防ぐために、ため池の維持管理マニュアルシートを作成・配布し、維持管理の徹底を図ります。

現状と課題

予測できない地震や風水害など大規模な災害から、市民を守り、被害を最小限にとどめるための防災対策が重要になっています。

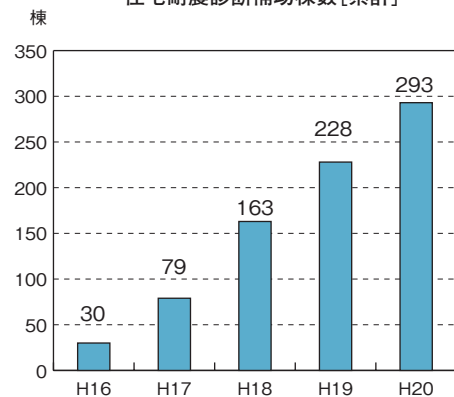
本市では、災害に備え各種設備の拡充や体制の確立を進め、土砂災害警戒マップ、洪水ハザードマップ、地震ハザードマップ、チラシ等を配布し、危険な場所の周知や取組等の情報を提供し、市民の防災意識の啓発を行っています。さらに、一般建築物の耐震化のための各種補助金や相談窓口を実施しています。今後も多様な方法で情報提供や支援を行い、自助意識の向上に努めていく必要があります。さらに、市有建築物の耐震化を計画的に進めるとともに、一般建築物の耐震化を促進していく必要があります。

一方、都市化の進展により、雨水の貯留・浸透機能は年々失われつつあります。これに加え、近年局地的に集中豪雨が頻発しており、水害の発生により拍車をかけています。今後も計画的、継続的な河川改修や調整池の整備等が必要です。

また、ため池について、地元において維持管理していく上で費用負担が伴うため、支援していく必要があります。

関連データ

住宅耐震診断補助棟数【累計】



(資料) 建築課

小分野
4-(7)-①

災害対策

※1 雨水貯留浸透施設：治水対策として、学校のグラウンドや駐車場などを利用して、その敷地内に降った雨を一時的に貯留する施設（機能）のこと。

関連する主な分野別計画 生駒市地域防災計画・生駒市地震防災対策アクションプログラム・生駒市水防計画・生駒市耐震改修促進計画

目指す姿

◎防災に対する意識が高まり、地域の防災力が向上し、円滑な支援活動が行える体制が整備されている。

指標

自主防災組織の 組織率 (%)	現状値	目指す値	
	H21	H25	H30
	62.9	81	100

【この指標について】 市全体の世帯数に対する自主防災会のある地域の世帯数の割合。

生駒市地震防災対策アクションプログラムの目標値(平成24年 76%)を踏まえ、地域での災害に対する即応力を高めるため、自主防災組織の設置を促進します。 →関連データ参照

自主防災組織が 主体となった災害 対応訓練の実 施率 (%)	現状値	目指す値	
	H21	H25	H30
	75.0	100	100

【この指標について】 年1回以上、主体的に災害対応訓練を実施している自主防災会の割合。

生駒市地震防災対策アクションプログラムの目標値(平成24年 100%)を踏まえ、全自主防災会が災害等の対応訓練を実施していることを目指します。



自主防災会による訓練

役割分担

市民

- 防災に対する意識を持ち、食料や飲料水、燃料などの非常持ち出し品を準備するなど、災害への備えを行う。
- 地域の自主防災組織に協力する。
- 地域の防災訓練に参加する。

地域活動等

- 地域内で自主防災組織を設立するなど、コミュニケーションの活発化を図る。
- 地域で防災訓練を行う。
- 災害時には、初期消火活動や救助、救護活動に当たる。

事業者

- 事業所の災害に対する安全確保を行う。
- 事業所内での防災訓練を実施する。
- 災害時に市民や地域と連携し、初期消火活動や救助、救護活動に協力する。
- 災害時に物品提供などの協力を行う。

行政

- 市民・地域・事業者に広報紙や防災訓練などを通じて防災に対する啓発活動を行い、防災意識を醸成する。
- 市民・地域・事業者が各々の役割を果たせるように連携調整を行う。
- 自主防災組織の設立を促進し、地域での防災の取組を支援する。
- 災害時の情報の処理、対応をマニュアル化し、的確な情報収集と情報提供を行う体制を整備する。
- 災害時要援護者を支援する体制を確保する。
- 防災体制を確立する。

4 いつでも安全、いつまでも安心して暮らせるまち (7) 地域防災体制の充実

行政の今後5年間の主な取組

市民・地域活動等・事業者が役割を果たせるよう支援する取組

- 地域での防災活動の必要性に関する啓発を行います。
- 住民・地域向けのパンフレットや各種ハザードマップの作成、広報紙・ホームページの活用、防災訓練、出前講座による防災教育など様々な方法で、防災に対する情報を提供します。
- 防災資機材（防災用品）の展示などを行い、市民の防災意識の高揚を図ります。
- 自主防災組織の結成を促進するため、自治会及び関係各課との連携を図り講習会、研修会等の場を作ります。
- 火災、地震だけでなく、あらゆる災害に対する訓練を住民参加により実施します。

行政が主体的に実施する取組

- 災害時の情報処理方法や対応をマニュアル化し、災害情報、被害状況、避難、救援等の情報を速やかにかつ的確に市民に提供し、対処していくための情報システムを整備します。
- 要援護者（高齢者・障がい者・外国人等）を支援するため、要援護者情報の把握（データベース化の検討）に努めます。また、福祉施設、介護保険事業所、自主防災会等との協力連携体制について検討します。
- 災害対応力を高めるため、消防、病院、企業、周辺市町村、国、県等各機関との連携を強化します。

現状と課題

近年、各地で災害が続き、市民の安全・安心に対する関心が高まっています。

本市では、住宅開発による新しい住民の増加、さらに価値観の多様化や核家族化の進行に伴い、地域のコミュニティ意識が希薄になっています。また、昼間は女性、子ども、高齢者の割合が高く、災害が発生した場合の体制を整備する必要があります。

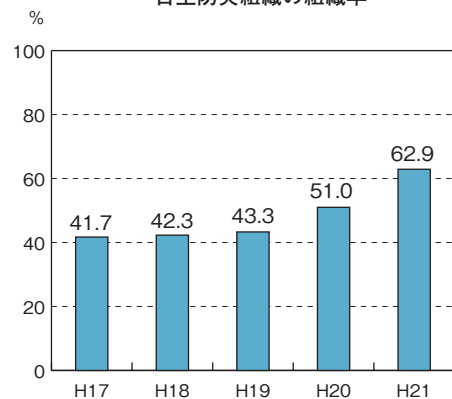
災害時に円滑な避難・救援を行えるようするためには、自主防災組織の育成を支援し、地域コミュニティ意識の向上と防災知識の普及を図っていくとともに、市民参加による実践的な防災訓練等を実施し、地域の防災力の向上を図っていく必要があります。

また、学校や企業を含めた地域防災力を向上させるため、多様な方法で防災意識の啓発と知識の向上を図ることが必要です。

さらに、災害発生時に速やかに対処するために、対応のマニュアル化や情報システムを構築し、防災体制を充実させていくことが必要です。

関連データ

自主防災組織の組織率



(資料)危機管理課

目指す姿

- ◎市民に火災予防の意識が浸透し、各自が防火対策を行っている。
- ◎市町村の消防広域化^{※1}による奈良県下1消防本部体制の消防組織により消防力が強化され、速やかな消火、救急体制が整備されている。

指標

年間火災発生件数 (件)	現状値		目指す値	
	H20	H25	H30	
	31	28	25	

【この指標について】 建物のほか、林野や車両などの火災発生件数。
防火意識の啓発などにより過去5年間（平成15～19年）の平均発生件数（31件）より少なくなることを目指します。 →関連データ参照

年間延焼棟数 (棟)	現状値		目指す値	
	H20	H25	H30	
	0	0	0	

【この指標について】 火災における延焼（出火元以外へ火が燃え広がること）した棟数。
速やかな消火活動により、延焼させないことを目指します。

救命講習会の受講者数 (人)	現状値		目指す値	
	H20	H25	H30	
	1,922	2,400	2,500	

【この指標について】 市が実施する救命講習会の受講者数。
救命率の向上を図るためには、救急現場に居合わせた人による救命処置が重要となります。市民の方々に救命手当の仕方を身につけてもらえるよう、救命講習会への参加を促進し、受講者数の増加を目指します。

役割分担

市民

- 火の取扱いに注意する。
- 住宅用火災警報器を設置する。
- 防火講習・避難訓練に参加する。
- 救命講習会に積極的に参加し、救命手当の仕方を身につける。

地域活動等

- 地域等で、住宅用火災警報器の設置を促進する。
- 消防資機材等を整備する。
- 市民の自主防災活動への参加を促す。

事業者

- 初期消火活動や救助及び救護活動に当たる。
- 従業員や来店客を含めた避難訓練を行う。

行政

- 市民の防火意識を高めるため、防火講習や避難訓練を行う。
- 住宅用火災警報器の早期設置について、普及啓発を行う。
- 救命率の向上のための取組を実施する。
- 救急救命士の養成や追加講習又は研修等による職員の知識や技術の向上を図る。
- 火災による被害の軽減を図る。

※1 市町村の消防広域化：主として市町村ごとに設置されている消防本部を広域化（統合）し、消防の体制の整備及び充実を図ろうとする取組のこと。

4 いつでも安全、いつまでも安心して暮らせるまち (7) 地域防災体制の充実

行政の今後5年間の主な取組

市民・地域活動等・事業者が役割を果たせるよう支援する取組

- 出火防止、防火指導の強化や火災予防広報、防火意識の啓発を推進します。
- 住宅用火災警報器について、消防ホームページ及び広報紙による普及啓発や、一人暮らし高齢者宅及び一般家庭に対して防火訪問を実施し、早期設置の促進を図ります。
- 防火指導や防災訓練に、地域の自治会や事業所等の積極的な参加を促進します。
- 市民の方々に救命手当の仕方を身につけてもらえるよう、救命講習会を実施します。

行政が主体的に実施する取組

- 市町村の消防広域化による新消防体制で、多種多様な火災に対応できるよう、人員の確保や最新の資機材を配備した消防力を備えます。
- 救急体制の充実強化と、救急救命士の養成や処置範囲拡大に対応する研修及び再教育を行うとともに、医療機関との連携をさらに深め、高度な救命処置の実施による救命率の向上を図り、救急業務高度化を推進します。
- 一人暮らしの高齢者宅を防火訪問し、火災予防活動を推進します。
- 事業所や店舗等へ立入検査を行い、火災予防上不備な点や危険箇所を改修するよう指導します。
- 消火、救急及び救助活動に使用する消防車両等の機械器具の整備や維持管理を行うとともに、新しく設置する消防水利（消火栓、防火水槽など）の企画や管理を行います。

現状と課題

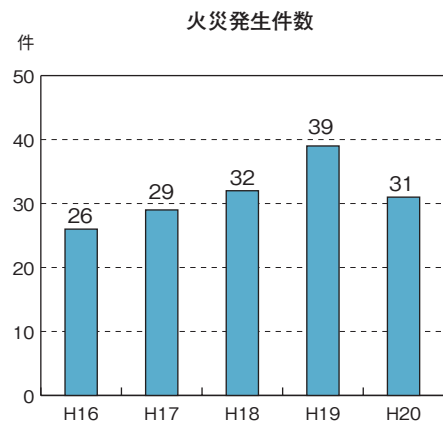
火災による死者の発生を最小限にするため、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務化されたことを受け、本市においては実態を把握し、設置の推進に努めています。また、増加する119番通報の災害地点を早期に確定するための発信地表示システムを導入し、迅速に対応できる体制の確立に努めています。

近年の異常気象や大規模な地震をはじめとする災害の発生により、事故の多様化や大規模な被災地域の住民への救護が必要となることから、それらに対応するための消防力の強化が求められています。

消防体制については、消防を取り巻く環境の変化に加え、財政難や市民ニーズの変化等から、現在県下1消防本部とする広域推進計画が策定され、これにより消防力の強化が期待されています。今後は広域化に向けて協議を進め、強固な組織づくりを目指すとともに、訓練を重ね対応能力の向上に努めることが必要です。また、非常災害時には、大きな戦力となる消防団の充実強化も図る必要があります。

市民への防火啓発や建築物の検査等を積極的に行い、火災予防に努めるとともに、消防活動の充実を図るため、多種多様な専門分野に対応できる職員を育成していく必要があります。

関連データ



(資料) 消防本部総務課

目指す姿

◎歩行者もドライバーもみんなが、交通ルール・交通マナーを守り、安全に道路を利用できている。

指標

交通事故の発生 件数（件）	現状値	目指す値	
	H20	H25	H30
	2,564	減少	減少

【この指標について】 人身事故及び物損事故の年間の発生件数。

本市の交通事故発生件数は、類似団体の中でも低い水準にあることから、引き続き交通安全に関する啓発や交通安全施設の整備等により、現在の水準以下となることを目指します。 →関連データ参照

交通安全教室の 参加人数（人）	現状値	目指す値	
	H20	H25	H30
	4,349	4,500	5,000

【この指標について】 市内の保育園・幼稚園・小学校等で実施する交通安全教室への参加者数。

平成25年度には市内すべての保育園・幼稚園・小学校で、交通安全教室を実施することを目指します。



交通安全教室

役割分担

市民

- 交通ルール、交通マナーを守る。
- 迷惑駐車・駐輪をしない。
- チャイルドシートやシートベルトを着用する。

地域活動等

- 不法駐車、迷惑駐車・駐輪防止のための啓発を推進する。
- 交通ルール、交通マナーを守るように啓発を行う。
- 自分達のまちのことは、自分達で決めて行動するために市民自治協議会^{*1}を設置するなど、安全、安心などの地域の課題解決に取り組む。

事業者

- 交通ルール、交通マナーを守る。
- シートベルトを着用する。
- 従業員への安全運転教育・対策を行う。

行政

- 交通マナー意識の高揚を図る。
- 交通安全施設を整備する。
- 危険な交差点などを把握し、信号機や横断歩道などの設置を関係機関に要望する。
- 交通安全教育・交通安全運動を推進する。
- 通学路の安全を確保する。
- 高齢者に対する交通安全教育を推進する。
- 事故を未然に防ぐため、警察等関係機関と協力しながら、危険箇所などの情報提供、周知を行う。

*1 市民自治協議会：34 ページ参照

Home City 生駒市

4 いつでも安全、いつまでも安心して暮らせるまち (8) 生活の安全の確保

行政の今後5年間の主な取組

市民・地域活動等・事業者が役割を果たせるよう支援する取組

- 広報紙による啓発、交通安全運動等を実施し、交通安全の啓発に努めます。
- 高齢者の交通安全意識の高揚を図るため、交通安全教室を行います。
- 幼稚園・保育園・小中学校において、指導員による交通安全教室を行います。
- 不法・迷惑駐車・駐輪を防止するため、地域や関係機関と連携して啓発を行います。
- 生駒・東生駒駅周辺を違法駐車等防止重点地域に指定し、交通指導員による巡回・啓発活動を行います。

行政が主体的に実施する取組

- 子ども、高齢者及び障がい者など交通弱者が安全に通行できるよう、歩道のフラット化、点字ブロックの敷設等の歩道整備を行います。
- 交通事故が多発する交差点や危険箇所を把握し、信号機や横断歩道などの設置を関係機関に要望するとともに、街灯、カーブミラー、ガードレール等の交通安全施設を整備・管理します。
- 生駒駅・東生駒駅・白庭台駅・学研北生駒駅周辺を自転車等放置禁止区域に指定し、放置自転車等の撤去を行います。

現状と課題

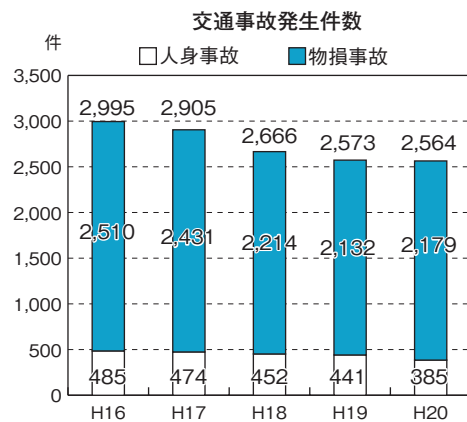
交通事故の発生件数や死傷者数は、交通安全意識の啓発のほか、シートベルトの着用、飲酒運転事故の減少などから、近年、減少傾向にあります。高齢者が占める割合は増加傾向にあります。高齢化が進む中、高齢者自身の交通安全意識の向上を図るとともに、他の世代においても、高齢者に配慮した交通マナーを啓発・実践する必要があります。

また、自動車の保有台数は増加しており、今後安全対策が重要です。

幼児から成人まで、段階に応じた交通安全教育を行い、交通安全の重要性を認識してもらうとともに、近年増加している自転車による事故についても、安全利用に関して指導を行っていく必要があります。さらに、交通安全思想を普及するため、啓発・教育の手法を見直す必要があります。

道路においては、子どもを事故から守り、高齢者、障がい者が安全にかつ安心して外出できるように、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において歩道を積極的に整備していくとともに、危険箇所の整備、交通安全施設の整備・管理を推進していくことが必要です。

関連データ



(資料) 奈良県警察本部

目指す姿

◎防犯意識が高く、地域内のコミュニケーションが活発で互いに助け合い、安心して暮らしている。

◎市民の消費生活に関する意識・知識が高く、消費者トラブルにも適切に対応できている。

指標

刑事犯罪発生件数 (件)	現状値	目指す値	
	H20	H25	H30
	1,315	減少	減少

【この指標について】 生駒警察署において強盗や傷害、詐欺などの刑事犯罪の発生があったと認めた件数。本市の刑事犯罪発生件数は、類似団体の中でも低い水準にあることから、引き続き防犯に対する啓発や警察等関係機関との連携により、現在の水準以下となることを目指します。 →関連データ参照

出前防犯教室の実施回数 (回)	現状値	目指す値	
	H20	H25	H30
	71	80	88

【この指標について】 市が保育園・幼稚園・小学校へ出向いて、子どもたち、保護者及び先生を対象に実施する防犯教室の回数。安全意識の高揚を図るため、過去に実施した実績を踏まえて、実施回数の増加を目指します。

消費者相談などの消費者保護対策の満足度 (点)	現状値	目指す値	
	H18	H25	H30
	43.27	47	50

【この指標について】 平成18年度に実施した「まちづくりに関するアンケート調査」における一般市民の消費者保護対策に対する満足度。現状値が50点に満たないため、平成30年度には50点を、平成25年度にはその中間値を目指します。

役割分担

市民

- 地域の犯罪発生情報に注意する。
- 防犯意識を高め、戸締りなど防犯行動を行う。
- 消費生活に関する知識や情報を取得する。
- 悪質な事業者等の情報を提供し、また情報を取得する。
- 環境への負荷の低減などに配慮した消費生活に努める。

地域活動等

- 自分達のまちのことは、自分達で決めて行動するために市民自治協議会^{*1}を設置するなど、安全、安心などの地域の課題解決に取り組む。
- 地域ぐるみで声かけ・あいさつ運動をする。
- 地域住民への啓発・教育を行う。
- 消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努める。

事業者

- 犯罪に対する情報提供を行う。
- 法令等を遵守した事業活動を行う。
- 商品等の品質に関して必要な情報提供を行う。
- 公正な取引を確保する。
- 苦情に対して適切な処理を行う。
- 市が実施する消費者施策に協力する。
- 環境への負荷の低減や品質などの製品の向上を図る。

行政

- 防犯のためのネットワークづくりや警察署との連携を強化する。
- 地域での防犯活動を支援する。
- 消費者保護条例を適正に運用する。
- 市民・事業者等へ消費生活に関する啓発及び情報提供を行う。
- 消費生活に関するトラブルの発生予防を推進する。
- 市民からの相談に対して適切に対応する。
- 多重債務者の生活再建への支援を行う。
- 被害を未然に防ぐため、警察等関係機関と協力しながら、犯罪発生箇所等の情報提供、周知を行う。

* 1 市民自治協議会：34 ページ参照

4 いつでも安全、いつまでも安心して暮らせるまち (8) 生活の安全の確保

行政の今後5年間の主な取組

市民・地域活動等・事業者が役割を果たせるよう支援する取組

- 地域による自主防犯の活動・連携を支援・促進します。
- 防犯協議会及び暴力排除推進協議会を支援します。
- 子どもが犯罪に巻き込まれないよう「子ども110番の家」の設置を推進します。
- 出前防犯教室を実施し、意識啓発や情報提供を行います。
- 家庭・地域・学校と連携した防犯教育を行います。
- 地域で消費生活に関するトラブルを解決できるよう、地域ボランティア養成講座を開催します。
- 消費生活センターのホームページの充実を図ります。

行政が主体的に実施する取組

- 警察などの関係機関との連携による活動を行います。
- 消費者保護条例に基づき、市民の意見等を反映した消費者施策を実施します。
- 消費生活に関する相談がしやすく、開かれた相談窓口となるよう努めます。
- 消費者保護施策の充実を図るため国、県、国民生活センターなどの関係機関との連携強化を図ります。
- 多重債務者の生活再建支援のため、関係機関や弁護士会・司法書士会との連携強化を図ります。
- 消費者保護条例に基づき、事業者に対して適切な指導を行います。

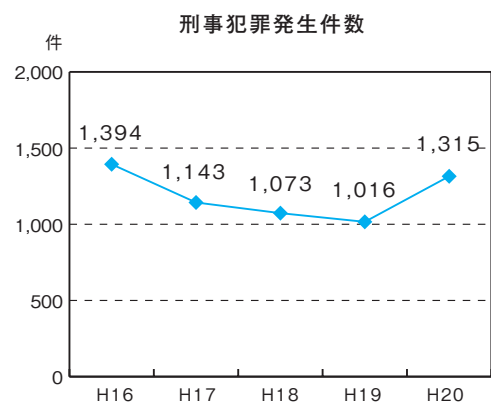
現状と課題

本市においては、住民の防犯に対する意識が高く、暴力や犯罪のないまちづくりの実現のため、暴力排除推進協議会や防犯協議会の設置、子どもたちの安全確保のための「子ども110番の家」の設置などを行っています。市内における刑法犯罪発生件数は、平成14年をピークに減少傾向にあります。

消費者保護については、平成20年4月から消費者保護条例が施行され、地域への出前講座や講習会等の実施、相談窓口の充実など、消費生活センター機能の強化を図っています。

今後、防犯については、犯罪の起こりにくい明るいまちづくりの実現のため、地域の自主防犯意識のさらなる高揚を図り、地域の防犯ネットワークの構築を推進していくことが必要です。また、消費者保護については、消費者保護条例の適正な運用を図るための施策を推進していくとともに、地域ボランティアの育成、市民の正確な判断力を高めるための速やかな情報提供が必要となっています。

関連データ





地域の資源と知恵を活かし、にぎわいと活力のあるまち

(1) 学研都市との連携

①学研都市

(2) 農業の振興

①農業

(3) 商業・工業の振興

①企業立地

②商工業

(4) 観光と多様な交流の促進

①観光・交流



目指す姿

- ◎奈良先端科学技術大学院大学をはじめとする学研都市の知的資源を活かしたまちづくりがなされている。
- ◎学研都市に立地している奈良先端科学技術大学院大学や民間企業との地域交流が盛んに行われ、新たな発想が生み出されている。

指標

市と奈良先端科学技術大学院大学との連携事業数 (件)	現状値	目指す値	
	H20	H25	H30
	4	6	8

【この指標について】市と奈良先端科学技術大学院大学とが継続的に連携して実施している事業数。学研都市の立地を活かし、奈良先端科学技術大学院大学との連携により地域への貢献、交流の促進を図ります。

役割分担

市民

- 奈良先端科学技術大学院大学などの学研都市関係機関が開催するセミナーなど、イベントに参加・協力する。
- 学研都市関係機関と連携した施策について提案・要望する。
- 学研都市との関係について関心を持ち、意見を述べる。

地域活動等

- 奈良先端科学技術大学院大学などの学研都市関係機関が開催するセミナーなど、イベントに参加・協力する。
- 学研都市関係機関と連携した施策について提案・要望する。
- 学研都市との関係について関心を持ち、意見を述べる。

事業者

- 奈良先端科学技術大学院大学などの学研都市関係機関が開催するセミナーなど、イベントに参加・協力する。
- 学研都市関係機関と連携した施策について提案・要望する。
- 学研都市関係機関の人材、技術、研究成果を積極的に活用し、付加価値の高い事業活動を行う。
- 奈良先端科学技術大学院大学への進学など、従業員の能力向上等に活用する。
- 産学連携事業を積極的に行う。
- 研究者や学生にとって魅力ある研究環境を整える。

行政

- 学研都市関係機関との相互交流を深め、施策の充実を図る。
- 他の研究機関との連携などを支援する。
- 研究者や学生にとって魅力ある生活環境を整える。
- 学研都市内の企業に対する支援を行う。



高山サイエンスフェスティバル

5 地域の資源と知恵を活かし、にぎわいと活力のあるまち (1) 学研都市との連携

行政の今後5年間の主な取組

市民・地域活動等・事業者が役割を果たせるよう支援する取組

- 学研都市関係機関が開催するイベント等を周知・支援します。
- 奈良先端科学技術大学院大学の研究者や留学生と交流ができる機会を検討します。
- 学研都市との関係について、市民の意見を反映させることができる機会を設けます。
- 学研都市関係機関の人材、技術、研究成果等を活用できるようなシステムの構築を検討します。
- 関西文化学術研究都市で開発された技術などのPRや産学連携に関する情報の収集・提供を行います。
- 新製品の研究開発など産学連携事業の推進・支援を図ります。

行政が主体的に実施する取組

- 奈良先端科学技術大学院大学と連携している北コミュニティセンターでの電子図書の閲覧や、学校教育事業の継続・充実を図ります。
- 奈良先端科学技術大学院大学や民間企業研究と連携した新たな事業・施策の検討を行います。
- 財団法人関西文化学術研究都市推進機構など、学研都市関係機関との連携の強化を図ります。
- 学術研究機関と連携した生涯学習機会を提供します。

現状と課題

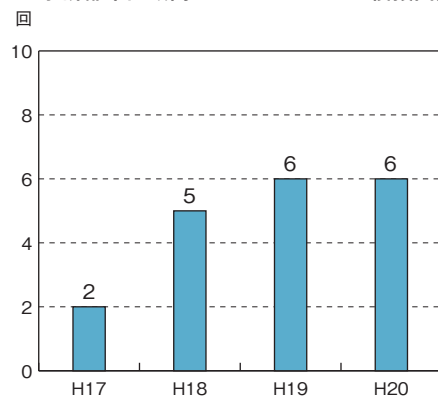
関西文化学術研究都市は、昭和62年に「関西文化学術研究都市建設促進法」が公布・施行され、国家プロジェクトとして都市建設が進められてきました。本市においては、平成5年に奈良先端科学技術大学院大学の学生受け入れが開始され、産学交流事業や地域交流事業などの活動拠点として高山サイエンスプラザや民間企業の研究施設も立地が進み、平成6年には学研都市全体のまちづくりが行われました。

本市では、公立小中学校で研究者による授業の実施や東京大学出版会電子図書の閲覧、イベントの支援など、奈良先端科学技術大学院大学との連携による様々な事業を行っていますが、「まちづくりに関するアンケート調査結果」では、本市のイメージとして「科学や先端技術などの研究が活発なまち」と答える人が4.8%にとどまっていることから、学研都市が立地しているという認識はあまり高くありません。

今後、学研都市関係機関との連携をさらに深め、共同による施策の展開とともに、産学官連携により地場産業を育成・支援するなど、学研都市が立地しているという特色を活かしたまちづくりが必要となっています。

関連データ

学研都市区域内におけるイベントの後援回数



(資料)企画政策課

目指す姿

◎学校給食や小売店舗などでの地場農産物の販売量が増加し、地産地消^{※1}が拡大している。

◎遊休農地の活用が図られている。

指標

遊休農地の面積 (アール)	現状値	目指す値	
	H21	H25	H30
	10,955	減少	減少

【この指標について】 現在耕作されておらず、今後も耕作される見込みのない農地の面積。

遊休農地が拡大する傾向にある中、遊休農地を紹介する制度の創設などにより、遊休農地の拡大を防止、減少することを目指します。 →関連データ参照

学校給食用農産物作付面積 (アール)	現状値	目指す値	
	H21	H25	H30
	19.4	29.1	38.8

【この指標について】 学校給食用の農産物を作付するために利用されている農地の面積。

食の安全が求められる中、地産地消や食育^{※2}の推進を図るため、農家等の協力を得ながら、作付面積の拡大を目指します。

黒大豆の作付面積 (アール)	現状値	目指す値	
	H21	H25	H30
	518.4	544.3	570.2

【この指標について】 黒大豆が作付されている農地の面積。

黒大豆の産地化を進めるため、作付しやすい環境整備を行い、作付面積の増加を目指します。

役割分担

市民

- 地場農産物に関心を持つ。
- 家庭での食育に取り組む。
- 農業に関するイベントなどに参加する。

地域活動等

- 食に関するイベントの際に地場農産物を使う。
- 農地の保全活動などに協力する。

事業者

【農家】

- 遊休農地の増加を防止、地産地消を推進するため、作物の作付けを増やす。
- 後継者を育成する。

【農業者団体】

- 出荷用作物の作付面積を拡大する。

【小売店】

- 地場農産物の販売コーナーを設置する。

行政

- 遊休農地化の防止と減少を図る。
- 地場農産物の消費拡大を促進する。
- 農業基盤の整備や農地を保全する。



市民農園

※1 地産地消：基本構想 11 ページ参照

※2 食育：60 ページ参照

5 地域の資源と知恵を活かし、にぎわいと活力のあるまち (2) 農業の振興

行政の今後5年間の主な取組

市民・地域活動等・事業者が役割を果たせるよう支援する取組

- 地産地消を推進するため、市民や事業者が生産、販売、購入、消費できる機会の拡大を図ります。
- 住宅環境の保全や地域交流の促進、生きがいつくり、地産地消の促進を図るため、遊休農地活用事業を推進します。
- 農業者に対して地場農産物を扱う店舗を紹介します。
- 農業基盤の整備や農地の保全等を図るため、ため池や農道、水路等の農業用施設の改修を支援します。

行政が主体的に実施する取組

- 地産地消を推進するため、青空市場の開設など地場農産物の購入機会及び場所の拡大や、学校給食への食材提供の拡大を図ります。
- 出荷農家や農業組織等の協力を得ながら、積極的に販売用野菜の作付けを促進します。
- 黒大豆の産地化を進めるため、作付けしやすい環境整備を行います。
- 市内に4ヶ所ある市民農園を運営することにより、市民の農業体験、交流の促進を図ります。

現状と課題

本市の農業は、農業生産の収益より、他用途の事業の方が収益があがるため、住宅や駐車場などへの転用により農地が減少しています。

また、担い手（後継者）も不足している傾向があり、一部では遊休農地化しています。

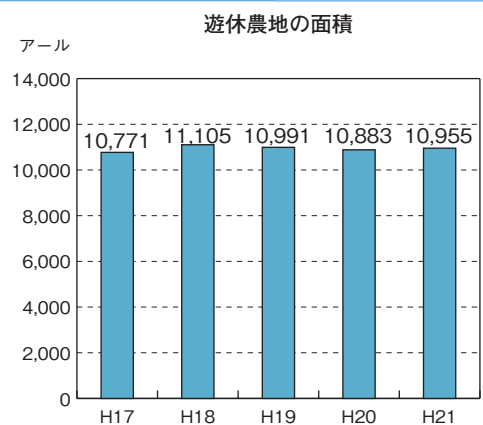
平成17年現在の農家数は、平成12年と比べて6.2%減少し、農家人口は14.9%減少しています。

本市では大都市近郊に位置することから、黒大豆の産地化など都市型近郊農業への取組を図っています。

また、地産地消を図るため、青空市場の開催や、学校給食への活用を実施しています。

今後は、こうした取組を通じて、遊休農地の減少に取り組んでいく必要があります。

関連データ



(資料)産業振興課

目指す姿

- ◎用途地域に対応した企業が立地し、ライフスタイルに合わせた労働ができている。
- ◎立地環境が魅力的なものとなっており、多数の企業が立地している。

指標

製造業の事業所数 [従業者 4 人以上の事業所] (箇所)	現状値	目指す値	
	H20	H25	H30
	117	増加	増加

【この指標について】 従業者が 4 人以上いる市内製造業の事業所数。
製造業の事業所数が減少傾向にある中で、北田原工業地区等への製造業を中心とした企業立地に関する支援や環境を整備することで、製造業の事業所数の増加を目指します。 →関連データ参照

製造業の従業者数 [従業者 4 人以上の事業所] (人)	現状値	目指す値	
	H20	H25	H30
	2,649	増加	増加

【この指標について】 従業者が 4 人以上いる市内製造業の事業所の従業者数。
製造業の事業所数が減少傾向にある中で、北田原工業地区等への製造業を中心とした企業立地に関する支援や環境を整備することで、製造業の従業者数の増加を目指します。 →関連データ参照

市内で従業している市民の数 (人)	現状値	目指す値	
	H17	H25	H30
	14,599	増加	増加

【この指標について】 生駒市内に居住し、市内で働いている就業者の数。
企業誘致などを進め、市内で働く機会の創出を図ることによって、市内で働く市民が増加することを目指します。

役割分担

市民

- 企業立地に対して理解、協力する。
- 就職先の選択肢に立地企業も含める。
- 市内就職について公共機関の相談窓口などを積極的に活用する。
- 就職についての情報交換を行う。

地域活動等

- 企業立地に対して理解、協力する。
- 就職支援についての活動に取り組む。

事業者

- 環境に配慮した施設の整備と企業活動を推進する。
- 市内での積極的な立地や施設の拡充を図る。
- 周辺地域コミュニティと協働した事業活動を実施する。
- 就労機会の提供を積極的に行う。

行政

- 学研高山地区第 2 工区の土地利用について検討する。
- 地域住民へ企業誘致施策の周知と理解を得る。
- 立地企業を支援する。
- 関係機関と連携して就職に関する情報を提供できる環境を整備する。



学研高山地区第 1 工区

行政の今後5年間の主な取組

市民・地域活動等・事業者が役割を果たせるよう支援する取組

- 企業誘致に関する各施策についての情報を積極的に提供します。
- 周辺地域コミュニティと協働できる機会の検討を行います。
- 生駒市地域職業相談室についての情報の提供・周知を図ります。
- 市内企業との連携により、市内の就職情報を提供できる環境の整備を行います。

行政が主体的に実施する取組

- 税制面や補助制度の創設、立地要件の緩和など立地企業への支援を推進します。
- 国や県とも連携しつつ、北田原工業地区を中心に、企業立地に必要な道路や下水道など公共施設の整備を進めます。
- 学研高山地区第2工区の土地利用について検討します。
- 周辺環境に配慮した企業立地を進めます。
- 現在、立地している企業に対しては、環境への配慮について引き続き理解と協力を求めます。
- 交通アクセスの高さや豊かな自然環境を背景に、就労者の生活や居住環境に恵まれた立地条件であることをPRしながら、企業や教育施設、研究施設の誘致に取り組みます。

現状と課題

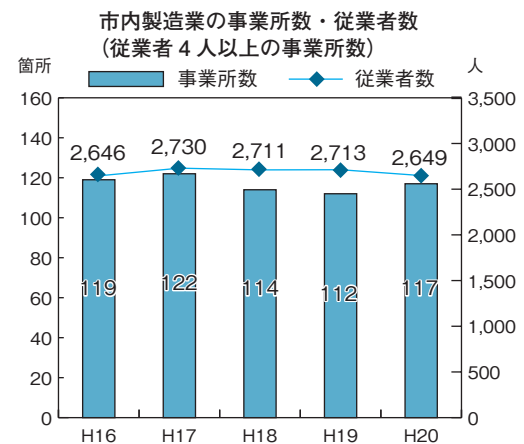
本市は、大阪のベッドタウンとして発展してきたことから、市外へ働きに出る人が多く、類似団体と比較しても事業所数や従業者数が低い水準にあります。

本市唯一の工業集積地としての北田原工業地区については、都市基盤の根幹である道路の整備状況が十分でなく、企業立地の懸念材料の一つとなっています。また、研究所の集積を目指していた学研高山地区第1工区についても、社会経済情勢の変化などに伴って2社にとどまり、研究所の立地が進んでいない状況です。

このような状況の中、産業の活性化や雇用の創出を図るため、企業誘致施策立案プロジェクトを発足させました。

今後、新しい企業が立地を望むような魅力的な環境とするため、道路などの基盤整備をはじめ、補助制度などの支援策の展開や、環境に配慮した企業活動を支援していくよう取り組んでいく必要があります。

関連データ



(資料) 奈良県「工業統計調査結果報告書」

目指す姿

- ◎魅力ある商業機能が整い、市内での消費が拡大されている。
- ◎商工業者の経営が安定し、市内での企業活動が活発に行われている。

指標

市民1人当たりの小売業年間販売額(万円)	現状値	目指す値	
	H19	H25	H30
	79.6	83.9	84.3

【この指標について】 小売業年間販売額／総人口。商業の活性度合いを示す指標であり、過去の10年間の販売額の推移と将来人口を踏まえて、1人当たりの小売業の年間販売額が増加することを目指します。
→関連データ参照

製造品出荷額等(万円)	現状値	目指す値	
	H20	H25	H30
	6,226,218	6,772,342	7,388,010

【この指標について】 製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額の年間の合計額。工業の活性度合いを示す指標であり、北田原工業地区等への製造業を中心とした企業誘致を進めることで、製造品出荷額等の増加を目指します。

役割分担

市民

- できる限り市内で商品を購入するようにする。
- 商工業に対する理解を深める。
- 地場産業に関連したイベントに参加する。

地域活動等

- 商業活性化に向けた協議会に参画する。
- 商工業に対する理解を深める。

事業者

- 消費者のニーズにあった商品・サービスを提供する。
- 安定的な経営を行うための企業努力を図る。
- 地場産業における後継者の育成を図る。

行政

- 事業者の経営力向上のための支援を行う。
- 利便性を高めるためのインフラ^{*1}整備を行う。
- 様々な機会を通じて地場産業の啓発を行う。



生駒駅前の百円商店街

*1 インフラ：基本構想9ページ参照

5 地域の資源と知恵を活かし、にぎわいと活力のあるまち (3) 商業・工業の振興

行政の今後5年間の主な取組

市民・地域活動等・事業者が役割を果たせるよう支援する取組

- 中小企業等の経営の安定化を支援するため、各種資金融資制度の活用促進や、生駒商工会議所など関係機関と連携した取組を行います。
- 商工業振興の主体的な組織である生駒商工会議所の活動に対する支援を行います。
- 商工会議所など関係機関と連携し、商業活性化のための協議の機会を設けます。
- 商店街の活性化やにぎわいづくりに向けた取組を支援します。
- 市内の工業製品などを紹介する取組を行います。
- 地場産業である竹製品の普及・啓発や後継者育成を図るための取組を支援します。
- 高山竹林園を拠点とし、イベントやホームページ、リーフレットなど様々な機会、媒体を通じて、高山茶釜をはじめとする本市の地場産業の周知に努めます。

行政が主体的に実施する取組

- 交通結節点である利便性を活かし、生駒駅北口における商業機能の集積を図るとともに、既存の商業施設との相乗効果を高めるため、駅北・南口全体の回遊性の向上を図ります。
- 北田原工業地区へのアクセス道路の整備を推進します。

現状と課題

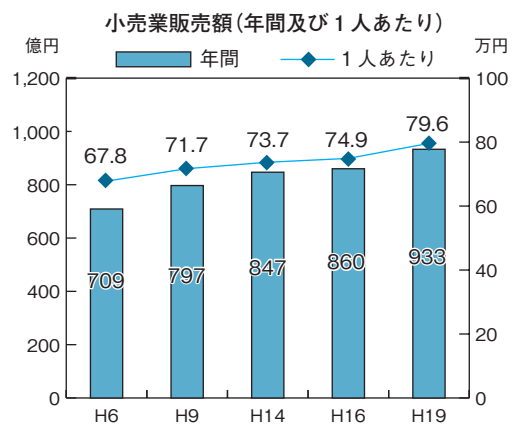
本市の産業構成を業種別で見ると、卸売・小売業、サービス業、飲食店などの市民の日常生活に密着した産業が半数を超え、また、事業規模は従業員数10人未満の事業所が8割近くを占めています。

小売業の近年の状況を見ると、商店数は減少傾向にあるものの、従業者、販売額等は増加傾向にあり、郊外の大型店舗の増加などで消費者のニーズにあった商品が提供されているものと考えられます。

製造業においても、事業所数は減少傾向にあるものの、従業者数は増加しており、製造品出荷額等は平成10年以降減少傾向にありましたが、平成15年以降は増加傾向に転じています。

商工業の振興については中小企業の経営の安定化や既存商店街の活性化、北田原工業地区のインフラ整備、地場産業における後継者の育成等が課題となっています。

関連データ



(資料)奈良県「商業統計調査」

目指す姿

◎本市の地域資源を活かした取組が進められ、観光地が来訪者でにぎわっているとともに、人々の交流が活発になっている。

指標

観光地の来訪者数 (万人)	現状値	目指す値	
	H20	H25	H30
	171.5	201	219

【この指標について】本市の主要な観光地（宝山寺、生駒山上遊園地、くろんど池キャンプ場、生駒山麓公園、高山竹林園）の来訪者数。大都市近郊にありながら自然が豊かであるという特性を活かし、身近に楽しめる観光や地域資源としての魅力のPR等に努め、観光地への来訪者数の増加を目指します。 →関連データ参照

役割分担

市民

- 生駒の観光資源に対する理解を深める。
- 観光地やまちを美しく保つ。
- 友人・知人に生駒の魅力を伝える。

地域活動等

- 観光資源の保存、活用に協力する。
- 観光地の美化などに協力する。
- 観光ボランティアとして活動する。

事業者

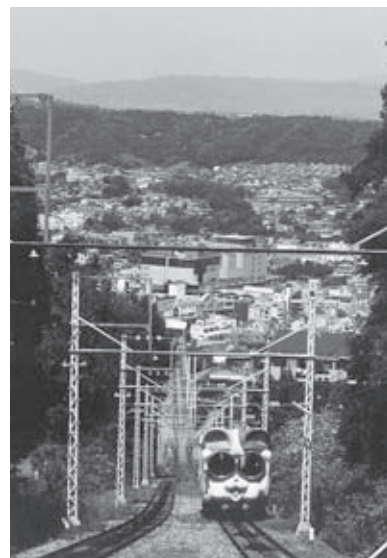
- 観光客の期待に応えるサービスやもてなしを提供する。
- 観光特産品を開発する。
- 生駒の魅力を発信する。

行政

- 生駒の魅力を発信する。
- 広域的な連携を促進する。
- 観光資源周辺の環境を整備する。



生駒・高山竹あかりの夕べ



生駒ケーブル

5 地域の資源と知恵を活かし、にぎわいと活力のあるまち (4) 観光と多様な交流の促進

行政の今後5年間の主な取組

市民・地域活動等・事業者が役割を果たせるよう支援する取組

- 観光協会など関係団体と連携しながら、ホームページや観光ポスター、リーフレットなど様々な媒体を通じて、身近に楽しめる観光や地域資源としての魅力のPRに努めます。
- 観光振興の核となる生駒市観光協会の活動に対する支援を行います。
- 観光ボランティアのPRを行います。

行政が主体的に実施する取組

- 市内での回遊性を高めるため、生駒市全体を野外博物館にみたてた生駒フィールドミュージアム^{※1}の推進により、市内に点在する地域資源同士を結ぶルートを設定するなど、資源のネットワーク化を図ります。
- 竹あかりのタベや周辺自治体などと連携したイベント等を通じて、本市の魅力の発信と多様な交流の促進を図ります。
- 訪れる観光客や市民の満足度を高めるため、高山竹林園やハイキングコース、公衆トイレなどの施設の充実、維持管理に努めます。
- 地域資源を活かしながら、観光ニーズの変化に対応した新たな取組の研究を進めます。

現状と課題

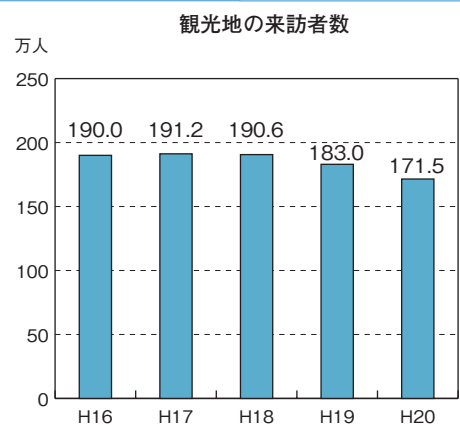
本市では大都市近郊という立地条件と豊かな自然に恵まれているという特性を活かして、矢田丘陵遊歩道の整備や生駒山スカイウォークなどのイベント等、身近に参加し、楽しめる観光の振興に努めています。

本市の代表的な観光資源である生駒山や宝山寺周辺地域は、生駒山の稜線と緑を形成し、金剛生駒紀泉国定公園に指定されているとともに、財団法人古都保存財団の「美しい日本の歴史的風土100選」に選定されています。

しかし、主要な観光地である、宝山寺、生駒山上遊園地、くろんど池においては、観光客数の推移が減少ないし横ばい傾向にあります。

今後においては、健康志向やアウトドア志向といったニーズを踏まえ、恵まれた自然資源を活かした取組を一層進めていく必要があります。

関連データ



(資料)産業振興課

小分野
5-(4)-①

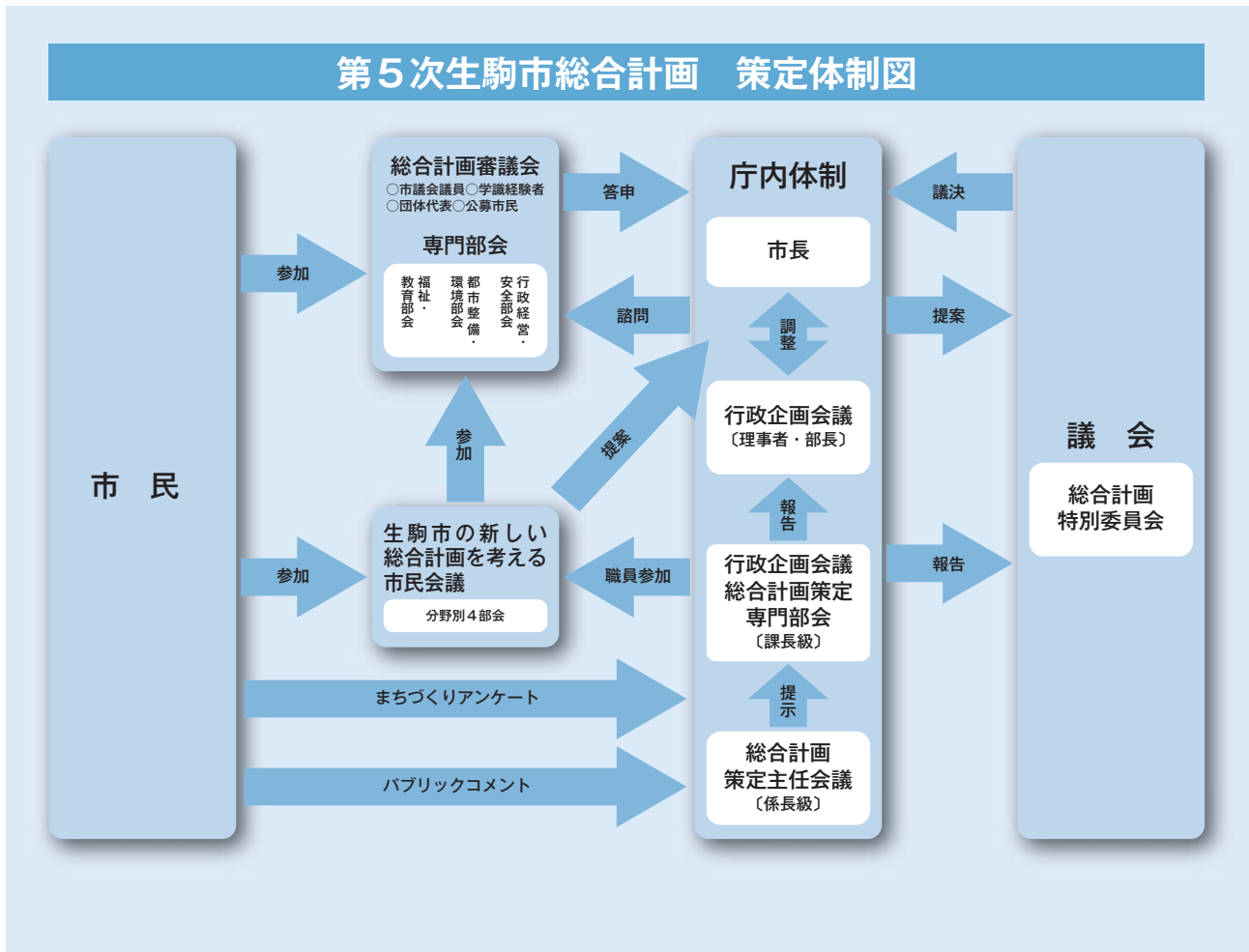
観光・交流

※1 生駒フィールドミュージアム：71 ページ参照

資料編

1. 総合計画策定体制図
2. 総合計画策定経緯
3. 生駒市総合計画審議会条例
4. 生駒市総合計画審議会委員名簿
5. 生駒市総合計画の策定についての諮問
6. 生駒市総合計画の策定についての答申
7. 生駒市の新しい総合計画を考える市民会議設置要綱
8. 生駒市の新しい総合計画を考える市民会議市民委員名簿
9. 生駒市の新しい総合計画を考える市民会議提案書
10. 市民会議各部会からのメッセージ

1. 総合計画策定体制図



2. 総合計画策定経緯

平成18年12月20日 ～平成19年1月10日 平成19年10月19日	まちづくりに関するアンケート調査実施
10月25日	第1回 行政企画会議 —策定体制について
平成19年11月22日 平成19年11月26日 平成19年11月26日 平成19年11月28日	第1回 生駒市の新しい総合計画を考える市民会議 —委員委嘱、市民会議の趣旨・役割について、生駒市の現状について 第1回 生駒市の新しい総合計画を考える市民会議 分野別部会 ○都市経営システム部会 ○安心できる暮らし部会 ○子育て・教育部会 ○まちづくり・環境部会 —分野ごとの現状と課題について、生駒市の魅力と課題の検討
平成19年12月5日	第1回 総合計画策定主任会議 —第4次総合計画の取組状況調査
平成19年12月17日 平成19年12月18日 平成19年12月19日 平成19年12月21日	第2回 生駒市の新しい総合計画を考える市民会議 分野別部会 ○都市経営システム部会 ○まちづくり・環境部会 ○子育て・教育部会 ○安心できる暮らし部会 —生駒市の魅力と課題の検討、中間とりまとめ
平成20年1月8日 平成20年1月10日 平成20年1月11日 平成20年1月15日	第3回 生駒市の新しい総合計画を考える市民会議 分野別部会 ○都市経営システム部会 ○子育て・教育部会 ○まちづくり・環境部会 ○安心できる暮らし部会 —重点的な取組の検討
平成20年1月18日 平成20年1月18日 平成20年1月24日 平成20年1月25日	第4回 生駒市の新しい総合計画を考える市民会議 分野別部会 ○子育て・教育部会 ○まちづくり・環境部会 ○安心できる暮らし部会 ○都市経営システム部会 —部会検討のとりまとめ、報告書案作成
平成20年1月29日 平成20年1月31日 平成20年1月31日 平成20年2月1日	第5回 生駒市の新しい総合計画を考える市民会議 分野別部会 ○まちづくり・環境部会 ○子育て・教育部会 ○安心できる暮らし部会 ○都市経営システム部会 —部会検討のとりまとめ、報告書案作成
平成20年2月15日	第2回 生駒市の新しい総合計画を考える市民会議 —検討成果発表、市長に提案書提出

平成20年2月15日	第2回 行政企画会議 —進捗状況報告、市民会議提案書について報告
平成20年2月22日	第2回 総合計画策定主任会議 —基本計画素案シート作成
平成20年3月3日	第1回 総合計画審議会 —委員委嘱、諮問、策定の進め方について
平成20年4月7日	第1回 行政企画会議 総合計画策定専門部会 —進捗状況報告、基本構想骨子の検討
平成20年4月14日	第2回 総合計画審議会 —基礎調査報告、総合計画のスタイル検討、基本構想骨子（素案）検討
平成20年4月28日	第1回 総合計画審議会 専門部会 ○行政経営・安全部会
平成20年5月2日	○都市整備・環境部会
平成20年5月9日	○福祉・教育部会 —基本構想に盛り込むべき事項の検討
平成20年5月20日	第2回 行政企画会議 総合計画策定専門部会 —基本構想（素案）検討、基本計画のスタイル検討
平成20年5月21日・27日	第3回 行政企画会議 —基本構想（素案）検討、基本計画のスタイル検討
平成20年6月4日	第3回 総合計画審議会 —今後の策定スケジュールについて
平成20年6月19日	第4回 行政企画会議 —基本構想（素案）について、人口フレームについて
平成20年6月20日	生駒総合計画特別委員会 —第5次総合計画策定の進捗状況等について
平成20年6月23日	第4回 総合計画審議会 —基本構想（素案）について
平成20年6月30日	第2回 総合計画審議会 専門部会 ○福祉・教育部会
平成20年6月30日	○行政経営・安全部会
平成20年7月4日	○都市整備・環境部会 —基本構想（素案）検討、基本計画案のスタイルについて
平成20年7月17日	第5回 行政企画会議 —基本計画（素案）について
平成20年7月28日	第3回 総合計画審議会 専門部会 ○行政経営・安全部会
平成20年7月29日	○都市整備・環境部会
平成20年7月31日	○福祉・教育部会 —基本計画（素案）検討
平成20年8月18日	第6回 行政企画会議 —基本計画（素案）について
平成20年8月19日	第4回 総合計画審議会 専門部会 ○福祉・教育部会
平成20年8月28日	○行政経営・安全部会

平成20年8月29日	○都市整備・環境部会 —基本計画（素案）検討
平成20年9月18日	生駒総合計画特別委員会 —第5次生駒市総合計画の基本構想（素案）等について 第5回 総合計画審議会 専門部会
平成20年10月3日	○福祉・教育部会
平成20年10月7日	○行政経営・安全部会
平成20年10月9日	○都市整備・環境部会 —基本計画（素案）検討、基本構想（素案）再検討
平成20年11月17日	第7回 行政企画会議 —基本構想（素案）について、基本計画（素案）について、将来都市像について
平成20年12月1日	第5回 総合計画審議会 —基本構想（案）、基本計画（案）、将来都市像について
平成20年12月17日	生駒総合計画特別委員会 —第5次生駒市総合計画の基本構想（案）等について
平成21年1月13日	第6回 総合計画審議会 —基本構想（案）、基本計画（案）、将来都市像について
平成21年1月19日	第8回 行政企画会議 —基本構想（案）、基本計画（案）について
平成21年1月30日	第7回 総合計画審議会 —基本構想（案）について、今後のスケジュールについて
平成21年2月3日	第9回 行政企画会議 —基本構想（案）について
平成21年2月13日 ～3月14日	基本構想（案）・基本計画（案）のパブリックコメント
平成21年4月3日	第8回 総合計画審議会 —パブリックコメント等への対応について、答申（案）について
平成21年4月27日	生駒総合計画特別委員会 —第5次生駒市総合計画の基本構想（案）等について
平成21年5月8日	第9回 総合計画審議会 —基本構想（答申案）、基本計画（答申案）について、市長へ答申
平成21年5月15日	第10回 行政企画会議 —基本構想（案）、基本計画（案）について
平成21年6月19日	生駒総合計画特別委員会 —議案第50号 第5次生駒市総合計画基本構想を定めることについて
平成21年8月26日	生駒総合計画特別委員会 —議案第50号 第5次生駒市総合計画基本構想を定めることについて
平成21年9月16日	生駒総合計画特別委員会 —議案第50号 第5次生駒市総合計画基本構想を定めることについて —議案第50号 第5次生駒市総合計画基本構想を定めることについてに対する修正案について
平成21年12月16日	生駒総合計画特別委員会 —議案第50号 第5次生駒市総合計画基本構想を定めることについて

平成22年3月19日	生駒総合計画特別委員会 ー議案第50号 第5次生駒市総合計画基本構想を定めることについて ー平成21年議案第50号 第5次生駒市総合計画基本構想を定めることについてに対する修正案について
平成22年3月25日	生駒市議会 ー第5次生駒市総合計画基本構想 修正可決
平成22年3月26日	第5次生駒市総合計画 策定

3. 生駒市総合計画審議会条例

(設置)

第1条 生駒市総合計画を策定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、生駒市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて生駒市総合計画の策定に関し必要な事項を調査審議し、答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 議会の議員
- (2) 学識経験のある者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る答申の終了するときまでとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市長の定める機関において所掌する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
(生駒市の特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)
- 2 生駒市の特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年11月生駒市条例第12号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

4. 生駒市総合計画審議会委員名簿

(敬称略・選出区分別 50 音順)

	氏 名	所属母体・役職等	選出区分	
会 長	中川 幾郎	帝塚山大学 法政策学部 教授	学識経験のある者	
会長代理	久 隆浩	近畿大学 理工学部 教授		
	井上 充生	生駒市議会議長	議会の議員	
	下村 晴意	生駒市議会議員		
	西口 広信	生駒市議会議員		
	加藤 曜子	流通科学大学 サービス産業学部 教授	学識経験のある者	
	岸 基史	同志社大学 経済学部 准教授		
	野田 秀孝	富山大学 人間発達科学部 准教授		
	三木 潤一	関西学院大学 大学院研究員		
	上埜 作治	生駒市自治連合会 会長	団体代表者	その他市長が必要と認める者
	川崎ひろ子	生駒市生涯学習推進連絡会 会長		
	久保 昌城	生駒商工会議所 会頭		
	有山 泰代	公募市民	公募市民	
	入口 嘉憲	公募市民		
	藤尾 庸子	公募市民		
	槇原 清一	公募市民		
	山田 雄三	公募市民		
	吉井 紘一	公募市民		

5. 生駒市総合計画の策定についての諮問

生企第181号

平成20年3月3日

生駒市総合計画審議会会長 様

生駒市長 山下 真

第5次生駒市総合計画の策定について（諮問）

第5次生駒市総合計画（基本構想・基本計画）の策定に当たり、生駒市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

6. 生駒市総合計画策定についての答申

平成 21 年 5 月 8 日

生駒市長 山 下 真 様

生駒市総合計画審議会
会 長 中 川 幾 郎

第 5 次生駒市総合計画の策定について（答申）

平成 20 年 3 月 3 日付け生企第 181 号で諮問のあった第 5 次生駒市総合計画（基本構想・基本計画）の策定について、慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり取りまとめましたので答申します。

本審議会においては、市民、事業者、行政などがそれぞれの役割を担いながらまちづくりを進めていくこと、そのためにはわかりやすい計画でなければならない、ということを念頭に審議を行ってきました。

今後、計画の推進にあたっては特に下記の事項に留意され、将来都市像「市民が創るぬくもりと活力あふれるまち・生駒」の実現が図られるよう要望します。

記

- 1 参画と協働によるまちづくりを進める前提として、本計画の趣旨と内容をあらゆる機会を通じて広く周知し、市民との情報の共有を図るよう努められたい。
- 2 計画に位置付けられた施策や事業は相互に関連していることから、全庁的・総合的に判断しながら、各分野にわたって横断的に取り組まれたい。
- 3 財政状況の厳しさが増すなか、事業の優先順位や緊急性を考慮しつつ、実効性のある「実施計画」を策定されたい。
- 4 計画内容の進捗状況を随時把握し、市民へ公表するとともに、指標に基づき客観的に評価し、進行管理を行うよう努められたい。
- 5 社会環境や経済情勢の変化等に柔軟に対応しながら、必要な場合には本計画を修正することも図られたい。

7. 生駒市の新しい総合計画を考える市民会議設置要綱

(設置)

第1条 生駒市の新しい総合計画（第5次総合計画）を策定するに当たり、市民から今後の生駒市のめざすべき方向や取り組みについて提案を受け、その内容を計画に反映させていくため、生駒市の新しい総合計画を考える市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議は、生駒市の魅力や課題を探りながら、今後における必要な取り組みについて検討し、市長に提案するものとする。

(組織)

第3条 市民会議は、委員40人程度をもって組織する。

2 市民会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 一般公募市民
- (2) 市職員
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から市長へ提案書を提出した日までとする。

(分野別部会)

第5条 市民会議に、分野毎の具体的な課題や対応策について検討を行うための分野別部会を置くことができる。

2 市民会議の委員は、原則として一の分野別部会に所属するものとする。

(市職員の委員の役割)

第6条 市職員である委員は、市民会議が提案をまとめるために必要な情報の提供を行うとともに、市民会議の円滑な運営に努めるものとする。

(庶務)

第7条 市民会議の庶務は、企画政策課において処理する。

(施行の細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月31日から施行する。

8. 生駒市の新しい総合計画を考える市民会議市民委員名簿

(敬称略・部会別 50 音順)

参加部会	氏 名
安心できる暮らし部会	安藤 豊
	大西 健夫
	加藤 直子
	金 厚子
	首藤 宏樹
	星 正雄
	松井 郁夫
子育て・教育部会	石田 修司
	浦林 直子
	木下 佳子
	杉本 進
	百田 啓子
	山田 雄三
まちづくり・環境部会	有山 泰代
	大石 哲郎
	小田 悦生
	田中 晃
	榎原 清一
	山口 昭夫
	山本 久
都市経営システム部会	荒井 尊弘
	金谷 守峰
	金子 道代
	中尾 義孝
	福山 吉和
	藤澤 清二
	宮崎 武

9. 生駒市の新しい総合計画を考える市民会議提案書

(一部抜粋)

生駒市の新しい総合計画を考える市民会議 提案書

～人と人との温かみがあり、住み続けたいと思うまちをめざして～

～市民会議からのメッセージ～

生駒市の新しい総合計画を考える市民会議は、平成 21 年度からスタートする第 5 次総合計画の策定にあたり、生駒市の魅力や課題を考えながら、将来の生駒市のめざす姿をイメージし、そしてそのめざす姿を実現するためにどんな取り組みを、誰が担っていくのか、ということをも市民の目線から提案するために設置されました。

市民会議は 4 つの分野に分かれて具体的な検討を行う「分野別部会」を主体として検討を行ってきました。部会それぞれ個別に会議を行ってきましたが、そうした中で各部会に共通する重要なテーマが浮かび上がってきました。それは、

『“人的資源”“地域的資源”“公共的資源”などの既存資源の有効活用』です。

新たな資源（財源など）を投入しなくても、十分魅力的なまちづくりが行えると確信しています。

“人的資源”とは、言うまでもなく生駒に住む人、人材です。まちづくりを行っていく上で、行政だけで対応していくことはもはやできません。幸い生駒市には優秀な人材がたくさんいると思います。これらの人材を活かす仕組みができれば、ボランティアや NPO、自治会など多様な主体によって、福祉をはじめ子育て、教育、環境、文化、安全・安心など様々な場面で、本来の意味での“自治”が可能だと考えています。

また“地域的資源”とは、豊かな自然やその源である生駒山、文化や歴史です。これらは生駒固有のものであり、観光資源としての価値以外に、子どもに対するふるさと意識の醸成や環境教育などでの活用が期待されるとともに、住環境の良さをもっと発信することで、定住者の促進が望めるのではないのでしょうか。

最後に“公共的資源”とは、既存の市の公共施設や自治会館などで、利用頻度が低い場合は、本当に必要な人が利用できる機能に転用したり、多様な使い方ができるよう検討することが望まれます。

中でも、まちづくりを担うのは人であり、生駒の人材をうまく活用することが、今後のまちづくりのあらゆる分野において、最も重要なテーマであると考えています。

市民会議は約 4 ヶ月という限られた期間で集中的に討議を重ね、分野別部会においては 4 つの部会すべてが当初予定の会議回数を 1 回オーバーすることとなりました。それでもなお時間が足りないくらいの思いを委員それぞれが持っていることと思いますが、そうした中で真剣に話し合い、まとめあげた提案書となっています。

参加した市民委員には、生駒市が主催する市民参加型の委員会に参加している者、各地域において自治会活動や福祉活動をする者など、これまで行政や地域づくりに関わってきた者もいれば、はじめてこういう場に参加する者もあり、考え方や知識・経験などが違う、それぞれの個性を持ったメンバーが集まりました。会議では意見がぶつかる場面も少なくありませんでしたが、『わがまち生駒』を大切にしたい、そして今後も『ずっと住み続けたいまち』にしたいと思う気持ちは共通しています。

延べ 60 時間余りを費やした市民会議からの提案の中にはすぐに実行できること、時間、検討を要することなど様々あると思いますが、市長をはじめ、市職員の方々においてはその内容を真摯に受け止め、生駒市に住むすべての主体にとっての基本指針である第 5 次生駒市総合計画の策定に当たっていただくことを望みます。

平成 20 年 2 月 15 日

生駒市の新しい総合計画を考える市民会議 委員一同

10. 市民会議各部会からのメッセージ

『安心できる暮らし部会』からのメッセージ

安心できる暮らし部会について、関係テーマ毎に現状を分析、めざす姿、実現のための取組などを検討しました。

1 テーマ毎の課題とあるべき姿

①医療体制

- ・ 24 時間体制で緊急時に医療が受けられる
- ・ 専門的な病気を含め誰もが医療を受けられる

②福祉サービス

- ・ ニーズに応じて必要な人が必要なサービスを受けられる
- ・ 急速な高齢化など将来を見据えた計画的なサービスが提供される

③健康・交流

- ・ 市民が健康に暮らせ、高齢者が地域で役立つ環境づくり
- ・ 高齢者の健康づくりのための福祉文化交流事業の充実

④安全・安心（防災・防犯・交通安全・バリアフリー）

- ・ 地域内でのコミュニケーションを活発化し、日常相談が気軽に出来る
- ・ 交通安全のマナーを守る安全なまち
- ・ 弱者の生活が保障されたまち

⑤人権・男女共同参画

- ・ 人権や真の男女平等が保障されたまち

⑥国際化

- ・ 外国人が安心して住め、多文化が共生するまち

2 重点的な取組

- ① 24 時間体制で救急サポート・医療体制の整ったまち
- ② 安全に生きいきと安心して暮らせるまち
- ③ 人権が守られ多文化が共生できるまち

3 部会メッセージ

全ての市民の人権が尊重され、かつ、安全・安心が守られることは市民生活の基本です。よって、安心できる暮らし部会では、以下の2点を部会メッセージとして提案します。

①市は十分に情報公開をし、取り組みの現状を市民に分かりやすく説明し、安全・安心のための市民ニーズにあった体制づくりをめざす。

②市民も安全・安心への施策に主体的に取り組み、問題があれば、改善提案や取組活動に積極的に参加し、協働社会をめざす。

『子育て・教育部会』からのメッセージ

当部会は9名（市民委員6名、市職員委員3名）で構成され、平成19年11月から平成20年1月迄の3ヶ月間で5回（1回当たり3時間）の部会が持たれました。

部会名は「子育て・教育部会」とされていますが、中身は子育て問題・学校教育問題・生涯学習・文化・スポーツ、と広範囲にわたり、限られた時間での意見交換にはいささか時間が足りず、やや練りこみ不足の想いを感じました。

しかし委員全員は、毎回全員参加で情熱を持って意欲的・建設的に取組み、「個人意見」書き込みカードは270余枚、委員一人平均30枚の意見・提案が出され、活発な意見交換が繰り広げられました。

このカードをベースにして重要な取組みの検討にすすみ、3つのキーワード、

①子育て問題 ②学校教育問題 ③文化・スポーツ・芸術 を“めざす姿”に絞り込み「部会提案書」として下記のようにまとめました。

①「生駒で子育て もっと楽しく！ ～ファミリー・地域・行政で～」

②「みんなが育つ 学校大好き！ ～子どもも大人も先生も～」

③「浪漫のまち 生駒 ～文化・スポーツ・芸術で千年の夢を～」

みんなで手を組んで“生駒で楽しく夢と希望を大切に暮らしたい！”との願いが込められています。

「提案カード」270余枚には、身の回りで日頃感じている内容も多くあり、是非、目を通して頂き、すぐにでも出来ることは行動開始！のアクションを起こして頂く事を市民は期待しています。

これからの1年、「審議会」「議会」で「生駒市の新しい総合計画を考える市民会議提案書」の内容を軸に、市民の立場で審議・評価して頂き、より多く反映されますように願ってやみません。

『まちづくり・環境部会』からのメッセージ

□□□自然と都市基盤が融合され魅力ある文化都市として住みたいまち□□□

生駒市は住宅都市として急速に成長してきました。その成長の速さに都市基盤が追いついていない部分があります。市民アンケート調査からも、市民は継続して住みたいまち（75%）と考えており、その為には自然と都市基盤の融合と安心・安全な生活環境の確保が課題と言えます。

自然 より豊かな自然環境の育成を目指します

「高山・生駒山」：ゆたかな自然の保全と活用を図る！（高山ナショナルトラスト運動）

「まちなみ」：季節の移ろいを五感で感じるみどり豊かなまち！

「水辺」：取り戻そう親しめる水辺の空間！

環境 環境問題への取り組みは学ぶことから始まります。

市民・事業者が自ら学び行動を変えていくために、環境学習に取り組む必要があります。又、市民・事業者・行政のパートナーシップを図ると共に、広域連携による環境保全活動の推進に努めなければなりません。

「市民学習」：自ら学び考え人の輪を広げよう！「学校教育」：次代を担う人材を育てよう！「事業活動」：環境経営でCSRの実践を！「行政」：自らが環境保全（EMS）のお手本を！国連グローバル・コンパクト参加

循環型都市の構築 地球温暖化をもたらしているエネルギーの削減や資源循環型社会を目指します。「化石エネルギーの削減」：CO₂排出を半減するまちを目指そう！温暖化地獄はすぐそこまで来ている！→生駒発脱温暖化のシナリオを提言しよう→LOHAS（ローハス）健康・環境・持続性

資源循環 省資源の観点から市民のライフスタイルの変革を促進し、廃棄物の減量化・再資源化を進める必要があります。「知って考え伝えよう！ゴミの行方と生駒の行方」「もったいない！！」

都市基盤

良好な住宅・住環境の整備

地域の特性に配慮した適切な土地利用を進め、自然とバランス良く融合された良好な住環境の維持・形成を図っていく必要があります。特に既存住宅地の再開発・活性化は高齢化社会を迎えるに当たり必要と思われる。

社会インフラ水準の向上

快適な生活環境確保のため、下水道・道路等の生活基盤をより充実させ地域間格差を是正する必要があります。

生活道路の整備が地域住民（高山・壺分等）の優先課題であり、生活者の視点から早急に対処すべきです。

交通体系の総合的な整備

総合的な観点から市内交通網の整備・幹線交通網とのネットワーク化やバス等公共機関の充実を進め、交通の利便性向上を図る必要があります。生活者・消費者の視点⇒「ユニバーサルデザイン・アメニティ」

文化・歴史 伝統産業や数々の史跡をネットワーク化し、市の財産として保全・活用していく必要があります。又市内外に向けて広くアピールして行かなければなりません。⇒「生駒検定・ツアーガイド」[ウェルカムセンター]「なんでも見える化マップ」→総合的な人材バンクの活性化（市民の Know Who 検索）

農産業 生産基地としての役割と保水・緑地等の公益的機能も考慮しながら地域住民との調和を図り、自然環境への負荷に配慮した高度利用と保全に努める必要があります。⇒「地産地消」（曲がった大根でも売れる場所）・163に駅の道「市民農園・体験農園」

学研都市 先端大や民間研究機関との連携を強め、高度情報社会の中で特色あるまちづくりを図る事が大事であると考えます。⇒「新たな文化の創造」「ナレッジマネジメント」

以上このような環境目標を具現化することが「関西一魅力的な住宅都市」に繋がるとともに、諸施策が実現できれば「環境 No1 自治体」も夢ではありません。市民・事業者・行政の連携と思いを共有し、共に行動することを「まちづくり・環境部会」としてのメッセージ（提案）とします。

『都市経営システム部会』からのメッセージ

この提案は、『これから生駒をどのように経営していくのか』というテーマについて、私たち委員全員が「出会い」を大切に、会議を重ねる毎に理解を深め、信頼を築き上げながら討論して得た結果です。

◆めざす姿

私たちは、「目指せ！ 30年安心、次世代に継ぐ元気なまち」と打ち上げ、生駒のまちづくりの三大要素として、「地域自治」「行財政」「情報」をキーワードに絞りました。そして、これらに関連する事柄を選ぶため、現状と課題について意見交換をし、「大切にしたい考え方」を次の3点にまとめました。

1. 市政への市民参加、協働と人材活用、地域コミュニティ活動
2. 真の市民サービス向上へ、行財政改革と行政の体質改善
3. 相互理解と合意形成のために、行政の一方通行情報発信を双方向型へ

◆市民と行政との役割分担・協働のあり方

これまでは、多くの市民が行政の守備範囲を理解不足のまま、まちのことは何でも行政に「して欲しい」と頼み、「してくれる」のを待っていた。まず「行政の守備範囲」を官民の合意で形成する、そこから「協働」のあり方も見えてきます。

地域の役割は、隣近所や地域の問題は自分たちで解決する自立した市民を増やし、主体性を持つこと。このような地域自治を進めることで、無駄な行政コストの削減にも繋がります。

地域のことは地域の手でー それには、日常のあいさつに始まる「地域コミュニティの風」を吹かすことです。

行政の役割は、「情報公開」。市民サービスの内容や各施設の運営状況等を数値で示すなど、財政状況をわかりやすく具体的に公開して、市民が様々な施策について比較検討し、前向きな意見を述べることができるようにすれば、そこから新たな協働の場が生まれます。

◆まちづくりの進め方

市民と行政は、互いに旧来の発想を転換して、「市民の行政からの自立」を目指します。地方自治の原点に立ち返り、市民は行政の支援のもと、「自分たちにできることは自分たちです」市民を掘り起し、例えば、小学校区単位の「地域市民自治協議会」を立ち上げる。そして、次世代の生駒を担う若い人を育成する「生駒創生塾」等の創設から「市民センター」へと、一つ動けば次から次へと夢が広がるまちづくりを進めます。さらに、市民による市民広報紙「市民掲示板」で、この夢を各家庭に届けたい。

子どもから高齢者まで、豊かな心を育み、遊び、学び、夜はぐっすり眠って明日の楽しい夢を見る、そんなまち「いこま」が、市民と行政の多様な協働により生まれます。

本文は、「都市経営システム」という大きなテーマについて、限られた時間の中で検討した結果であり、各委員の胸中には表しきれない「思い」が多々あることを申し添えて、本部会からのメッセージといたします。

■生駒市総合計画（第5次総合計画）

～ 市民が創る んくもりと活力あふれるまち・生駒 ～
(平成22年3月)

編集・発行 生駒市企画財政部 企画政策課
〒630-0288 生駒市東新町8番38号
電話：0743-74-1111（代表）
<http://www.city.ikoma.lg.jp/>



生駒市

